

令和3年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和3年12月15日（水曜日）

議事日程第1号

令和3年12月15日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 発議第11号 八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する  
条例制定について
- 第5 発議第12号 八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則制定について
- 第6 議案第96号 八峰町公告式条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第97号 八峰町墓地条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第98号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第99号 八峰町ぶなっこランド条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第100号 令和3年度八峰町一般会計補正予算（第5号）
- 第11 議案第101号 令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第102号 令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第103号 令和3年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第104号 令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第15 陳情第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康  
を守るため国に意見書提出を求める陳情について
- 第16 陳情第5号 精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情につ  
いて
- 第17 陳情第6号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康  
をまもることを国に求める意見書提出の陳情について
- 第18 陳情第7号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度へ  
の転換を求める国への意見書提出の陳情について

第19 発議第 13号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求  
める意見書について

---

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町 長 森田 新一郎	副 町 長 日 沼 一 之
教 育 長 川 尻 茂 樹	総 務 課 長 和 平 勇 人
税務会計課長 成 田 拓 也	企画財政課長 高 杉 泰 治
福祉保健課長 石 上 義 久	教 育 次 長 山 本 節 雄
産業振興課長 山 本 望	農林振興課長 浅 田 善 孝
建 設 課 長 石 嶋 勝 比 古	農業委員会事務局長 工 藤 善 美
生涯学習課長 今 井 利 宏	学校給食センター所長 田 村 高 夫
防災まちづくり室長 内 山 直 光	総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長 菊 地 俊 平
福祉保健副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長 若 狹 正 和	農林振興課副課長 堀 内 和 人

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高	議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子
--------------	------------------

---

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和3年12月8峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会  
議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る12月7日、議会運営委員会を開催し、11月15日付けで議長から諮問のあった令和3年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議をいたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から17日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしました。

なお、本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、意見書の提出発議を議会最終日の日程に追加することに決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から17日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から17日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

本日、令和3年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、

ご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご説明申し上げます。

はじめに、秋の火災予防運動について申し上げます。

11月7日午前7時から、水沢地区において消防総合訓練を実施し、昨年につき、今年も新型コロナウイルス感染防止の観点から住民の参加を求めないこととし、消防団による火災防ぎょ訓練を行いました。

今回の訓練は、11月に入り好天が続く乾燥注意報が継続的に発令される中、水沢コミュニティセンターで建物火災が発生し、延焼の可能性があるとの想定で行われ、周辺の第1、第2、第3、第4分団がいち早く駆け付け、水利から火災現場まで距離が離れていることを踏まえて、団員同士が素早くホースを連結させて放水するポンプ連結操作の訓練を行いました。訓練に続いて救急救命講習を実施し、胸骨圧迫の心臓マッサージと停止した心臓に電気ショックを行うAED機器の使い方を学習しました。

早朝からの訓練にご協力いただいた各消防分団員、消防署、交通指導隊など関係者の皆様には心から感謝を申し上げますとともに、これから暖房機器等の取り扱いが増える季節を迎えることから、住民の皆様と一体となって火災予防運動を展開し、無火災を目指してまいります。

次に、岩館婦人会防災講座について報告します。

10月13日午前10時から、岩館改善センターにおいて、防災ハザードマップを使いながら災害への備えや地域の土砂災害危険箇所を実際に歩いて確認する「防災ウオーク」を実施しました。

講座には婦人会と自治会長の15人が参加し、防災ハザードマップの特徴、マップの見方及び避難のあり方について学習するとともに、マップを見ながら岩館地区の災害危険区域の確認、スマートフォンと連動したウェブ版マップの活用方法について、実際にスマートフォンを操作しながら参加者全員で確認しました。

岩館・小入川地区には土砂災害危険区域が22カ所あり、災害発生時にどこへ避難したら安全なのか、スマートフォンの位置情報機能を使用すれば今いる場所からの避難経路が表示されるので、災害時、いつでもどこにいても情報を確認できることを説明しました。

この後、岩館第1、第2、小入川地区の土砂災害危険区域にバスで移動し、住宅地の

中の避難路を実際に歩いて危険箇所を確認しました。

今後も、災害から住民の命を守り、住民が安全に避難できるよう、ハザードマップを活用した防災講座や避難訓練を実施してまいります。

次に、秋の行政協力員会議について申し上げます。

11月22日、峰栄館において開催し、各自治会から出された側溝の改良やカーブミラーの設置、町道の補修などの要望29件について、それぞれ町の考え方をお示しし意見交換を行いました。住民の皆様が快適に暮らせるよう、すぐ実施できるものは早急に改善することとし、その他の要望についても、実施可能なものはその実施時期などを地元自治会と協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、自主防災組織について、令和3年度から組織の立ち上げ及び防災活動に要する経費への助成制度を創設したことを報告しながら、自治会での自主防災組織設置に向けてご協力をお願いしたところであります。

次に、「新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るうようになってから間もなく2年になるうとしております。世界においては現在も急速に感染が拡大中であり、12月12日現在、感染者数は約2億7,000万人、死者数は約530万人となっており、感染者数は毎日約60万人、死者数は毎日約7,000人増えています。

我が国においては、6月中旬から全国の感染者数が増え続け「第5波」が始まり、お盆過ぎに1日2万5,000人以上もの感染者数になった際には恐怖感すら覚えました。その後は減少に転じ、現在は1日の感染者数が100人未満の日があるなど、デルタ株が収束し、私たちのいつもの日常が戻るかもしれないという期待が膨らみましたが、その矢先に南アフリカでの新しい変異株「オミクロン株」が出てきてしまいました。

人類と新型コロナウイルスとの闘いはまだまだ続きますので、オミクロン株が日本国内に入らないようにする国の水際対策に期待するのはもちろんですが、今一度、原点に戻って、「自分のことは自分で守る」という強い意識を持ちながら、「マスク着用」、「三密の回避」「人と人との距離」など基本的な感染防止対策に取り組んでいくことが大切と考えていますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について申し上げます。

16歳以上の町民の接種状況は、11月30日現在で、1回目の接種を終えた人が5,820人で接種率92.3%、2回目の接種を終えた人が5,752人で91.2%となっており、希望する方々

へのワクチン接種は完了できたものと考えています。

なお、12歳以上15歳以下の小児への接種は、保護者の同伴が必須であり、小児科医の確保やプライバシー保護の観点から、各医療機関による個別接種で行っておりますが、11月30日現在、1回目の接種を終えた人が90人、78.3%、2回目の接種を終えた人が83人、72.2%となっております。

今後も、接種可能な医療機関情報や小児用の解熱剤など丁寧な情報提供を行い、保護者の不安の軽減を図りながら接種率の向上に努めてまいります。

次に、3回目の接種の予定等について申し上げます。

ワクチンの3回目接種は、2回目接種から原則、おおむね8カ月以上経過した人に接種することとされており、具体的には、2回目の接種が3月若しくは4月に終了した医療従事者等、先行接種された方々が主な対象者であります。

医療従事者等の方々への3回目接種は、今月から能代市山本郡内の医療機関で開始されており、町では、11月26日に31人、12月10日に38人の方に3回目の接種券を送付したところです。

なお、医療従事者等への3回目接種については、町営診療所でも令和4年1月には開始できるよう準備を進めているところです。

また、3回目の集団接種については、3月上旬からの開始を目途に、能代市山本郡医師会等関係機関などと調整を図りながら準備を進めており、具体的な計画が整い次第、遅滞なく、町民の皆様に情報を提供してまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」について申し上げます。

「事業継続臨時給付金」については、11月30日時点で、建設・建築業13件、漁業36件、サービス業9件、産直施設5件、飲食・小売・食品製造等22件、農業・製造業を含むその他事業11件、延べ96件の個人や事業所に対し、総額4,068万8,000円を支援いたしました。

なお、1件当たりの給付金額は、昨年度35万3,330円に対し、今年度は42万3,833円となっております。

また、秋田県在住者を対象に1泊当たり最大5,000円を助成する「町内宿泊助成事業（はっぼう割）」については、11月末時点において、町内7事業所の個人利用は延べ3,833人、1棟貸切利用は122件、助成金額の合計は1,980万5,965円で、予算執行率は82.5%と

なっております。はっぼう割は、コロナ禍による県内旅行の増加や秋田県が実施する「県民割」との併用が可能であることから非常に好評を得ています。

また、「プレミアム付商品券発行事業」をはじめ、子育て世帯や大学生等を対象とした「臨時給付金支給事業」などその他の事業については、事業が完了いたしました。

なお、「事業継続臨時給付金事業」と「宿泊助成事業」につきましては、好調に推移していることから、今定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、国では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活・暮らしへの支援、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等により地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、補正予算で臨時交付金を6兆8,000億円追加する予定となっております。

町への交付金額等を含め、事業内容の情報収集に努め、明らかになった段階で新たな事業を提案することとしておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

さらに、コロナ禍からの世界的な経済活動の活発化による原油価格の高騰に伴い灯油価格が上昇し、本格的な厳寒期を迎える一般家計に大きな影響を与えることから、非課税世帯を対象に灯油購入費を支援する「暖房費支給事業」及び令和3年産主食用米の仮渡金単価が大幅に下落し、農業経営に多大な影響を与えていることから、令和3年産主食用米の作付に係る種子代を支援する「稲作農家緊急支援事業」も提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「町内巡回バスの試行運行」について申し上げます。

今年度は、6月1日から5つのルートで試行運行をスタートしておりましたが、8月24日に八峰町公共交通会議を開催し、10月1日から来年3月末までの試行運行計画を協議しました。

利用者アンケートにおいて、行き先は「能代厚生医療センター」、到着希望時刻は「8時台から9時台」が多かったことから、「能代厚生医療センターに8時半前に到着する」ということに重点を置きながら協議を進めました。

バス事業者と調整したところ、岩館線の運行時間の変更については、他の路線バスの運行時間や運転手の兼ね合いなどから困難であるため、10月1日以降は、既存の路線バス「岩館線」と「大久保岱線」を運休とし、新たに「道の駅みねはま」と能代市を結ぶ「能代・峰浜線」を新設することになりました。

そのため、10月1日以降の町内巡回バスについては、1日当たりの運行便数、1週間当たりの運行本数を変更し、新たなルートで試行運転を行っております。

10月と11月の2カ月間の利用状況につきましては、いずれも延べ人数ですが、大久保岱・岩子・畑谷ルートが277人、大信田・石川・強坂ルートが188人、内荒巻・石川・比八田ルートが136人、岩館・目名潟ルートが835人、岩館海岸沿・目名潟・本館ルートが652人となっており、合計で2,088人が利用しています。今後も利用者の声を大事にし、利便性の改善に努めてまいります。

次に、再エネ海域利用法に基づく協議会について申し上げます。

6月29日、再エネ海域利用法に基づく「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会」の第3回目の会合が開催され、意見交換を行いました。

「本協議会における意見のとりまとめ」については、第1ラウンドであります「秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会意見のとりまとめ」と対比した場合、第2ラウンドである「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会意見とりまとめ」では、幾つかの新たな考え方が盛り込まれております。

1つは、「洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮すること」であり、強風による大規模停電の対応策として、既存の電力系統とは別の形で避難所の電気を確保できればという発言から盛り込まれたものであります。

もう一つは、漁業への影響調査について、漁業影響調査手法の検討に係る「実務者会議」の設置が明文化されたことであり、事業者の選定後、速やかに漁業影響調査を開始するには、事業者選定の前の段階において、水産資源調査・研究等の知見を有する専門家を加えて議論する必要があるという発言から盛り込まれたものであります。

実務者会議については、国からは、資源エネルギー庁、国土交通省港湾局、水産庁が、秋田県からは、産業労働部と農林水産部、漁業関係者としては、秋田県漁業協同組合と峰浜漁業協同組合が、専門家としては、秋田県水産振興センター、国立研究開発法人水産研究・教育機構、公益財団法人海洋生物環境研究所など17人がメンバーとなり、9月17日と10月29日に2回開催され、「秋田県八峰町及び能代市沖における洋上風力発電事業に係る漁業影響調査の手法」を取りまとめています。

なお、オブザーバーとして、能代市と八峰町も参加しております。

また、「秋田県八峰町及び能代市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案」が、8月11日に公告され、同日から8月25日までの縦覧期間を経て、



9月13日に「促進区域」に指定されました。その後は、事業者を公募するに当たっての公募占用指針が定められ、12月10日に公募が開始されており、来年12月頃には事業者が選定される見通しとなっております。

次に、今季のハタハタ漁について申し上げます。

今季からハタハタ漁の資源管理方法が見直され、漁獲量配分方式から操業日数を制限する方式に変更となりました。

沖合底引き網漁については、一経営体の操業日数が22日、1日30箱以上の漁獲量があった日をカウントすることとし、沿岸ハタハタ漁については、一経営体の操業日数を12日とし、刺し網については1日20箱以上を、定置網については50箱以上の漁獲量があった日をカウントすることとされました。

沖合底引き網漁は9月に解禁されましたが、時化による出漁できない日が続いたこともあり、11月までの2カ月間で、県漁協北部支所管内ではわずかに1.6tの水揚げにとどまっており、記録的な不漁となりましたが、12月に入り八森・岩館両漁港で6日に約6.3t、7日に約9.4t、9日に4.4t、10日に約18.1t、11日に約20.7t、12月13日時点で合計約60.8tの水揚げとなりました。

一方、11月25日に解禁となった季節ハタハタ漁は、12月4日に待望の初漁を迎え、八森漁港で204.5kgが水揚げされました。5日には、八森・岩館両漁港で約1.2tの水揚げとなりましたが、以降は少量の水揚げにとどまっておりましてところ、11日に約4.8t、12日に約11.2t、12月13日時点で合計約18.5tトンの水揚げとなりました。

冬の風物詩であるハタハタ漁は、先週末から底引き網漁と季節ハタハタ漁でまとまった水揚げを記録し、ようやく八峰町の海に活気が戻ってきました。今年は水温の関係が影響しているのか、例年とは異なり、沖合底引き網漁と季節ハタハタ漁が並行して操業されている状況であり、この後は穏やかな天候が続き、順調な水揚げに期待するとともに、安全な操業となるよう願っております。

次に、「八峰町町づくりと経済の未来を創る協議会」について申し上げます。

この協議会は、八峰白神商工会会長が発起人となり、人口減少や少子高齢化による地域内産業労働力低下への対応として、地域事業者を活性化し、雇用の場を増やすとともに、定住人口及び交流人口を増加させ、地域経済の活性化に繋げる好循環を創出することを目的に設立されたものです。

会員には、設立の趣旨に賛同された町内の様々な団体の方々が参加され、役員として

は私が顧問となり、また会長には商工会長が、副会長には町議会議長、JA秋田やまもと代表理事組合長、秋田県漁協代表理事組合長の3名が選任されるなど、正に政財官の各機関が一堂に会した協議会になっています。

協議会では、経済活性化部会、住環境整備部会、交流人口増加部会に分かれて、業種を超えた活発な意見交換が行われ、「サーモン養殖プロジェクト」、「ターゲット別日帰りレジャー開発プロジェクト」、道の駅移転を見据えた「共同販売施設構想プロジェクト」、「農産品ブランド化プロジェクト」、「遊休施設活用プロジェクト」などが検討されているところです。

町といたしましては、町政運営の羅針盤である「八峰町総合振興計画」や、重点的に取り組む政策パッケージを取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは別に、商工会を中心にJAや漁協、観光協会、さらには町議会や役場などが連携・協力し、オール八峰の総合力で、新しい切り口の具体的なアクションに繋がるアイデアや計画が生まれることを期待しております。

次に、農林業関係について申し上げます。

このたび、本町で取り組んでいる生薬栽培事業が、東北農政局が発表した、東北農政局「ディスカバー農山漁村の宝アワード」に選定されました。

これは、内閣官房及び農林水産省が「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる団体及び個人の優良な事例を「ディスカバー農山漁村の宝」として、また、東北農政局においては、東北独自の特徴ある優れた取り組みについて、東北農政局「ディスカバー農山漁村の宝アワード」として、それぞれ選定し、特設ウェブサイトで活動内容の紹介を通して全国的な情報発信を行うとともに、他地域への横展開を図っているものです。

今年度、東北農政局が選定したのは9地区2個人で、本町の生薬栽培事業はビジネス部門で選出され、海外輸入に頼っていた生薬原料のキキョウについて、町が生薬原料の国内生産に着手し、栽培を普及させていることやカミツレについても栽培指針と調整乾燥作業体制を確立し、特産品開発を支援しているほか、カミツレ収穫が手作業であることを生かし、町内小・中学校や福祉団体等の収穫体験、視察研修等を積極的に受け入れて交流人口を確保していることが評価されたものと思っております。

今後の生薬栽培事業については、現在出荷実績のある2品目に加え、新たな品目の販

売先確保に取り組み、栽培面積の拡大を図ることで生薬調整乾燥作業における周年運営の確立に繋げるとともに、町が担っている調整乾燥作業を民間組織へ移管し、雇用の創出や生薬の産地化に取り組んでまいります。

次に、八峰町住まいづくり応援事業について申し上げます。

これまでの申請状況は、子育て世帯向け新築支援事業が5件、リフォーム支援事業が56件、うち18歳以下の子ども3人以上と同居する多子世帯が1件、空き家購入等支援事業が3件、合わせて64件です。加えて、住宅リフォームに伴い下水道への新規加入が10件であります。

これらに対する補助対象経費は3億3,580万円余りで前年度比100.8%の増となり、補助金内示額が当初予算の2,000万円に達する見込みとなったことから、9月30日をもって申請受付を終了したところです。

しかし、その後も申請に関する問合せや事業継続の要望が相次いでおり、本事業はコロナ禍における地域経済の活性化や人口減少対策としての事業効果が大きいと判断したため、今定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

八森はたはたスポーツクラブに所属している八峰バドミントンクラブの子どもたち3名が、10月に青森県黒石市で開催された、第27回東北小学生バドミントン大会に出場しました。

各県大会を勝ち抜いた20組が出場した5年生以下男子ダブルスでは、八森小学校5年生の後藤優月さんと三輪直汰さんペアが見事優勝を飾り、今月末に開催される全国大会への出場を決めました。

全国大会では日々の努力で培われた最高のパフォーマンスを発揮されますよう期待しております。

次に、「第8回あきた白神子どもの俳画大会」について報告いたします。

県北地区の小学校を対象に作品を募集しましたが、今年は町内2校の応募にとどまりました。それでも170点もの応募があり、町長賞、議会議長賞、教育長賞、審査委員長賞などに16名の方が入賞しました。

夏休みの貴重な時間をさいて作品制作していただいた児童の皆さん、作品の取りまとめや応募等の労をとっていただいた先生方、そして審査に当たっていただいた審査委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第96号、八峰町公告式条例の一部を改正する条例制定については、掲示場の数を減少させるため条例改正しようとするものであります。

議案第97号、八峰町墓地条例の一部を改正する条例制定については、町営岩館墓地の地番変更に伴い、条例改正しようとするものであります。

議案第98号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、国民健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額を引き上げるため条例改正しようとするものであります。

議案第99号、八峰町ぶなっこランド条例の一部を改正する条例制定については、パーベキューハウスの解体に伴い、使用料の規定を見直すため条例改正しようとするものであります。

議案第100号、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第5号）は、1億3,269万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を66億4,998万7,000円とするもので、主な内容は、新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業、子育て世帯臨時特別支援事業及びふるさと納税寄附金の増加に伴う基金積立金の追加や、新型コロナ感染症の感染拡大防止のため取りやめた事業予算の減額などであります。

議案第101号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、155万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億7,389万6,000円とするもので、介護認定審査会への審査依頼件数の増による認定調査業務委託料などの追加であります。

議案第102号、令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、38万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,207万9,000円とするもので、新型コロナウイルスワクチン接種のための来所者の増による事務費の追加などであります。

議案第103号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、26万2,000円を追加して、職員給与費の予算額を2,147万3,000円とするものであります。

議案第104号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算（第3号）は、資本的収入に520万円を、資本的支出に522万5,000円を追加して、資本的収入の予定額を1億9,989万6,000円に、資本的支出の予算額を2億1万7,000円とするもので、内容は、岩子・大久保岱地区農業集落排水施設及び岩館地区漁業集落排水施設の非常通報装置更新工事の実施に伴う補正であります。

報告第5号及び第6号は、8月に発生した強風により椿地区空き家活用住宅の附属屋

の屋根が破損し、飛散した破片が隣家の車庫の外壁等を破損させたことについて、「八峰町長の専決処分の指定に関する条例」の規定に基づき、損害賠償を行うこと及び損害賠償に要する費用を措置した令和3年度八峰町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は9議案で、報告件数は2件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、発議第11号、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 発議第11号

令和3年12月15日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者	八峰町議会議員	芹 田 正 嗣
賛成者	同 上	腰 山 良 悦
〃	〃	芦 崎 達 美
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	水 木 壽 保

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定について

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を次のように改正する。

提案理由ですが、地方における議員のなり手不足等の解消、倫理違反に対する審査請求及び委員会の設置等を規定するため、条例改正するものです。

次のページから改正文です。

議会全員協議会でもご説明しておりますが、町との契約等の遵守規定を一親等以内の血族に、団体の役員規制を会長及び職務代理者に改めたほか、規則の政治倫理基準の補足を条例にまとめています。また、これまでなかった遵守事項に違反した場合の審査請求及び審査する委員会の規定を新たに設けております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第12号、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 発議第12号

令和3年12月15日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者	八峰町議会議員	芹 田 正 嗣
賛成者	同 上	腰 山 良 悦
〃	〃	芦 崎 達 美
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	水 木 壽 保

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。提案理由ですが、上位の条例改正により、規則についても改正するものです。

次のページから改正文です。

こちらにも議会全員協議会で説明しておりますが、2条、3条が条例に規定されたため削除となり、6条までが2条ずつ繰り上がります。5条からの審査請求、事前調査、弁明の方法、報告、審査結果の通知は、条例からの委任事項の規定となります。また、様式についても追加等を行っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第96号、八峰町公告式条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第96号についてご説明いたします。

議案第96号、八峰町公告式条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由です。例規の公布や公表を要する文書に関しては、広く周知できる環境が整備されていることから、現在町内3カ所にある掲示板を役場庁舎1カ所とするため、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

公告とは、町が条例等の公布や条例の規定に基づき、特定の事項について広く町民に公表する行為であり、地方自治法の規定により条例で必要な事項を定めることとされています。

本条例では、公告に用いる掲示板について、役場前の役場掲示板、旧八森庁舎跡地の県道側入り口にある中浜掲示板及び峰栄館前にある田中掲示板の3カ所と定めていますが、近年は条例の規定に基づく公表事項について、掲示板を用いた公告以外に、町のホームページへの掲載やパンフレット等の全戸配布を行っており、条例・規則についても町のホームページで検索・閲覧ができるようになっています。

このように掲示板を用いた公告以外に広く町民に周知する環境が整備され、一般的に利用されており、掲示板を用いた公告を町内の複数の箇所で行う必要性は以前より低くなっていますので、事務の簡素化を図るため、掲示場のうち中浜掲示板及び田中掲示板を廃止して、役場掲示板1カ所にしようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいた

します。

○議長（門脇直樹君） これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ちょっと伺います。

中浜の掲示板というのは、旧役場庁舎の前にあるバス停のところの掲示板ですよ。ファガスの前にはなかったんです。たっけか、最初っから。ファガスの前に設置することを考えないかということと、それと、あれガラス張りになって外からはこう何枚もこう通知文書がピンで留められたりして、ちょっとうわべだけしか見えないような感じするんですけども、あれこう戸開けて中見るとか、そういうふうな仕組みになってるんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ファガス前には掲示板は、この条例で定めているとおりでございます。掲示板はございませんでした。

なお、現在の掲示板については、まあガラス扉になっておりますが、当然複数枚の資料を公表している場合もございますので、扉を開けて中を見ていただくと、全部開いて見ていただくというのは何ら差し支えのない行為でございます。

ご質問のファガス前に掲示板を増やす考えはないかということですが、このようにホームページなどで広く公表できる仕組みが整っているということで、既存の掲示場を廃止しようということ考えてるものでございますので、改めてそのほかの場所に掲示板を設置するという考えは今のところ持っておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第97号、八峰町墓地条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第97号についてご説明いたします。

議案第97号、八峰町墓地条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町墓地条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由です。岩館墓地の土地管理を町と自治会間で明確にするため、また、分筆登記後の地番にするため、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

去る9月定例会一般質問において岩館墓地に関するご質問があり、墓地用地について確認を行う過程において、条例に定める岩館墓地の所在地番が実際の地番と異なることが判明しました。原因について調査したところ、平成22年の地籍調査において、自治会管理の墓地の地番、八峰町八森字門の沢111番地2に、町営墓地の地番116番地1を合筆したことによるものでした。岩館墓地については、土地の所有者はどちらも町であるものの、その管理については明確に区分しており、一つの隔地のままでは管理責任があいまいになるため、分筆を行うこととし、このたび分筆登記が完了しましたので、町営岩館墓地の地番を分筆後の地番「八峰町八森字門の沢111番地7」に改めるため、条例改正するものであります。

今回の条例改正は、地籍調査担当課及び墓地管理担当課の双方において、合筆の可否を十分に確認せずに画一的に事務処理を行った結果必要となった事務ミスによるものであり、お詫び申し上げます。今後は、今回の件を教訓に、より入念な事務調整に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第97号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） お伺いします。

分筆したことは理解できるんですが、面積いかほどになるんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えいたします。

申し訳ございません。地番については、まあ分筆に伴って確定した面積出ておりますけれども、現在手元に資料がございませんので、後ほどご回答させていただきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） 11番議員よろしいですか。

○11番（皆川鉄也君） はい。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時57分 休 憩

.....  
午前11時05分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

先ほどの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 先ほどの皆川議員の岩館墓地の面積に関するご質問にお答えをいたします。

分筆登記後の岩館墓地、町営墓地の部分の面積につきましては349.2㎡で、分筆後、区分されました自治会に管理をお願いしている部分の岩館墓地に関しましては、1,588.56㎡となっております。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。

○11番（皆川鉄也君） はい。

○議長（門脇直樹君） 日程第8、議案第98号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第98号についてご説明いたします。

議案第98号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由です。健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額が見直されるため、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改め文でございます。

改正の内容は、第5条の2第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改め、令和4年1月1日から施行するものでございます。

なお、同条例第5条の2に規定する出産育児金の額は、従前の例により適用するものでございます。

条例改正の経緯等につきまして補足説明資料をご用意しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

中段、2、改正内容についてでございます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が8月4日に公布され、令和4年1月1日から施行されることとなりました。この一部を改正する政令は、令和4年1月1日以降、出産育児一時金の支給総額42万円を維持した上で、産科医療保障制度の掛け金が1万2,000円に引き下げる反面、本来分を40万8,000円に引き上げるよう所要の規定が改正されたことから、資料のとおり、支給総額の変更ではなく一時金の内容の改正を行うものでございます。

また、新旧対照表はタブレットに載せております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第98号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第98号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決すること  
にご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり可  
決されました。  
日程第9、議案第99号、八峰町ぶなっこランド条例の一部を改正する条例制定につい  
てを議題とします。

当局の説明を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） 議案第99号についてご説明いたします。

議案第99号、八峰町ぶなっこランド条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町ぶなっこランド条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。八峰町ぶなっこランドのバーベキューハウスを、老朽化によ  
り除却したため、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。改正文となっております。

使用料に関する別表中、バーベキューハウスにかかる項目を削る改正となっております。  
す。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

参考資料としてタブレットに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご確認ください。  
さい。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第99号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） バーベキューハウスが老朽化によって除去したためっていうこと、それは当然バーベキューのそのテーブルもなくなると思うんですけども、この除去した時点で一緒に出てこなかったのか、ちょっと順番がちょっと分からないんですけども、それで今あそこ更地になってるんですよ。で、その更地になってるところ、何かこう、これからどうするかとか、どのように使いたいとか、そういうことのお考えがあるんでしょうか。とにかくサルの大群があそこの近辺に頻繁に出てきてますので、サルの遊び場になってしまうのかどうなのか。あそこら辺の全体について何かどのような考えとかありましたらお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） まず最初のご質問にありました改正するタイミング等でございますけれども、今回は除却解体工事が全て終了してからの改正となりました。工期は8月末日を工期といたしまして、その後、完成検査等を行ってからということでしたので、このタイミングでの改正となりました。

で、工事終了後の活用方法でございますけれども、今現在更地になっている状況です。この後は、まず作業広場的なところでネイチャー協会等で使用する予定となっております。ただ、斜面でございますので、なかなか使いづらいところでございますので、この後、何か良い案がございましたらご提案くださるようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） サル。サルの遊び場なってる。

○産業振興課長（山本 望君） サルの遊び場になるのではないかというご質問でございますけれども、ぶなっこランドのところにはネイチャー協会の方に委託して常駐している職員もおりますので、その方々にお願いして、何かあった場合はすぐこちらの方にご連絡していただくように指導してまいりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第100号、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第100号についてご説明いたします。

議案第100号、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度八峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,269万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億4,998万7,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の追加、第3条は地方債の変更でございます。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

4ページをお願いします。

債務負担行為の追加につきましては、第2表、債務負担行為補正に記載しております。地方公務員の定年延長に伴う新制度支援業務につきましては、国家公務員法等改正法により国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされました。地方公務員についても同様に定年が段階的に引き上げられることから、令和5年4月1日の施行日までに関係条例や規則を整備することが不可欠であるほか、対象となる方への情報提供や意思確認に要する期間も考慮する必要があることから、早期に着手する必要があり、債務負担行為を設定するものでございます。

地方債の変更につきましては、第3表、地方債補正に記載しております。

護岸補修事業につきましては、当初予算で予算措置しておりました野田川2カ所と石川川1カ所の設計業務が完了いたしましたので、同河川の護岸等補修工事の充当財源として1,500万円を追加補正するものでございます。

過疎対策事業（通常分）につきましては、林道熊沢線改良工事において、早期に事業を完成させ利便性を図るため、事業費を増額することに伴い、充当財源として140万円を追加補正するものでございます。

過疎対策事業債（ソフト分）につきましては、スクールバス運行事業の充当財源として1,430万円を財源更生し、追加補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、10・11ページの22款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

8・9ページをお願いします。

まず歳入ですが、15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として追加交付されることとなりましたので、853万9,000円の追加補正でございます。3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の3回目の接種の方針が国から示されましたので、接種体制の確保や準備に係る経費として交付される補助金1,482万7,000円の追加補正でございます。

16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金につきましては、令和2年10月から令和3年9月までの運行実績に対する生活バス路線等維持費補助金の追加補正でございます。細節1の生活バス路線等維持費補助金は、岩館線に対するもので、補助率は対象経費の6分の1となっており、121万円の追加補正でございます。細節2のマイタウン・バス費補助金は、大久保岱線に対するもので、補助率は対象経費の4分の1になっており、58万5,000円の追加補正でございます。2目民生費県補助金1節社会福祉総務費補助金のうち、細節21の社会福祉関係権限移譲維持交付金につきましては、県が市町村に権限移譲している自立支援医療の事務処理において、過年度分に積算誤りがありましたので、追加交付分として5万9,000円の追加補正でございます。細節22灯油購入費緊急助成事業費補助金につきましては、原油価格の高騰を受け、灯油価格も高騰していることから、町民税非課税世帯への灯油購入費を助成する生活応援暖房費助成事業に係る経費として交付される補助金325万円の追加補正でございます。2節児童福祉費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、国ではゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円を給付することといたしました。中でも中学生以下の子どもたちには、児童手当の仕組みを活用して1人当たり5万円の現金を迅速に給付することといたしました。その事業に係る経費として、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金2,361万9,000円の追加補正でございます。4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、細節26経営所得安定対策推進事業費補助金につ

いては、農林水産省共通申請サービスの構築においてデータ移行作業の経費が追加配分されましたので、8万7,000円の追加補正でございます。細節54多面的機能支払交付金につきましては、2組織において交付面積が増加したことに伴い、交付金3万2,000円の追加補正でございます。2節林業費補助金につきましては、林道熊沢線改良工事において、事業の早期実現を目指し利便性を図るため、補助金が追加配分されることとなりましたので、145万2,000円の追加補正でございます。

18款寄附金1項寄附金3目基金費寄附金につきましては、ふるさと八峰応援基金寄附金の追加補正でございます。現在のところ、昨年同時期と比べ約2倍の寄附額となっていることから、今後の寄附額を見込み、1,209万4,000円の追加補正でございます。

10・11ページをお願いします。

19款繰入金2項基金繰入金4目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、ふるさと八峰応援基金寄附金の追加が見込まれることから、特産品返礼品分として362万8,000円を、事務費分として283万、合わせて645万8,000円の追加補正でございます。

20款繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のため、2,978万5,000円の貸加補正でございます。

22款町債につきましては、先ほど第3表、地方債補正のところでもご説明いたしましたが、1項町債3目農林水産業債につきましては、林道熊沢線改良工事の早期完成を目指すため、県補助金が追加配分されましたので全体事業費が増額となっており、それに伴い、充当財源としまして過疎債通常分140万円の追加補正でございます。5目土木債につきましては、野田川2カ所と石川川1カ所の設計業務が完了いたしましたので、同河川の護岸等補修工事の充当財源として緊急自然災害防止債1,500万円を追加補正するものでございます。7目教育費につきましては、スクールバス運行事業の充当財源として過疎債（ソフト分）1,430万円を追加補正するものでございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

12・13ページをお開きください。

このたびの歳出において減額補正されているところにつきましては、秋田県の人事委員会勧告に基づき人件費を減額しているほか、コロナ禍の影響により今後実施の見込みのない事業費について精査し減額したところでありますので、説明は省略させていただきます。追加補正のところだけご説明させていただきます。

2款総務費1項総務管理費についてご説明いたします。



5目財産管理費11節役務費につきましては、旧岩子小学校の裏にあるケヤキの木が倉庫及び体育館にかぶさって支障を来しており、その伐採処分の手数料として93万4,000円の追加補正でございます。12節委託料につきましては、同じく旧岩子小学校の体育館が雨漏りしており、修繕対応するための設計管理委託料110万9,000円の追加補正でございます。6目企画費10節需用費につきましては、今般のガソリン・軽油単価の高騰による90万円の追加補正でございます。17節備品購入費のうち巡回バス等、巡回バスのチャイムにつきましては、復路、帰りですね、下車する時に運転手に知らせるために必要であることから購入費16万9,000円を、雪道や凍結路面を安全に走行するためのタイヤチェーン購入費16万3,000円、合わせて33万2,000円の追加補正でございます。

14・15ページをお開き願います。

18節負担金補助及び交付金につきましては、令和2年10月から令和3年9月までの運行実績に対する路線バス維持費補助金として、生活バス路線等維持費補助金726万3,000円とマイタウン・バス費補助金459万8,000円、合わせて1,186万1,000円の追加補正でございます。21節補償、補填及び賠償金につきましては、購入済みの回数券が能代・峰浜線で使用する際に額面が合わない場合に対処するための補償金として9月補正で予算措置してはありますが、当初見込みより未使用の回数券が多いことから5万円の追加補正でございます。7目電子計算費10節需用費につきましては、新型コロナウイルス関連の業務が増加したことの消耗品費54万円の追加補正でございます。12節委託料につきましては、令和4年4月より秋田県セキュリティクラウドが更新され、これまでの秋田県単位から東北6県と新潟県を加えた7県での共同利用に移行するための設定作業委託料249万2,000円の追加補正でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、軽自動車税の申告及び納税証明の電子化に伴うシステム改修費として123万6,000円を、児童手当法の一部改正によるシステム改修費として212万5,000円の合わせて336万1,000円の追加補正でございます。11目地域情報化事業費11節役務費、手数料につきましては、地デジ設備の新規に加入する場合などの手数料不足分30万円の追加補正でございます。13目ふるさと納税管理費につきましては、歳入のところでもご説明いたしましたが、寄附金額の増加見込みに伴い、関連事務費を追加するものでございます。11節役務費、手数料につきましては、寄附受領証明書の通信運搬費とポータルサイトの利用及びクレジット決済の手数料、合わせて79万4,000円の追加補正でございます。12節委託料につきましては、返礼品管理費一括代行業務委託料566万4,000円の追加補正でございます。2項徴

税費につきましては、人件費ですので省略させていただきます。

16・17ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費及び6項監査委員費につきましても、これも人件費ですので省略させていただきます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となりました戦没者追悼式関連の減額と、生活用品支援事業として、生理の貧困対応と、原油価格の高騰を受け灯油価格も高騰していることから、町民税非課税世帯への灯油購入費を助成する生活応援暖房費助成事業の追加が混在しており、予算書だけでは分かりにくいと思われるので、別の資料を準備しておりますので、そちらで説明させていただきます。

議案第100号予算説明資料1というのをお開き願いたいと思います。こういうちょっと横長のですね。よろしいですか。

3節、いいですか、まだ出てないですか。この、ちょっとこう茶色でカバーしている横長の表です。

○議長（門脇直樹君） はい、いいです。

○副町長（日沼一之君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副町長（日沼一之君） じゃ、説明させていただきます。

3節職員手当等及び4節の共済費については、人件費ですので省略させていただきます。10節需用費のうち消耗品費につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となった戦没者追悼式関連の消耗品費5万6,000円を減額し、生活用品支援事業に係る消耗品費5万2,000円と、生活応援暖房費助成事業の消耗品費2万2,000円を追加し、差し引き1万8,000円の追加補正でございます。印刷製本費につきましては、生活応援暖房費助成事業に係る窓つき封筒代7万円の追加補正でございます。11節役務費につきましては、戦没者追悼式関連の通信運搬費1万2,000円を減額し、生活応援暖房費助成事業に係る通知郵送代23万8,000円を追加し、差し引き22万6,000円の追加補正でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、生活応援暖房費助成事業の助成金780万円の追加補正でございます。

議案書の方にお戻りください。18・19ページをお願いいたします。よろしいですか。

○議長（門脇直樹君） ちょっと待ってください。

○副町長（日沼一之君） はい。

（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

○副町長（日沼一之君） いいですか。それでは説明いたします。

6目介護保険費27節繰出金につきましては、介護保険特別会計への繰出金155万6,000円の追加補正でございます。2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、歳入のところでもご説明いたしましたが、子育て世帯等臨時特別支援事業の関連事業費を追加するものでございます。10節需用費では、消耗品費1万円、11節役務費、通知郵送代として2万7,000円、口座振込手数料として3万2,000円の追加補正でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、対象となる児童手当受給者への補助金2,355万円の追加補正でございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

1項保健衛生費2目予防費につきましては、歳入のところでもご説明いたしましたが、新型コロナウイルスワクチン接種の3回目接種の方針が国から示されましたので、接種体制の確保や準備に係る経費の追加補正でございます。3回目接種の全体事業費としましては2,975万5,000円を見込んでおりますが、2回目接種分までの分として6月補正で予算措置しましたものに予算残額がございますので、このたびの追加補正では、その残額と差し引きした分として1,482万7,000円の追加補正でございます。これも予算書だけでは分かりにくいと思われるので、また別の資料で説明したいと思っております。

議案第100号の予算説明資料2をお願いします。

（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

○副町長（日沼一之君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副町長（日沼一之君） 1節報酬及び3節職員手当につきましては、現計予算内で対応できる見込みであります。7節有償ボランティアスタッフへの報償費として100万円の追加を見込んでおりますが、現計予算の残額3万7,000円を差し引き、96万3,000円の追加補正でございます。8節費用弁償として10万円の追加を見込んでおりますが、現計予算の残額8万6,000円を差し引き、1万4,000円の追加補正でございます。10節では、医療消耗品や事務用品として150万円と通知作成代1万5,000円の追加補正でございます。11節では、郵送代やコールセンター電話代として150万円と、国保連事務手数料や医療廃棄物

処分手数料として200万円の追加補正でございます。12節委託料のうち接種券作成業務委託料につきましては、現計予算内で対応できる見込みですが、ワクチン接種者送迎業務委託料として542万5,000円の追加補正でございます。13節では、順番待ちの待機場所として使用しているバスの借り上げ料として500万円追加を見込んでおりますが、現計予算の残額270万円を差し引き、230万円の追加補正でございます。ウェブ予約管理システムにつきましては、システムの使用料として90万円とバーコードリーダー賃借料として6万円の追加補正でございます。17節備品購入費につきましては、予約時に相手方の電話番号を確認する必要があることから、ナンバーディスプレイ機能つき電話機購入費15万円の追加補正でございます。

議案書にお戻りください。20・21ページをお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○副町長（日沼一之君） 4目保健センター管理費10節需用費につきましては、施設暖房用灯油単価の高騰による燃料費分4万円の追加補正でございます。11節役務費につきましては、電話回線をISDNから光に変更したことによる通信運搬費3万6,000円の追加補正でございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費1目農業委員会費及び2目農業総務費につきましては、人件費ですので省略させていただきます。3目農業振興費11節役務費につきましては、キキョウの栽培面積の拡大に伴い作業時間が増えたことにより、作業手数料20万円の追加補正でございます。18節負担金補助及び交付金の八峰町稲作農家緊急支援事業補助金につきましては、令和3年産主食用米の概算金下落に伴い、令和4年産米の再生産に支障を及ぼさないよう、令和3年産水稻作付に係る種子代の一部について緊急的に支援するものであります。主食米作付面積10a当たり1,000円を補助単価とし、令和3年の作付面積約1,097.3haを対象に補助金1,097万3,000円を追加補正するものでございます。5目農地費18節負担金補助及び交付金につきましては、これも歳入でご説明いたしましたが、2組織において交付面積が増加したことに伴い、交付金4万3,000円の追加補正でございます。7目水田農業構造改革対策費18節負担金補助及び交付金につきましては、農林水産省共通申請サービスの構築においてデータ移行作業の経費が追加配分されましたので、8万7,000円の追加補正でございます。

22・23ページをお願いします。

2項林業費3目林業整備費につきましては、林道熊沢線改良事業の早期工事完成を目指すため、県補助金が追加配分されたことに伴い、工事請負費290万4,000円の追加補正でございます。3項水産業費につきましては、これも人件費でありますので省略させていただきます。

次に、7款商工費についてであります。1項商工費1目商工総務費及び2目商工振興費8節旅費までは、同じく人件費関係でございますので省略させていただきます。

24・25ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金につきましては、収入が減少した町内の事業所を対象とした事業継続臨時給付金事業を行っておりますが、予算計上する際に予測したよりも1件当たりの交付金額が大きいことから、今後予算が不足することが見込まれますので、1,057万5,000円の追加補正でございます。3目観光費負担金補助及び交付金のうち町内宿泊助成補助金につきましては、宿泊が好調なことから、今後さらに需要が見込まれますので1,000万円の追加補正でございますが、減額分を差し引いて全体的では567万円の追加補正となります。5目ハタハタ館管理費につきましては、非常放送設備の故障、それから露天風呂の浴槽や浴槽洗い場の間仕切りの修繕のほか、今後の緊急対応分も含めて400万円の追加補正でございます。

次に、8款土木費についてであります。1項土木管理費から2項道路橋梁費1目道路維持費、それから26・27ページの方に移りますけども、4節の共済費までは、人件費関係ですので省略させていただきます。

26・27をお願いします。

右側の2段目からです。11節役務費につきましては、自治会要望による町道大沢大野線及び内荒巻線の支障木伐採に係る手数料として83万4,000円を、13節使用料及び賃借料については、支障木伐採時に借り上げる高所作業車等の車両借り上げ代として23万8,000円の追加補正でございます。2目道路新設改良費14節工事請負費につきましては、自治会要望による大沢大野線の未拡幅部分、今まで拡幅しなかった部分ですね、これの歩道の拡幅工事80万円の追加補正でございます。3項河川費2目河川維持費10節需用費につきましては、これも自治会要望であります小入川及び上の川護岸の修繕料235万円の追加補正でございます。14節工事請負費につきましては、野田川2カ所、それから石川川1カ所の設計業務が完了いたしましたので、同河川の護岸等補修工事費として1,500万円の追加補正でございます。5項住宅費1目住宅管理費10節需用費につきましては、町営住

宅に係る修繕料でございます。今後退去予定者がおり、修繕が見込まれますが、現計予算のほとんどが執行済みのため、172万5,000円の追加補正でございます。

28・29ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金につきましては、住まいづくり応援事業が順調に推移し、当初予算で措置していた2,000万円が執行済みであるため、500万円を追加補正するものでございます。

次に、9款消防費についてご説明いたします。

1項消防費3目災害対策費19節扶助費につきましては、町有地の倒木により被害を受けた岩館墓地所有者への見舞金4万円の追加補正でございます。

28ページから36ページの10款教育費関係につきましては、後ほど教育長から説明させていただきます。

36・37ページをお願いします。

次に、36ページ中段からです。13款諸支出金についてご説明いたします。

2項諸費1目国県支出金返納金につきましては、事業精算に伴う過年度分の返還金でございます。介護保険事業補助金、放課後健全育成事業、施設型給付費国庫及び県費負担金、合わせて27万円の追加補正でございます。3項基金費8目ふるさと八峰応援基金費につきましては、歳入のところでもご説明いたしましたが、ふるさと八峰応援基金寄附金が現在のところ昨年同時期と比べ約2倍の寄附額となっていることから、今後の寄附額を加味し、積立金1,209万4,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

それでは、10款教育費を教育長からお願いします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、10款教育費については私の方から説明させていただきます。

ページ戻りまして、28・29ページをお開きください。

1項教育総務費2目事務局費については、省略させていただきます。

続きまして30・31ページをお開きください。

3目教育助成費10節需用費につきましては、児童生徒学習用タブレットの持ち帰り学習を冬休みから試験的に行う予定です。携行する際や保管する際に使用するため、消耗品費9万4,000円の追加補正でございます。2項小学校費1目峰浜小学校費10節需用費に

つきましては、原油が高騰しており、冬期間暖房に使用する灯油代の不足が見込まれるため、燃料費14万円の追加補正でございます。2目八森小学校費10節需用費のうち、2燃料費につきましては、先ほどの峰浜小学校費と同様に燃料費17万1,000円を、6修繕費につきましては、予算措置した分が執行済みであるため、今後の突発的な修繕に備え、23万1,000円の追加補正でございます。3項中学校費1目八峰中学校費につきましては、スクールバス運行事業に要する経費の財源更生でございます。5項社会教育費1目社会教育総務費から3目文化活動費につきましては、省略させていただきます。

続いて34・35ページをお開きください。

4目峰浜文化交流施設管理費10節需用費につきましては、原油が高騰しており、冬期間暖房に使用する灯油代の不足が見込まれるため、燃料費54万2,000円の追加補正でございます。5目八森文化交流施設管理費10節需用費につきましては、自動ドアの鍵や非常用誘導灯などのランプの交換が必要なため、修繕費33万9,000円の追加補正でございます。6目秋田県自然体験活動センター管理費から6項保健体育費1目保健体育総務費については、省略させていただきます。

36・37ページをお開きください。

2目学校給食共同調理場運営費11節役務費につきましては、給食センター敷地内にアカシアの木があり、強風により倒れ、隣地による境界の壁板等を壊す恐れがあることから、伐採処分手数料24万2,000円の追加補正でございます。

教育費については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(門脇直樹君) これより議案第100号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番山本優人君。

○2番(山本優人君) たくさん質問あります。

まず最初、13ページの岩子小学校の体育館の管理業務委託料110万ですが、補修工事ということですが、これの使用状況をまず教えてもらいたい。

それと17ページ、生活応援の暖房費補助ですが、これ対象人数ってどうか対象世帯、それとその助成額、これの報告をお願いします。

それからですね、子育て世帯、あ、19ページですね、子育て世帯、今、国が5万円とクーポン券という話から、昨日でしたか、今日でしたかな、ここ1日、2日のうちに10万円でもいいよと、現金でもいいよというふうな話になっているようですけども、まあ八峰町としては、まあその10万円現金ということで年内交付するのかなど。その状況とで

すね、その対象世帯がどのぐらいいるのかということでもあります。

それから、21ページの稲作緊急支援の補助金、1反歩1,000円か、1,000円だということですが、これの平均的な補助金額。まあ5反歩の人もいれば30町歩の人もいるし、平均的なところ教えてもらいたい。

それとですね、もう一つ、25ページです。町内宿泊事業の補助金1,000万。これまあハタハタ館等7軒の宿泊施設に対する補助ですが、安くすれば泊まるのは当たり前だと思います。これがいつまで続けられるのか。結局は大きく泊まるハタハタ館や白神温泉ホテルの救済だけになってる。こういうことでもいいのかなということでもあります。

もう一つあったな……あ、以上です。まあ時間がないのでですね、午後からになってもかまいません。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問のうち、1点目の旧岩子小学校の体育館の利用状況についてのご質問にお答えいたします。

旧岩子小学校につきましては、校舎、体育館ともに現在さくら園に貸し出しをしております。体育館につきましても入所者の運動のスペースということで使っているというふうに伺っております。

○議長（門脇直樹君） 2点目は誰。

○副町長（日沼一之君） もう少し答える。はい。

○議長（門脇直樹君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 山本議員のご質問にお答えします。

まず2番目の17ページ、生活応援暖房費対策の助成額ということでございます。これは非課税世帯です。これは八峰町に今1,247軒ございます。全世帯3,036世帯のうちの約41%、ここに1世帯当たり6,000円の給付と、こういうことを考えている事業です。

それから、子育て世帯クーポンの関係ですね。この件につきましては、まあテレビ・新聞でお見込みのとおり、最初の予定は5万円、そしてクーポンで5万円、この予定でございました。ただいろいろ今意見がありまして、結果的に一括でもいいと。まあ3種類、10万円年内に、それから5万円・5万円、そして5万円・クーポンと、これはまあ年越すわけですけれどもね。そもそも財源が最初の5万円は予備費ですので、まあ補正予算通過しないと、通らないと、こういう判断で今までの指示で来たんですが、結



果的にやはり補正予算通らないといけないということで、事務的なことも含めて町長ともいろいろお話して、今のところの予定は5万円の給付は24日から始まります。これもう手続きしていますので。この間に24日まで拒否する方いなければ振り込まれると。あと、補正予算可決後に、今日両日中に国からも返事来るという話ですけども、昨日の時点ではまだ説明も一切なかったので、どういうふうな方向に行くのかというのは不透明でした。ただ、返事を待って、その指示があれば基本的には現金で5万円、また振り込みたいと、こういうふうに考えております。対象は223世帯、児童数が362人です。まあこういう対象です。これはゼロ歳から15歳までですね。あと、公務員の37世帯ございます。まあ差し引いていますので、結果的に今の予算になってございます。方向は以上です。

あと稲作の方は、種子代、10a当たりの種子代の約半額、以前にもちょっと収量に影響あった時にやりましたけども、これの2分の1ということで1,000円を設定しております。このちょっと平均額、じゃあどのぐらい面積のうちでなってるのか、今出してませんので、後ほど出したいと思っております。

あと宿泊事業補助について、まあ7軒、そのとおりですけども、いつまでやるのかと、こういうことですけども、まず今この臨時対策交付金のね、これがまあいつまでであるのかっていうのはちょっと分からないんですが、この辺の国、県等の対応に合わせてやっていくということですので、まあいつまでというのは今ちょっとお答えできないと、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 浅田課長、補足ある。

○農林振興課長（浅田善孝君） はい。

○議長（門脇直樹君） 浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 稲作農家の支援金の平均支給額ですけども、予算当初は400戸、予算額が1,097万3,000円ですので、まあ単純割り返しすると1人当たり2万7,400円くらいになるというふうな試算になっております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。再質問は午後1時からの再開でお願いいたします。

午前11時58分 休 憩

.....  
午後 1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 先ほどの件で若干追加で質問します。

暖房費の補助ですけれども、まあこれを提案するに至った経緯というものを私は知りたいと思ってですね、ほかから、ほかがやっているからこういう時期に合わせて暖房費を補助してやろうというふうな、ほかがやってるからというふうな発想ということでの提案というのは非常にアイデアがなさすぎるなど。もっと八峰町らしいその支援の仕方というものを考えたことがないのかなど。非常にそういうことがないのが残念で、ほかの団体と同じようなやり方だということでもあります。例えばですね、最近、私、寺役の仕事で何だ、金をこう集めに歩いたんですが、行くところところの一人暮らしの高齢者、寂しいって言ってるんですよ。話し相手がいねえと。で、周りがどんだんだんだんいなくなっていくもんですから、ということでそれで思いついたんですが、高齢者が人との接触を求めているんですね。で、一人でいること自体になかなか耐えられなくなってきたと。だったらですね、こういうふうな資金があるんだったらですね、例えば自治会館、まあ今コミセンか、コミセンにですね1日日中開放して、こう一人暮らしの老人がいつでも集まって話しっこしたり語ったりするようですね、そういうふうな使い方したらどうなのかなど。まあでなくったらファガスでも峰栄館でもいいからバスで集めてですね、今は無料バスもあるわけですから、そういうふうな集まって1日日中過ごす。そうすれば家の暖房費かからないわけですよ。そういうふうな消費の仕方だってあるんじゃないか。そういうようなことの方がむしろ高齢者にとっては喜ばれることだと思。うし、まあ普段誰か勤めに行って日中ばあさんしかいない家庭ではですね、その方が安全なわけですね。例えばみんなと一緒にいる。公共施設で1日いっぱい過ごしてくると。そういうふうな経費の使い方だってあると思うわけですよ。だから通り一遍なこの困窮家庭に油代6,000円ずつ渡して、はい、おめがたこの冬過ごせやと、こういうふうなね短絡的なこの予算執行っていうのは私はいかがなものかというふうに思いますが、町長どう考えていますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、山本議員がお話になった部分については、今の灯油助成と

はまた違う、一人暮らし老人世帯の対策みたいなそういう形にも聞こえるんですが、低所得者世帯の中にはいろんなケースがあると思います。住民税非課税世帯の部分に。だから全員が一人暮らし老人ばかりではないので。今回の場合はあくまでも低所得世帯に対する、昨今の原油の高値にとどまってる部分に対して灯油代も上がっていったので、そういう部分の低所得者世帯の家計を圧迫してるから、それを応援していこうというふうなそういう考え方で提案したものです。

それで、八峰町で過去に平成19年度、20年度、そして25年度の3回、家庭用灯油の高値価格高騰を受けて灯油購入費の助成事業を行っています。今回の場合は、そのいずれもの、25年度よりも高値、この事業を検討した際にはそれよりも高い状況になってあったもんですから、そういう部分を受けて低所得者世帯に対して、今まで5,000円だったんですけど、1,000円あげて6,000円にしたというふうなことであります。

一人暮らし老人の方々は、私も社協で何年も仕事してましたから、今議員がおっしゃってる部分は重々よく分かります。そこの部分で私の方、役場の方とすれば、住民主体の月1回とか数回集まっている、何だ、B事業、介護予防事業……

(「介護予防事業のBとかCとか」と呼ぶ者あり)

○町長(森田新一郎君) Bの住民主体の……

(「Bとかって」と呼ぶ者あり)

○町長(森田新一郎君) 事業名教えてください。

(「介護予防教室」と呼ぶ者あり)

○町長(森田新一郎君) 介護予防じゃなくて毎月のサロンの。

(「通所型サービスB」と呼ぶ者あり)

○町長(森田新一郎君) ああそうそう、通所型。通所型サービスBという月1回のそういう部分をね全町的に展開していくことによって、その一人暮らし老人への対策ができていくと思います。それと老人クラブの中でも友愛訪問とかそういうことをやってますし、そういう部分で、おっしゃるとおり一人暮らしの方々がうちの中に行くとき非常に話し合相手もいなくて寂しいというのは重々分かってますので、そこの部分とこれと繋ぎ合わせてやるたらまた制度設計が複雑になってしまいます。決して一人暮らし老人だけが低所得者世帯ではありませんので、そういう部分で今回の場合は、ほかの方も同じような考え方で今回の灯油代高値の部分に対する支援だと思いますので、真似してやってるわけでありませぬのでご理解をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いや、高齢者の一人暮らしの高齢者だけの問題を言っているのではないですよ。まあ低所得者というのは別に5人も6人の家族の中にもいるだろうと思いますよ。だったらですね、その方々も含めてですね自治会の方に日中、まあ用ない人はですよ、用ない人はそっちの方で休んでてくださいというわけでもいいわけですよ。別に家の中に何たっていないかならないっていうわけでもないわけですから。だから日中そっちの方で休んでもらったり、日曜日はそっちの方で休憩という方法だってあるんじゃないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、山本議員お話になった部分を実行に移すとすれば、ものすごい複雑な制度設計が必要になりますよ。いわゆる来たくても来れない方もいる。それから、もともと家族構成の違いもある。だから事業として構築するというふうな形の場合は、じゃあそこに来た高齢者の方々を誰かが管理して話し相手になってくれるとか、まあ自治会の方に協力をお願いするとか、いろんな部分のケース考えて制度設計しなきゃいけませんので、非常に難しくなると思います。

今回の場合は、やっぱり過去の八峰町が行ったような形で灯油高騰に伴う低所得者世帯への支援というふうなそういう考え方で提案したものであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 18ページの3款2項1目の児童福祉総務費ですけども、これはあれですか、県の補助金で、この予算書見ると県の補助金でやるようになっておりますが、そういうことで理解してよろしいですか。それとも国の補助、交付金なるんですか。そこら辺伺いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 4番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 腰山議員のご質問にお答えします。

子育て支援給付金の事業につきましては、先ほどこちらで提示しております、今通知しました予算説明資料をご参照ください。こちらの下の方、下段の方になります。子育て特別給付金先行給付金支給事業でございます。こちらの中身、よろしいですか。

○4番（腰山良悦君） はい。

○福祉保健課長（石上義久君） その下の方の予算項目全て県の補助金、いわゆる国が行った、国の予備費で措置されたものが県に交付されますので、県の補助金という形で

町は受け入れるという形で全額補助で実施させていただきます。

回答は以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） そうするとですね、町では今考えておられるのは、中学生以下の児童手当をもらってる人が対象ということで何か先ほど説明ありましたね。そうすると、国で今考えていることは18歳以下ということで進めているわけなんですよ。そうすると、16、17、18のこの子どもたちに対しての交付金は町はいつやるんですか。伺います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 腰山議員の今のご質問にお答えします。

現在国会審議中の補正予算で検討されているものがご質問の案件でございますので、その財源が確定し次第、こちらの方で予算措置してから交付できるような体制で実施してまいりたいと考えております。

回答は以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 何点かあります。

まずですね7ページのコロナ感染地方創生臨時交付金なんですけれども、853万9,000円、これはですね要求して来るものなんですか。それとも、こちらの方でこれとこれに使うのでこのくらい要求しますというふうに来るものなのか。そこについてちょっとお尋ねします。

で、まあその中で灯油が県の方から325万円が入って、それにあとは臨時交付金を使うと思うんですけれども、それでその枠内であったらやっぱり生活暖房費の金額が非課税世帯のみということで、かなり不足してるなという感じがします。この根拠というか聞きたいと思います。

それとですね、教育長に聞きたいんですけれども、生理用品5万2,000円計上されてますけれども、これはあれですか、まあ小学校の高学年から中学生にわたって配付するという形ですか。それとも保健師さんに行ってもらってくるとか、そういうことでしょうか。まあ生活困窮者に対して生理用品を配るようなそういう体制になってるのか、それとも全般的に生理用品用意しておいたから取りに来てくださってというふうなそういうものなのかどうなのか。そこら辺教えてもらいたいと思います。

それと教育長についでに、タブレットの持ち帰りということが話されてましたけれど

も、Wi-Fi設備みんな持ってるんですか。何軒持ってなくて、その持っていない人に対して、まあ私は何度か質問してるんですけども、その辺はどういうふうなことになってるのか聞きたいと思います。

もう一つついでに聞きます。巡回バスですけれども、13ページ、巡回バスにチャイムをつけるということですから、巡回バスを走らせるに当たって海岸線のところに待合室をつくるということが走らせる条件だということになってるんですけれども、これはあれですか、試行運転の期間だから海岸線にバス停に待合室をつくらないということなのかどうなのか、その辺ちょっと教えてもらいたいと思います。

もう少しありますけども、まず以上です。

○議長（門脇直樹君） 7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私の方からは最初の臨時、コロナ対応の臨時交付金の話と、それから福祉灯油の話、それから巡回バスの部分、この3点にお答えします。

まず新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金の部分については、あくまでも新型コロナウイルスによって影響を受けた、そういう部分に対する交付金でありますので、今回の原油高、その部分については特に含まれないかとは思いますが、これは私たちはそれでも国から財源来なくても、いわゆる低所得者世帯の部分に対しては支援しなければいけないというふうなそういう考えを持って提案いたしました。

それから、この件に関しては、町がそういう灯油代の補助をする場合に県の方で5,000円を上限としてその2分の1を補助するっていうふうなそういう形になってますから、町の6,000円やりますけども、その部分の2,500円は県の方から後で入ってくるというふうな、まあそういう仕組みになってます。

それから、新型コロナウイルスの対応の臨時交付金につきましては、今現在6兆8,000億円というふうな形の巨額の対策費が国の方で検討されております。それで前回の部分の対応交付金の例でいきますと、町の方で感染症対策、拡大防止対策だとか経済的に影響を受けた人方への支援対策とか、コロナ禍の部分を見据えた対応とか、そういう部分で実施計画を作ります。その計画を作って、その部分が認められれば、いわゆるその前に配分額決まってくるんですけど、その配分額をもとにして町の方でそれをどういうふうにするのかっていう部分を計画を作って内閣府の方に出します。それで内閣府の方からオーケーもらったらそれが実行に移すというのがこれまでのパターンですので、そういう形になると思います。やっぱり計画作って承認をいただいて実行するという形に

なると思いますが、まだどのくらいの金額来るのか、今の部分ではこれしか分からないんです。地方公共団体が地域の実情に応じて実施する以下のような取り組みっていうふうな形で、1つは感染防止策の徹底に向けた対応、2つ目は感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援に向けた対応、ウィズコロナ禍での社会経済活動の再開に向けた対応、今のところこれしか分かりませんので、この後の膨大ないろんなメニューが出てくるといいますから、それを見ながら実施計画をまとめたいたいというふうなそういう考え方でいます。

それから、巡回バスの部分については、チャイムは、帰りの部分について、バス停で降ろすんじゃなくて自動的にここで降ろしてくださいと言えば降ろしてもらおうような、そういう形のサービス向上に繋げるためのものです。

それから、待合室の部分については、今まだ試行運行中で、どういう形の部分が、どの停留所が一番多く乗るかとかいろんな問題があるので、一斉に何十カ所もの形のその待合室ってのはこれなかなか難しいと思いますから、そういう部分も試行運行の結果を見ながら、順次、まあ海岸線を通っているルートは今2番目に利用者が多いんですけど、そういう部分の中でどの停留所が一番多いのか、風当たりの強いところはどこなのか、そういう部分もこう検討しながら対応していきたいというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、今見上議員から質問の2点について私の方から回答させていただきます。

まず生活困窮者に対する生理用品のということですが、まずこれについては、保健室に保管して、必要になった子、あるいは緊急にとか、それからお願いされた子が来て保健室から渡すのか、それとも女子トイレに常設して自由に使ってもいいようにするか、あるいは生活困窮、まず保護世帯の女の子のところに一括配布するか、いろんなやり方あると思いますので、今、学校の養教さんと相談しながらそのやり方を考えていきたいと思っています。

2つ目のタブレットの持ち帰りについてですが、今回各小中学校に、この冬休みからそういった対応をしていただきたいということをお願いしております。前に調査したところ、Wi-Fi環境がないという家庭は数軒でした。とりあえず今回小学校の方では、低学年持ってってもあまり使えないだろうってことで5年生から持ち帰りを考えているようです。で、先週というか、八森小は先週、それから峰浜小は20日ですので来

週の月曜日に、一旦その持ち帰ってうちで接続できるか、Wi-Fi環境あるかどうか、そういったものについて確かめる期間をもってから冬休みに貸し出しするかどうかを決めるというふうなことで、今試験期間やっています。で、中学校では貸し出さずに、冬休み中に地域未来塾で学校に来て学校の中で勉強しますので、その際に使わせるというふうな方向で動いています。ですので、小学校の方のWi-Fi環境を整えてない、まだ使えないってことがそういった状況が出てきた場合に、そこに対してどう対応するかについては、学校と相談して対応したいと思っています。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 小学校5年生からタブレットを冬休みにやるということで、まあ数軒って言われてもね、やはり1軒でも2軒でもその設備がなくて全然使えなかったってことであれば、これはやはり何らかの対策を町で考えてもらいたいと思います。で、まあ今統合ってから、まあ未来塾のそれは大変結構なので中学生はいいんですけども、小学校に来いなんて、持ってない人、小学校に来いなんていっても、それはちょっとやっぱり酷な話ですので、その辺はかなり慎重にやってもらいたいと思います。

生理用品についてはまだどういうふうにするか分からないようですけども、やはり生活困窮者に対して何の心配もなく生理用品を渡せるようなそういう体制は取ってほしいなと思っています。これは答弁は要りません。

それとですね、別のこと質問します。町営住宅について、町営住宅が何か退去が9軒あると言われたと思います、私の聞き違いなのかどうなのか。9軒ということは非常に多いと思うんですけども、何か原因があったり、その穴埋めはどのように進んでいるのか聞きたいと思っています。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

町営住宅9軒退去ということですが、正確には4軒で、これからもう5軒いると、こういう見込みでございます。というのは、今回たまたまですね、これまでは3、4年くらいの年数の入っていた方、年間2、3軒なんですけども、今回相当こう長く、20年、30年っていう長い方が多く退去と。この原因はよく分からないんですが、老朽化もあると思うんですけども、そういう中で改善費も嵩むと、こういう環境でございます。この方々の退去後の対策ですが、これもやはりしっかり修理してリフォームしながら直して



入れる環境を整えながら、PRしてまた入居に努めたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ちょっと一つだけ。町長の答弁の中で海岸線のバス停なんですけれども、海岸線通る時にバス停を、バス停というか待合室をつくるからということで海岸線を通ったと思うんですけれども、本当によく調べてもらいたいんですが、茂浦の浜には立ってられないです、もう本当に。5分も立ってられなくて家に戻ったっていう人もいますけれども、そういうところはね、これからよく本当に危険な状態だと思うんですよ、バス停にあそこに立ってるっていうことは。飛ばされてしまうし、下におっきい側溝、川みたいな側溝もあるし、飛ばされる可能性もあります。危険なところの区域にはまず待合室をつくるということをこれ考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） いろんなケースがあると思いますので、まず海岸線沿いを走るっていう部分の決めたのは、海岸沿いから今の岩館線、前の岩館線ですね、その部分のバス停まで距離がある。坂道であるというふうなそういう部分から、平行的な道路なんですけど、それでもやっぱり旧道と国道とかそういう、いわゆるもう一本必要なんだろうというふうな判断で試行運行しています。で、その部分に関して、もう危険な場所、早く待合室つくればっていうふうなそういう話なんでしょうけれども、その部分についてはもうちょっと試行運行させていただいて、今見上議員おっしゃったような茂浦とかそういう部分について、もう一回担当者の方には調べてもらいますけれども、つくらないわけではなくて、今すぐ全部こう本格運行するまでどういうふうなルートでどういうふうにすればいいのかっていう部分を決める前に建物を建ててしまうっていうのは、これはまた非常に問題あると思いますから、その部分を今調べながらやっていきたいと思っていますので、もう少しお待ちいただければと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 灯油代について質問します。

6,000円、非課税世帯に補助するというので、これはほかの自治体に先駆けてもっと早くやるべきではなかったかと私は思っています。まず出すということで良かったんですが。これに低所得のひとり親世帯の方、含まれる方もいれば含まれない方もいると思うんですけど、非正規労働者でひとり親で子どもを育ててる家庭もあると思うんですが、

そういう方たちに対しての補助というのは考えていないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 3の番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 何か明日の一般質問の部分でもいろいろ予行練習みたいな感じになってるんですが、基本的にいろんな場面があります。ひとり親の家庭の中でも住民税が課税なってる世帯もありますし、それから一人暮らし老人の方々でも同じような問題があります。で、どこで線引くかっていう部分で、やっぱり国の方でも打ち出してるように非課税世帯というふうな形の方が一番分かりやすい線引きだろうなということで、とりあえずそういうふうにいたしました。

で、もっと早くっていうふうな話なんですけれども、やっぱり石油の高騰部分、今逆にいけばちょっと下がってきてます。ガソリンも160円代から150前後まで下がってきてるから、まあそういう部分もあるんですけど、すぐやる部分も確かに方法もあったんですけども、その部分については全体のまあ灯油だけでなくいろんな問題がありましたので、遅れたとすればこうまくないんですけど、現実を使うのはこれから一番かかるわけですから、その部分に間に合えばいいかなというふうな思いで今回の12月補正というふうな選択をいたしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） まあ今おっしゃったように、どこで線を引くかっていうのは難しい問題だと思うんですけども、第1弾として非課税世帯に出すということ、これが打ち出されれば多分、うちだって苦しいのにつて声が出てくると思うんですね。そういう時に、まあひとり親だし、うちにも出してほしいとかそういう声があがった時には是非柔軟に対応していただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 風が吹けば桶屋が儲かるって話もあるんですが、これもある意味、新型コロナウイルスの影響もあつての世界的な経済活動が活発化したもんだから急に石油の需要が上がって、そしてそれ原油国の方であんまり量出さないもんだからこういう形で値段が上がっていったって話あるので、今の6兆8,000億円のそういう部分の中のメニューにあるのかどうかも含めながら検討しなきゃいけないんですけど、いずれ今議員おっしゃったように非常に増やせば増やすほど線引きが難しくなります。だからそういう意味で一番分かりやすく、八峰町41%の方々が、これの数字もびっくりなんですけど、そういう方々に対してまず真っ先に支援すべきだなど、方というふうな形でそうい

うふうに出しました

それとあと次、次回の部分については、状況を見ながら、いわゆる国からの財源があるのかどうかも含めながら、そういう部分も見ながら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 4ページの債務負担行為についてちょっとお伺いをいたします。

先ほど国家公務員の定年退職が65歳まで延長になるというようなお話で、地方公務員もそれにまあ追随しながら実施していくという考え方のようでございますけれども、ここにありますように定年延長に伴う新制度支援業務というような文言があるわけでございますけれども、どういう業務でどういう支援をするのかですね、あんまりまだ聞いたことのない部分でございますので、もし分かりましたら具体的に教えていただければというぐあいに思います。

○議長（門脇直樹君） 11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えいたします。

地方公務員の定年延長に伴う新制度と申しますのは、大きく2つございます。1つは、60歳を機に管理職員を中心に、いわゆる役職定年を設けるというものでございます。もう一つは、この60歳を機に定年まで早期に退職して短時間勤務に切り替えるということができるという制度、これ大きく2つできます。こういったことからですね、これらに関する条例等の作成、それから制度設計、そして説明にもございましたとおり、60歳から定年延長まで、60歳を機にその後の働き方をどうするかということ、令和5年、4年度末で、違うな、令和5年ですね、5年に退職される方々に対しては事前に意向調査をした上で、60歳以降のですね定年までの働き方について身分等決定するという作業がございますので、これらに対する、主に例規などの整備に関することをコンサルタント業務されている業者さんに委託しようとするものでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第101号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第101号についてご説明いたします。

議案第101号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)。

令和3年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ13億7,389万6,000円とする。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき、歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入をご説明いたします。

6・7ページをご覧ください。

歳入の内訳は、議案第100号にて説明ありました一般会計補正予算に関連し、7款繰入金1項4目1節事務費繰入金に一般会計繰入金として155万6,000円を追加補正し、8款繰越金1項1目1節繰越金に前年度繰越金として2,000円を追加補正するものでございます。

なお、それぞれの内訳につきましては、関連する充当財源となる歳出内訳に、あ、詳細を説明させていただきますので、繰入金及び繰越金それぞれの関連する歳出内訳につきましては、次の8ページ・9ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費3項介護保険審査会費1目認定調査等費155万6,000円は、それぞれ認定調査業務に関連するものでございます。11節役務費、手数料65万1,000円は、介護認定に係る主治医意見書の作成手数料の追加補正でございます。同じく、続きまして12節

委託料の90万5,000円は、認定調査の業務委託料の追加補正でございます。

介護保険の認定調査業務につきましては、新規、更新及び変更申請により業務委託にて認定調査を行っていただいておりますが、当初の見込みより更新、変更申請の件数が大きく伸びていることから、追加補正させていただくものでございますので、その財源として一般会計繰入金を充てさせていただきます。

また、6款繰出金1項償還及び還付加算金3目償還金22節償還金利子及び割引料2,000円につきましては、国県支出金等返還金でございます。介護給付費財政調整交付金の令和元年度の実績額が確定したことに伴う返還でございますので、その財源として前年度繰越金を充て返納するための追加補正でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第101号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ちょっと伺います。

委託料の認定調査業務委託料ですけれども、今課長は大幅に伸びているって言われましたけれども、介護認定が1から2になったとか2から3になったとか、そういうふうなこうアップしてしまったっていうことだと思うんですけれども、特に今詳細を聞くわけじゃないんですけれども、特徴的なところとしてはどういうふうなところが主にこう伸びているかというところが分かりましたら、大体でいいですので教えてもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上政子議員のご質問にお答えいたします。

認定調査につきましては、申請に伴って行うものですので、更新申請が大幅に伸びております。これにつきましては、平成30年度より、いわゆる認定期間12カ月であったものが最大、現在までに48カ月まで延長できるように改正を続けております。現在最長まで伸びた人方が更新申請の初めての年に当たるということで、今回の更新が大幅に増加していると。併せて、入退院、先ほど見上議員からお見込みのとおり、体調を崩されて介護度的には重くなるというような申請の方が若干多くなっている状況でございます。

説明は以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第102号、令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第102号についてご説明いたします。

議案第102号、令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)。

令和3年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,207万9,000円とする。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき、歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入の方からご説明いたします。

6ページをご覧ください。

4款繰越金1項1目繰越金に38万4,000円を追加補正するものでございます。

なお、この内訳につきましては、関連する充当財源となる歳出内訳にて詳細をご説明いたしますので、次の8ページ・9ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費1項施設管理費1目医科一般管理費に24万円を追加するもので、3節職員手当等5万5,000円減額につきましては、期末手当の支給割合の変更に伴う減額補

正であります。10節需用費19万7,000円のうち消耗品費6万6,000円は、ワクチン接種など患者増に対応する院内用のスリッパ等の購入費用でございます。併せて、修繕費13万1,000円につきましては、消防設備の不良箇所の修繕による追加補正でございます。11節役務費、通信運搬費1万8,000円、13節使用料及び賃借料、事務機器3万円は、同じくワクチン接種など患者増に対応する電話の通信料及びコピー機使用料を追加補正するものでございます。17節備品購入費5万円は、診療で使用するタオルなどの洗濯用の洗濯機が故障したことにより、更新が必要になったことから追加補正するものでございます。2款医業費1項1目医科医業費14万4,000円につきましては、11節役務費、手数料の追加補正で、町営診療所にて今年度事業実施しております特定健診のデータ入力手数料や、ワクチン接種での医療廃棄物等処理手数料等、来院者数の増加によって追加補正するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第102号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第103号、令和3年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第103号をご説明いたします。

議案第103号、令和3年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算(第3号)。

第1条、令和3年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

議会の議決を経なければ流用できない経費の補正。

第2条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費、既決予定額2,121万1,000円、補正予定額26万2,000円、計2,147万3,000円。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森田 新一郎

1 ページ飛んで説明資料の2ページをお願いいたします。

1、総括の欄の給与費の手当の項目ですけれども、比較として26万2,000円の増額となっております。この内訳として、次の表の手当の内訳という表があります。ここでは期末と勤勉手当、これについては一般職の給与に関する条例の改正に伴って減額するものがあります。そのほかに時間外が35万円増額となっております。これについては、水道事業が企業会計に移行してから初めての決算処理と、消費税申告を行うに当たり事務処理に時間を要したことで時間外勤務手当が膨らんでしまいました。これによって今後夜間や休日に水道の漏水等の発生した場合のことを考慮して、所要額を追加補正するものがあります。よって、差し引きとして26万2,000円の追加補正をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第103号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第104号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。



○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第104号をご説明いたします。

議案第104号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和3年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量に次の項目を加える。

（4）主要な建設改良事業。

ニ、岩子・大久保岱地区農業集落排水処理施設非常通報装置更新工事事業費269万5,000円。

ホ、岩館地区漁業集落排水処理施設非常通報装置更新工事事業費253万円。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

説明については後ほど別紙で行います。

次のページをお願いします。

企業債。

第4条、予算第9条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、下水道事業。補正前の限度額4,620万円に対して補正後5,140万円とします。

債務負担行為。

第5条、予算に第10条を追加し、「（債務負担行為）第10条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。」とする。

事項、中浜・椿マンホールポンプ設備更新工事。期間、令和3年度から令和4年度。限度額1,710万5,000円。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

説明資料1ページ飛んで2ページ目をお願いいたします。

令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画。

資本的収入及び支出。

収入、資本的収入を補正予定額として520万円。その内訳としまして、2款の農業集落排水事業及び3款の漁業集落排水事業のそれぞれ企業債を活用して270万円と250万円を

補正するものであります。

支出についてです。資本的支出、補正予定額が522万5,000円。2款の農業集落排水事業と3款の漁業集落排水事業いずれも建設改良費の施設改良費として、農業集落排水事業が269万5,000円の追加、漁業集落排水事業が253万円の追加であります。これは、処理場の非常通報装置の更新を行うための予算であります。

5ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書です。

中浜・椿マンホールポンプ設備更新工事の限度額を1,710万5,000円としています。期間については、令和3年から令和4年度までの2カ年です。財源としましては、企業債とします。

当該マンホールポンプは、それぞれ2台ずつ設置されていますが、そのうち故障した1台ずつを更新するために9月補正で予算化して、現在更新工事を進めているところがあります。中浜のポンプについては、過負荷により11月上旬に2台目も故障してしまい、今のところ応急対応として業者から代替品を借用し運転している状態です。また、椿のポンプについては、経年劣化に加え、1台でフル稼働しているため大きな負荷がかかっている状態で、故障する前に更新が必要であることから追加補正するものです。

マンホールポンプの更新工事に当たっては、ポンプ機器の制作納期が4カ月から5カ月と見込まれるため、今回は債務負担行為についてご承認いただき、速やかに入札事務を進めたいと考えています。

なお、執行に向けた予算措置は、令和4年度当初予算に計上する予定であります。

以上、説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第104号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第15、陳情第4号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この陳情については反対いたします。

ここの項目事項の3項、3番目にありますが、75歳以上の2割負担を軽減するという部分について、ここの部分についてはですね、高齢者であってもかなり所得のある方もいるわけです。そういう方は若者の負担が増えないよう増やすべきであってですね、まあそれが従来どおり1割負担のままいくとですね、結局は何ていうか、残った人の若者等現役世代の保険料等の値上がりに繋がるということからですね、私はこの部分について異議があるので反対いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 賛成討論を行います。

新型コロナが最大ピークの時は医療崩壊が起きていました。国は異常事態が発生した場合、まず公的病院、保健所が機動力を発揮しなければならないのに、政府は病床削減、公的病院削減、統合、保健所を半分に減らしました。消費税は10%は今、買い物をするために改めて生活に響いてきます。社会保障のためと言いながら、後期高齢者には2割負担をしています。強いています。高齢者が増えるから高齢者が負担する、これはおかしいです。医療体制と保健所を元に戻して、せめて国際水準まで伸ばして今後の感染症対策に備えてほしい意味で、この陳情には賛成です。意見書の提出を求めます。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第4号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、陳情第4号は採択とすることに決定されました。

日程第16、陳情第5号……

(「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 皆さん休憩した方いいですか。

(「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 休憩いたします。2時5分より再開いたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時04分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

日程第16、陳情第5号、精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第17、陳情第6号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) もとい。

休憩します。

午後 2時06分 休 憩

午後 2時06分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第6号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第6号は採択とすることに決定されました。

日程第18、陳情第7号、介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第19、発議第13号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12月16日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

---

午後 2時09分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 8番 菊 地 薫

同 署名議員 9番 笠 原 吉 範

同 署名議員 10番 芦 崎 達 美





令和3年12月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和3年12月16日（木曜日）

議事日程第2号

令和3年12月16日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	成田 拓也	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	石上 義久	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	山本 望	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	今井 利宏	学校給食センター所長	田村 高夫
防災まちづくり室長	内山 直光	総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	菊地 俊平
福祉保健副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭 正和	農林振興課副課長	堀内 和人

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君、2番山本優人君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴の皆様には、寒い中、足下の悪い中、ご苦勞様でございます。

議席番号9番笠原吉範、一般質問いたします。

ちょっとマスクで曇りますので、一般質問の間、取らせていただきます。

1問目は、原油高の影響を受けている漁業者・農業者への支援であります。

原油価格の高騰により、国民生活に大きな影響が出ております。灯油の需要期を迎え、町民の中にも行き先を不安視する声があります。特に原油高の影響を受けているのは、農業者と漁業者です。漁業者においては、操業を見送る日も多く、その対応に苦慮しているとの報道があり、農業においては、シイタケ栽培農家に伺ったところ、コロナ禍で低迷した価格が冬場の需要期を迎え回復傾向にあったが、灯油価格の上昇で経営が苦しいと話しておりました。漁業者・農業者へ支援が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

続いて、中浜地区中心部整備事業の宅地分譲公募についてであります。

中浜地区中心部整備事業の事業スケジュールでは、令和4年7月に公募開始となっております。現在、町が考えている公募条件の内容をお知らせください。

また、中浜地区活性化のため、地域行事への参加や避難訓練への参加、消防団への加入などを公募に加える考えはないでしょうか。

この2点について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。傍聴の皆様には、朝早く、また寒い中、

また足下の悪い中、傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。

それでは、笠原議員のご質問にお答えします。

原油価格高騰の影響につきましては、ガソリンや灯油価格などにとどまらず、その他の燃料費や光熱費を押し上げ、生産現場や物流のコスト上昇に直結し、様々な製品や漁業、農産物にも影響を及ぼすことが懸念されています。

町の漁業現場において、一番影響を受けるのは底曳き網漁で、1回の操業で約400リットルの重油が必要だと伺っております。重油単価は、現在は1リットル当たり106円程度で推移しており、昨年より30円ほど高い状況が続いています。また、11月における底引き網漁の操業日数は、時化が続いたことにより概ね5日間程度にとどまっておりますが、今月に入りようやく操業できる状況となり、ハタハタ漁も沖合漁のまとまった水揚げがあり、豊漁が期待されるところです。

町から漁業者への支援としては、事業継続臨時給付金としてこれまでに37件、1,474万7,000円を助成しており、うち底引き網漁事業者には7件、350万円を助成しております。

農業においては、新型コロナウイルス感染症の影響等による米の概算金の大幅下落をはじめ、野菜相場も温暖な天候が続いたことにより順調に生育し増量基調となったことから、価格が低迷していることは私も認識しております。

シイタケの状況について、JAに確認したところ、販売単価については、これから鍋の需要期に入ることから単価の上昇が期待されましたが、県内外の米農家が今年産の作業を終了したことで、シイタケ栽培に着手、市場に出回る量が潤沢になったことや、野菜の価格低迷の影響もあり、11月の市場価格は下落傾向にあり、また、暖房等で使用する灯油代は、例年の1.5倍ほどかかり増ししている状況と伺っており、厳しい経営状況にあると言えます。

シイタケに関しては、今年7月に「JAきのこ部会」より、新型コロナウイルス感染症の影響による消費需要の大幅減少、単価安に対する支援の要請書が提出されており、その際、町では、有限会社峰浜培養に要請に対する支援について働きかけを行い、有限会社峰浜培養ではホダ木単価を2円値引きする支援を実施したほか、JA秋田やまもとにおいても、パックセンターでの処理数量に対して1パック当たり2円の特別助成を実施しております。

また、シイタケには、販売価格が著しく低落した場合に価格差補給金を交付し、生産

者の経営に及ぼす影響を緩和する制度として「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」があり、生産者が同事業に加入するために支払う負担金の3分の1について町が負担する支援を行っております。

いずれにいたしましても、原油高騰による影響は、農業や漁業に限らず広範囲にわたることから、今後は、国や県が打ち出す支援策を注視しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

2問目の「中浜地区中心部整備事業の宅地分譲公募について」のご質問にお答えします。

「中浜地区中心部整備事業」につきましては、定住移住に繋がりやすい遊休地である旧八森町役場跡地の有効活用、「若い大人を増やす」取り組み、中浜地域の活性化などの観点から、町が宅地造成した100坪ほどの土地を子育て世帯等に無償提供する計画としております。

町が行う宅地分譲につきましては、応募者に対して、自治会の活動に積極的に参加するとともに、八峰町の生活文化、自然環境への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となるよう努めることなどを記載した「誓約書」の提出を求めており、中浜地区分譲地においても同様の条件とすることを検討しているところです。

笠原議員ご提案の「公募条件の追加」のうち、「避難訓練の参加」につきましては、町が計画した訓練を行う際には必ず自治会の協力を求めていますし、自主防災組織による訓練が行われる場合も含めて、「避難訓練に参加する」ことは、「自治会活動へ参加する」と同義であると理解しています。

また、申し込みされた方々が、中浜地区分譲地が津波想定区域であることを強く認識し、防災への備えを確実にしていただくためにも「避難訓練の参加」は必要と考えますので、可能な限り避難訓練に参加するよう努めることを誓約書の内容に追加することについて検討したいと考えております。

「消防団への加入」につきましては、町の長年の課題である消防団員の慢性的な不足を心配する気持ちから提案されたものと理解していますが、ご存じのとおり消防団員は特別職の公務員であり、生業ではないものの、公務員の身分を得て、厳格な階級制度のもとで組織活動に従事することになります。

このため、消防団への入団及び退団は、義務や強制ではなく、本人の自由意思によることとされていますので、宅地分譲に関する公募の条件とすることまではできないと考

えています。消防団活動の重要性を丁寧に説明しながら勧誘に努めてまいります。

○議長（門脇直樹君） 9番議員、再質問はありますか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 1問目についてですが、県や国の動向を見ながら検討するというものでありましたが、この質問するに当たりまして、シイタケ栽培農家に直接行って話を伺ってまいりました。先ほど町長が言ったように、灯油価格が1.5倍ほどかかると、昨年に比べまして。それで、この冬だけでもおそらく50万円から60万円ぐらいいのかなり増しになるんじゃないかなという話をしておられました。この状況が続くと、栽培を断念せざるを得ない方も出てくるんじゃないかなというお話をされておりました。

それで、昨今、少しくガソリンとか灯油とかもちょっと下がってきておるわけですが、今ここにですね日本総合研究所の原油市場展望というレポートがあります。これのですね今後の見通しについてちょっと読ませていただきます。「先行きを展望すると、新たな変異株の感染拡大により先行き不透明感が強まっているものの、原油価格は高値の水準が続く見込み。原油供給の拡大が穏やかにとどまる一方、世界的なエネルギー需要が旺盛である結果、需要の逼迫が意識されやすい展望が続くと予想」と。これが12月末に出てきたこのレポートなんです。まああくまでも予想ですので、このままいくとは限りませんが、突然こう前の去年の水準に原油価格が戻るということは非常に考えにくい。長期的なものになるのだろうと私は予想しています。これが漁業・農業に及ぼす影響というのが長引けば長引くほど、大変なものになっていくと思います。この辺について町長の見解をお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 笠原議員のご心配されてる部分は、私も同じであります。こう農業・漁業だけでなく、建設資材にしてもあらゆるものが手に入らなくなっています。鉄の値段もめちゃくちゃ上がっているという話もあります。

シイタケの話をもっと最初にさせていただきますと、確かに、いわゆる需要と供給の関係ですので、新型コロナウイルス感染症で首都圏はじめ大都会の飲み屋街がみんなストップしてしまいました。最初はそこの部分で大きく単価が昨年と比べて下がってます。まあ一番下がった部分で8円とかそのくらいまで下がってるんですが、7月から上がってきました。そして今11月が、昨年が106.5円だったのが現在が、今年が96.89円というふうな形で、本来は鍋物需要の部分で上がるはずなのに下がったと。これはいわゆる全国で需要が、いわゆる米がこう皆さん順調に終わったもんですから、それでシイタケの栽

培に入って、シイタケの供給量が多くなったと。で、私の場合は、今、首都圏が飲み屋街全開になってますので、もう少し様子見なければいけないかなというふうな形で思っています。

それと、シイタケ農家の部分については、私どもまあいわゆる峰浜培養の部分で、ホダ木1個2円下げると年間250万個ですから、年間で500万円のコスト削減に繋がってます。その半年分、4月から9月までって形で半年分やりましたので、250万円。それからパックスセンターがこの部分で220万円ぐらい。まあ470万円ぐらいもう既に支援しておりますので、今11月に関して確かに単価下がりましたが、そこの部分はもう少し様子を見ていきたいなというふうに思っています。

それと、ほかの灯油価格の部分についても、笠原議員おっしゃったようにガソリンの部分では、4月あたり140円だったのが今160円まで上がって、今150円ぐらいになってます。このあたりももう少し様子見たいなというふうに思います。これはあくまでも国、県が、まあ全国的な問題ありますので、町単独というよりも、国、県も黙ってられない問題だと思いますので、その動向を見極めながら対応していきたいと思います。

漁業部分については、もう事業継続臨時交付金の部分で一番使う底引き網漁は全員、1事業者50万円供給してますので、またハタハタも今年結構豊漁なってますから、そういう意味でももう少し様子を見たいなというふうな形で思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 先日、新聞報道にもありましたように、漁業で言うと1回の操業で2万円ぐらいの去年に比べてかかり増しになってるというような報道もありました。様子を見ていきたいということですので、長引けば長引くほど本当にこう、まあ漁業者・農業者だけじゃなく困る人が出てくるわけですから、そういう市場の動向を注視しながらですね、そういう人たちに支援を考えていていただきたいということを申し上げまして1問目は終わりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 2点目は再質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 2点目の町長の答弁、私の予想どおりの答弁でありました。

ここです、ひとつほかの自治体の例を挙げたいと思います。平成27年に行政視察で訪れた長野県の下條村というところがあります。ここはですね爆発的に若い人、移住者を増やして、奇跡の村とまで呼ばれたところがあります。どういう施策をしたかといいますと、ここではですね若者向けの集団住宅、いわゆるマンションを建設したわけで

す。で、マンション10棟、1棟1億1,000万円ぐらいかかったそうですが、10棟で124世帯分を提供した。で、家賃が大体3万2,000円から3万4,000円ぐらいということで、隣にあります飯田市というところのベッドタウンという位置づけでありまして、そこから124組の若者、子育て世代が移住してきたんです。で、その入居条件というのがあるんですよ。その中にですね、入居する若者が地域に溶け込んでいただくために、「町の行事への参加や消防団への加入等を入居条件にした」とあります。ここの村では消防団の加入を入居条件にしてるんです。

で、あれから7年経ちました。今どうなってるのかなと思って私ちょっとネットで調べました。現在もこの条件は変わりありません。この124世帯のうち、今空いてる部屋は2部屋しかありません。ですから、あの120何名もの消防団員が実際に増えていることになるんですね。これを聞いて町長の考えはいかがですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 八峰町の課題の部分は若い大人がいない。ここの部分に関していろんな分野にいろんな影響を及ぼしている。まあ地域コミュニティを維持、このひとつ自治会活動であり、消防団もその一つであります。その消防団の部分にその条件を加えたっていう部分は、それは町の部分でそれはそれでよろしいかと思うんですが、それと併せて、マンション10棟、124人でしたか、そういう形の部分の政策を打ち出せる。ここの判断っていうのも敬意を表したいというふうに思います。

私どもの場合、もしそういうマンションというふうな形で、マンションというよりもおそらく賃貸住宅だと思うんですが、これ前にも一般質問の中で議論して、私の頭の中では、いわゆる賃貸住宅の場合は移りやすく、いわゆるまた出ていく可能性もあるものですから、それよりも一軒家みたいなそういう形で考えたんですけど、そこの部分で結局、今笠原議員言いましたように効果を上げている政策を打ち出せる、ここの部分はすごいなというふうに思いました。

ただ消防団の部分については、これはやっぱり先ほど答弁いたしましたように特別公務員の部分ですので、強制はできない話ですから、いわゆる自治会活動には一生懸命参加してもらうことは条件にすることはできても、消防団までは、ここまでは条件にする部分についてはどうかなという感じは正直あります。そこの部分に関しては、消防団の大切さ、丁寧に説明しながら加入に努めていくというふうなそういう方針でまいりたいというふうに思います。

ただいずれ本当にうらやましいくらい。私、飯田市に行ったことがあるんですが、あそこも非常に過疎地域なところなんです、そういう条件のある中のベッドタウンとして、そういう若者たちがそのくらいも村に移住してきてるといふような話なれば、私も是非今コロナが落ち着いたら、そこを実際に皆さんが見学されたように私もこの目で見てきたいというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 前にこの中浜地区中心部整備事業について私が一般質問した時に、町長は、中浜地区の活性化のために必要な事業だとおっしゃいました。若者が移住してきて住む、これはもちろん地域活性化になるわけですが、やはりその地区の住民と触れ合うことが最も活性化に繋がることだと私は思っています。町の行事もそうですし、消防団ももし入っていただければそれにこしたことはないのではないかなと思っております。

この当時の、今ちょっとそれ下條村というのは村長さん代わってしまったんですが、前の私たちが視察に訪れた時の村長さんというのは、地元で自動車整備とガソリンスタンドを営んでいたそういう方だそうであります。いわゆる民間から村長になった方で、その方が一番最初に何をやったかという、近隣のホームセンターに職員を全員交代で出向させたんです。で、民間の感覚を身につけろということで。それで当然組合から反発が来まして、もう町長室から反対で来た役場職員の幹部をもう町長室の2階から投げやりかと思っただけだと、そのくらいの意思を持ってここまでにしたんです、下條村というところを。ですから町長もですね、まあなかなか県職員、元県職員ということで民間の感覚でやれって言われてもちょっと困ると思いますが、そのありきたりの施策では町を劇的に変えることはできないと思っております、私は。だから実際にこういう例があるんですから、で、中浜地区の整備事業はこれから始まるわけですから、これを起爆剤に若者と町民との交流も含めてですね、こういう移住対策に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 本当に同感でございます。私がなぜ八森役場跡地をこの事業の候補地にしたかというのは、私はこういう団地的な、こう若者たちを定住移住させるためのそういう部分は、町のど真ん中に造るべきだといふふうに思ったからです。端っこに造りますと、今、まあ町内にいろいろ団地ありますけども、そこの自治会の会長さんは嘆き節が結構あります。協力してくれない。でも町の真ん中にあれば、自然と子ども



たちはその中で遊びますから、当然親御さんたちはその子どもたちが地域の住民にいろんなお世話なっていますから、当然地域の皆さんに感謝しながら、当然自治会活動にも参加して、その自治会が若い人が入ってくる、子どもたちも入ってくるとなれば自然と元気となる、そういう部分は私が思ったところですので、そういう形の部分は今回の部分うまく成功させて、中浜地区でそういう自治会活動もよくなっていたらなというふうな形を願っています。

それと民間の感覚を職員にこう経験させるという部分。実は、前の前の寺田典城さんが知事の時に同じようなことの事業をやりました。やることはできるんでありますけれども、なにせ私ども八峰町の場合は正職員が104名という極めて少ない数の中で、民間の部分に1週間、2週間、そういうふうな研修させることができるのかどうか。まあその辺はほかの市町村の例も参考にしながら、県ではやったことありますので、できないわけではないので、そこの部分には検討させていただきたいというふうに思います。

私もやっぱり今までの同じ流れの中で同じような考え方で事業をやっていくことについては、今こうやって厳しい3つの問題、2倍のスピードで進む人口減少、極端な少子化、極端な高齢化、そういう部分を今目の前にしてる中では、今までと同じような考え方でやっても議員と同じ考え方で何も変わらないので、何とか思い切ったことをやりたいと思ってるんですが、思い切りすぎるとまたまたなかなか理解も得られませんので、その辺のバランスを取りながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） それこそ反対者もいる中で決まったこの中浜の中心部のこの事業ですので、是非その地区の活性化、町の活性化に繋がるようなですね、そういった公募者の選別なり条件なりそういったものを整えて、是非地区の活性化をしていただきたいということを申し上げまして、今日の私の質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（門脇直樹君） これで9番議員の一般質問を終わります。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3番奈良聡子です。通告に従い、一般質問を行います。

はじめに、町営住宅の入居条件についてお尋ねいたします。

自治体が低額で賃貸する公営住宅は、住まいの確保に困窮する低所得者にとっては最後のセーフティネットであると言えますが、これまでほとんどの自治体が家賃滞納の抑止効果を重視し、保証人の確保を求めてきており、当町も例外ではなく、所得金額124

万8,000円を超える連帯保証人の確保が入居の必須条件となっています。身寄りのない高齢者が増加し、連帯保証人を探すのが容易ではなくなってきています。公営住宅は、むしろハードルが高い物件となっているのではないのでしょうか。

国立社会保障・人口問題研究所は、高齢化率がピークを迎える2040年には、世帯主が65歳以上の高齢者世帯が2,200万世帯を超え、そのうち30%以上が独居世帯になると予測しています。また、2020年4月には民法の一部改正が行われ、保証人が責任を負う上限額の明示が義務化されました。これにより、かえって保証人になることを避ける動きが見込まれたことと、身寄りのない高齢者が保証人の確保ができず入居できない事態が生じることへの懸念から、2018年3月30日に、国土交通省は、都道府県と政令指定都市に……

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時32分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

○3番（奈良聡子さん） また、2020年4月には民法の一部改正が行われ、保証人が責任を負う上限額の明示が義務化されました。これにより、かえって保証人になることを避ける動きが見込まれたことと、身寄りのない高齢者らが保証人の確保ができず入居できない事態が生じることへの懸念から、2018年3月30日に、国土交通省は、都道府県と政令指定都市に公営住宅への入居に際して保証人規定を削除するよう促す通知を出しています。同省の調査によると、通知から3年を経た本年4月1日時点においても、公営住宅への入居に際して保証人を求めないと回答したのは、全体のわずか25.4%の424自治体にとどまっています。

低所得者や家族との関係が途絶えてしまった高齢者が連帯保証人が見つからないばかりに公営住宅にも入居できない、あるいは入居の申し込みすら諦めてしまうような現状を放置しておいてはいはざがありません。なぜ当町は、未だに連帯保証人の確保を必須条件としているのでしょうか。

次に、灯油代の補助についてお尋ねいたします。

今冬は原油価格が高騰し、灯油やガソリンだけではなく様々な商品が値上がりし、家計を直撃しています。県内の灯油店頭価格は、ここ5週連続の値下がり。配達価格は3

週連続の値下がりとなつてはいますが、依然として2014年以来の高値水準が続いています。これを受けて、県内全25市町村が灯油購入費の補助事業を開始、若しくは検討しています。当町も昨日、非課税世帯への灯油代補助事業の補正予算が可決されました。本格的な灯油需要期に入り、補助の対象になった方々の不安が少しでも和らげばと思います。

今回の対象は非課税世帯のみですが、非課税ではない一人親世帯、介護施設、福祉施設に対しても灯油代を補助する考えはないでしょうか。特に介護施設や障がい者施設は、利用者の体調を維持する意味でも暖房の節約には限界があり、灯油、ガソリン代の高騰が経営を圧迫しているのではないかと思います。できるだけ多くの町民が安心して冬を乗り越えられるよう、何とかして財源を捻出し、補助対象を広げることはできないものでしょうか。

以上2点について答弁を求めます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 奈良議員のご質問にお答えします。

はじめに、「町営住宅の入居条件について」お答えします。

現在、地域活性化住宅を含めた町営住宅への入居者数は88世帯で、そのうち65歳以上の高齢者世帯は31世帯あり、高齢化率は35%です。また、単身での高齢者世帯は21世帯で、24%です。さらに生活保護世帯が3世帯あります。

町営住宅の入居者に関しては、高齢化率の高まりとともに以前よりも様々な課題が生じています。議員ご指摘の連帯保証人の確保もその一つです。この保証人の取り扱いについては、平成30年3月に国土交通省から「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」の通達が出されています。

それを受けて当町では、平成31年3月に「八峰町営住宅管理条例連帯保証人免除等取扱要綱」を告示しています。この取扱要綱の中で、条例や規則に規定する「特別の事情があると認める者」として「60歳以上の方」や「障がい者」あるいは「生活保護者」などで連帯保証人の確保が困難であると認められる者に対しては、連帯保証人を必要としないことを定めています。

しかしながら、連帯保証人は実質的に入居者の相談や生活サポートのほか、緊急時の連絡先としての役割なども果たしていることから、「取扱要綱」により、入居する際に

連帯保証人を必要としない方に対して、債務等の保証を伴わない形で別途に「緊急連絡人」を届けてもらうこととしています。

以上のように、連帯保証人の取り扱いについては、入居者の実情等を勘案した上で要件を緩和しております。

2 問目の「灯油代の補助について」に関するご質問にお答えします。

コロナ禍からの世界的な経済活動の再開に伴って、今年度、原油価格が平成26年以来7年ぶりの高値で推移しており、秋田県内においてもガソリン、灯油等の価格高騰が続いています。

町としては、これから本格的な厳冬期を迎えるに当たり、家計への大きな影響が懸念される状況を踏まえ、平成25年度以来となる灯油購入費に対する助成事業を実施することといたしました。

事業の対象者は住民税非課税世帯とし、1世帯当たり6,000円を助成いたします。灯油価格が今なお高止まりしていますので、速やかな事業の実施に努めてまいります。

なお、このたびの「灯油代の補助」については、あくまでも低所得者世帯の経済的負担を軽減するという目的で実施したものであり、「ひとり親世帯」のみならず「一人暮らし高齢者世帯」、「障がい者世帯」などであっても、住民税が課税されている世帯は事業対象としないことといたしました。

また、「介護施設、福祉施設に対しての灯油代補助」に関しましては、今後明らかとなる、国の地方創生臨時交付金等の活用を視野に入れながら検討してまいります。

○議長（門脇直樹君） 3番議員、再質問はありますか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 最初に1問目、再質問いたします。

過去に連帯保証人が見つけられなくて入居を諦めたというケースはなかったのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

これまでの中で連帯保証人が確保できなくて入居を諦めたという事実はございません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありますか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） この連帯保証人についての入居希望する方からの問い合わせなどはありませんでしたか。例えばですね、なかなか保証人を見つけれないんだけどどうしたらいいとか、そのような種類の相談はなかったのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 保証人確保が困難だというお話については、この平成30年の通達がある前から何件かは承っておりますし、その後も、まあ具体的にどうしても確保できないというところまでのやりとりはしてませんが、難しいという、まあ度合いですか、それはちゃんと把握してませんが、そういう話は何度か伺っています。  
以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） それで申し込みを諦めたとかそういうケースはなかったか、その点は把握してませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） まず入居に際しては、最初に入居申し込みをしていただきます。そして入居条件が、県の、県というか国の規定に基づいて条例で定められていますので、それに合致するか調査します。その上で入居資格ある者に対しましては、複数応募者がいれば抽選になりますけども、いなければその人に決定という形で通知がなされます。その後に契約行為として請け書を提出していただきますが、その請け書の中に連帯保証人をつけていただくという流れになっています。ということで、入居申込書を、あ、入居申込書じゃなくて請け書を提出した際に、ご相談は何度か受けたことはございます。  
以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では、せっかく請け書を提出する段階までは行っても、その段階で連帯保証人が見つからなくて断念したということはなかったんですか。そこまで行って断念せざるを得ないということがあるとするれば、これはやっぱり最初にしっかりとっておくべきだと思いますし、その点いかがなんでしょう。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 請け書の段階まで行ってできなかったという実績はございません。

そして、確かにこちらで要綱は作ってますけれども、それを周知して、どこまで周知したかというところ、しっかりまあ入居公募の段階でしてなかったのは、これは私どもの足りなかったところかなと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 今後いろいろなケースが出てくるとは思いますけども、請け書の段階まで行って、どうしても連帯保証人が見つからないんだといった場合に、町はどのように対処するのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 平成30年3月の国土交通省の方からの文書の中では、今後単身の高齢者世帯、あるいは単身の高齢者が増えていって連帯保証人の部分が非常に大きな問題になるというふうなそういう現状認識のもとに、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要というふうな形ではっきりと書いてますので、私どもとしてもそれを踏まえた形の先ほどの31年の要綱でありますから、今議員がご指摘になったようなケースが出ないようにという形で、まあ募集をかける際にその連帯保証人についての要綱の部分の中の部分も周知するとか、そういう工夫を進めていきたいというふうに思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 周知するのはそれもう当然の話なんですけども、この連帯保証人規定があることによって入居に関するハードルがやっぱり高くなるわけですよ。最初っから。連帯保証人が必要でなければもっと入居を希望する低所得者の方もたくさんいるでしょうし、この連帯保証人規定を削除してる自治体もあるわけですよ。それについて、町としてはこの連帯保証人の規定は削除しないでこのまま続けていくというつもりなんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の町営住宅管理条例、連帯保証人免除等の取扱要綱の中で特別の事情があると認める者としては、61歳以上の方、障がい者、あるいは生活保護者のほかに町長が認める場合というふうな形ありますので、そういう個々のケースで判断していきますが、基本的に公営の建物を借用する方々にありましては、連帯保証人というか、万が一の時の部分については必要だというふうな形では考えています。ただ、身寄りがない方々とかそういうケースが今後多々増えてきますから、そういう特別なケースの部分については連帯保証人の部分については要らない形の対応はしていきますけれども、基本は基本として、やっぱり連帯保証人としてこうお願いできる方がいる場合につ

いては、しかと書いてもらいたいというふうな形の考え方で進めていきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 八峰町営住宅管理条例施行規則の連帯保証人規定（1）町内在住者とあるんですが、これは町内でなければ駄目な理由ってあるんでしょうか。ちょっと要件厳しすぎないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 確かに言われるとおり、町内というのは依然に比べると厳しくなってます。というのは、以前は町内という項目がございました。これを入れたことというのは、連帯保証人が町外であって何らかの形で亡くなられたり、それから連帯保証人を辞退したいという形の方がこれまでもおりました。そうした場合に代わりの方の届け出がなかったり、町で所得が把握できなかったりということで、事実上、連帯保証人として届けてもらってはいるものの、そういう体制になってなかったという経緯がございますので、基本は町内でという形をお願いしてるところです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 以前そのような事例があったという背景があるのは分かりましたけども、しかしですね、この連帯保証人の確保が必要っていうだけでもハードルが高いし、その上、町内でなければならぬとなれば、これ非常に手の届きにくい物件になってしまいます、町営住宅自体が。これでその住宅困窮者に対して優しい行政って言えるんでしょうかね。かえって住宅弱者を生む要因になっていると思うんですけど、どうしてもこの規定を外すというお気持ちはないんでしょうか。全国的には結構増えてるんですよ。今年の調査時点ではまだ25%程度ですけども、おそらくこれからどんどん増えていくと思います。そして高齢者、身寄りのない高齢者、例えば熟年離婚してそれからもう一人になって、縁者、血縁関係との付き合いもなくなったと、そういう高齢者の方とか、移住してきて町内に身寄りがいないという方もこれからどんどん出てくると思うんです。そういう方々が保証人を探すということは、これ至難の技です。是非これ国がこの規定を削除するように促しているのですから、それについて県にも通達が来て県からも町にも来たということですから、是非これ削除を検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員、今お話になられました町営住宅管理条例施行規則は、平成18年に告示されたものであります。それで、国から来た通知は平成30年。その時点で国の方で連帯保証人が理由として入居できないようなケースないようにしなさいと、そういう、まあ命令はできないんですけど、平成10年から地方分権一括法ができてから技術的アドバイスというふうな形になっているんですけど、まあそういう部分を踏まえて要綱作られてますから、18年に作ったこの部分がいわゆる今のこの国からの技術的なアドバイスの部分に沿うのか沿わないのか、そういう部分も含めて、議員ご指摘の部分も含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 仮に家賃の滞納があった時に、どのように対処していますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 家賃の滞納に対しましては、まず本人と連絡を取って、今本人が置かれてる状態、なぜ滞納になっているかということ把握するように努めております。その上で、まあその状況が改善される見込みが近々あるのかないのか、いろいろなことを判断しながら、もししばらくの間家賃を納めるのが大変だという状況であれば、その都度その状況に応じて相談に乗りながら、滞納について、支払額とか滞納額を膨らまないような形を一緒に考えて対応しております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 家賃が払えないからといって追い出されることはないとは思いますが、是非その滞納があった時は速やかに、その連帯保証人が一応いるわけですから、連絡を早めにしてほしいと思います。この保証人に対しての連絡は迅速に行ってこられたんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） この滞納者においてもいろいろな方がおられて、その連帯保証人はなっていたいたけれども、その関係性がいろいろございます。したがって、本人の意向で、まず今のところは連帯保証人に連絡しないでくださいという場合もありますので、ケース・バイ・ケースで連帯保証人へ連絡をさせていただいたりしております。

以上です。



- 議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。
- 3番（奈良聡子さん） 連帯保証人の存在ってというのは、家賃滞納の抑止力になっていると思いますか。その辺について町長のお考えをお願いします。
- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 連帯保証人の有無とかそういう問題ではなくて、生活ができるかできないか、そういう部分の中で、家庭として生活していくためにはいろいろな経費が必要です。家賃だけではありません。諸々のその家庭のケース・バイ・ケースなんですけど、その家庭の中で優先度が高い部分からいわゆる支払っていきますから、その部分の家賃のところまで払えればいいんですけど、払えない時にどこを払わないでっていうような話になりますから、で、連帯保証人があるからその部分を無理して払うとかそういう形ではやってませんので、実際に家賃納めていただけない方々については、職員が親身に相談に乗りながら分割で納めてもらったりとか、そういうふうな対応をしております。で、家賃をもう少しそのままにこう、もう少し待ってとかそういうふうな対応もしていますので、連帯保証人があるかどうかの部分でその家賃が払われる払われないという部分は直接、抑止力とかそういう問題ではないと思います。払えなかった時に私どもの公の施設の管理する上では、収入支出の部分でバランスを取っていかなきゃいけないので、その観点の中で払っていただきたいというふうな形の部分で、本人払えない場合は連帯保証人からっていても、なかなかそういう形の部分で連帯保証人が払っていく部分もなかなか難しいケースがありますから、そういう意味では抑止力にはなっては、なってるのかなってないっていうふうなそういう問題とは違う問題だと思います。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。
- 3番（奈良聡子さん） 町長、まあ抑止力になる、ならないの問題ではないと今おっしゃいましたけども、私は、この保証人があることが抑止力におそらくなっていないと思いますので、これは削除しても別に問題はなかろうと思っております。
- ちょっと別の質問ですが、国交省は2017年の10月2日に、家賃債務保証業を適正かつ確実に実施することができるものとして、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録する制度を創設し、その情報を広く提供しますと告示し、同年10月25日に制度が施行されました。これは多分家賃が払えなくなった入居者に対する対処方法として、このような制度を施行したんだと思うんですが、もしその入居者が家賃の支払いが滞った時に、この制度を活用して入居者を支援するということはできないのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 確かにこのような制度ができて登録されているところもありますけども、この辺ではまだそういう対応ができるところが少ないと認識しております。ただ、この制度についても、これありきで進めた場合ですけども、あくまでも金銭的な話だけにとどまりますので、先ほど町長が答弁したとおりの、この保証人をお願いしている目的の一つとしては、緊急時の連絡先、あるいは入居者の相談的な立場という形でも含めて、できれば自分の身を将来的に安全に入居していただいていってもらうためにもお願いしているというところで、現在この制度そのものを町でこれを代わってやっていただくという考えは持っておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 保証人に代わって、緊急連絡先があれば保証人は必要ないのではないかと私は考えるんですが、結局保証人になりたがらないのは、もし何かあった時に負担しなければ、金銭的な負担をしなければならぬからなんですよ。この最低の収入が124万8,000円ですか、保証人の。このクラスの人たちから保証人になれるというんですけど、やはりそれくらいの年収で、それ以上の人もいるとは思いますが、まあ八峰町の場合は極度額40万円ですよ。その40万円を負担してやろうって思う人はそうはいないと思うんですよ。その連帯保証人が障害になって町営住宅に入居できない、この住宅困窮者、こういう方たち、是非八峰町で増やしてほしくない、まあ今いるかりかりませんけども、そういう方たちを生まないでほしいと思います。是非保証人の規定の削除について前向きに考えていただきたいと思います。

1 問目については以上で終わります。

続いて2問目の質問に移ります。

ある施設に伺いましたところ、昨年よりも灯油の単価が15円も上がり、11月から3月までの灯油代が予算を20万円オーバーする見込みだとおっしゃっていました。また、エアコンをかけて節約したりはしているが、やっぱり限界だと。何がしかの補助があれば大変助かると言っておりました。しかし非常に不安そうだったんです。

一律に灯油代を補助は、いろんな事業所にも補助するっていうことは、これはもう財源も必要ですので難しいと思いますけども、コロナでいろんな事業が取りやめになって、その分減額補正もかなりありましたので、そこら辺をうまく活用して、この福祉施設とか介護施設だけでも灯油代を補助するということはできないものではないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の原油高の高騰も、こう昨日もお話しましたけど、風が吹けば桶屋が儲かる式の形でいけば、新型コロナウイルスで経済活動が止まってしまって、それが再開したことによって石油に対する需要が急激に伸びたという形の部分で供給が足りない。だから単価が上がるというふうなそういう形で来てますので、今、国の方で6兆8,000億円のそういう新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の増額を今審議中でありますので、そこの部分で項目の中に、感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活、暮らしの支援に向けた対応というふうなことがあるんですが、この中身の部分については一切まだ分かってないんですよ。だからそこの部分で、私の部分にすれば福祉施設、八峰町にとりましては特別養護老人ホームをはじめグループホームはじめいろんな施設あるんですが、そこの部分についてはどうしても維持していただきたい、そういう分野の施設ですので、その議員もお話しになりましたように、その財源の部分を見極めながら対応をしていきたいというふうな形で思っています。特にこういう施設の場合は、介護保険法の改正によりまして入所施設そのものの経営が大きく厳しい状況に追い込まれてきてるの私も十分認識してますので、そういう部分からも何とかしてやりたい気持ちはあるんですが、そこの部分については、今この新しく今補正予算の、国の補正予算の中にメニューがある可能性があるんで、その部分を見ながら対応していきたいというふうなそういう気持ちで答弁いたしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 介護施設では、その8月の改正によって入居者の、利用者の食費代が大幅に上がるとか大変経営の方も厳しい状況に置かれてますので、国の予算措置の方が決まりましたら、是非優先的にこういった施設に対しても助成をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これで3番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。11時12分より再開いたします。

午前11時07分 休 憩

.....  
午前11時12分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 7番見上政子です。通告に従い、4点について質問いたします。

まずはじめに、福祉灯油について伺います。

福祉灯油は、昨日の補正予算で県から2,500円、それから町で6,000円、あ、合わせて6,000円と決定しました。生活保護世帯では8,000円までは収入認定されておりません。非課税世帯、生活保護世帯の中には、世帯員が多ければ多いほど倍々に灯油代がかさみます。

民間福祉施設においては、町内にグループホームが6軒、それからケアハウスが1軒、えんどう豆ですね、それからさくら園があります。特養が2施設あります。経営者が利用するに対して十分な暖をとれるよう、経営状況を大変気にしながら頑張っておられると思います。

国の動向を見ますと、地方創生臨時交付金、2021年度ですけれども、地方分として1兆2,000億円。コロナ禍で疲弊する住民、事業支援に対して、福祉灯油の自治体負担への充当も活用できるとされています。総務省では、地方自治体の実施する原油価格高騰対策に関する特別交付金制度が措置されております。対象経費2分の1措置されています。その対象となるのは、生活困窮者に対する灯油購入、社会福祉施設、公衆浴場、漁業者に対する助成が出ています。令和4年3月まで算定期間があります。これらを利用して、町で考えた6,000円に加えて、更なる補助を考えないでしょうか。まだ間に合います。どうかよろしく願いいたします。

次に、投票困難者に対する郵送のすすめについて考えを伺います。

憲法で保障された参政権が有権者全員に行使できるよう、当局はどのような配慮をしているのでしょうか。

選挙の立ち会いにたびたび参加をしてまいりました。ほとんど郵送はないと思っております。投票率は60%台が続いていると思っております。

当局は投票までバスを運行しました。大変いいことだと思いますが、どのくらいの利用があったのでしょうか。介護2以上の人はバスに乗ることが困難。会場で歩くことが困難と言われます。特に一人暮らしの高齢者です。自宅療養している人も病人も同じです。精神障がい者1級程度の方々は、中には投票所に入るのに緊張してとても行けないという人もいます。このような方々が政治に参加して願いを届ける当然の権利を保障する施策をどのように考えているのでしょうか。考えを伺います。

3点目は、介護利用料の負担軽減について伺います。

8月から対象を縮小された介護の補足給付制度があります。安倍、菅政権は、2019年に打ち出した悪政を、新型コロナ危機のもとでも見直しもしませんでした。法改正も経ず、施行令の改正だけで済ませたことで、国会審議を逃れ、多くの国民が知らない間に強硬されました。8月の制度見直しで、資産要件に加え、収入要件も改悪されました。資産要件を満たし、引き続き食費、居住費の保証の補助の対象となったとしても、年金収入など年120万円を超えると介護福祉施設、特別養護老人ホーム、介護保健施設、介護療養型施設、介護医療院の1日の食費は、これまでの650円から1,360円に跳ね上がりました。さらに、普段は自宅で過ごし、決まった時間だけ施設で過ごすショートステイの食費では、年収80万円以下の人をはじめ、補助を受ける大半の利用者が値上げの対象となっています。収入に応じて日額210円から650円の負担増になります。介護3になって、今度は空きがあったから入るといって人が町内の中にもおられます。ショートステイを利用していますけれども、利用料が値上げして、自分の年金丸々使ってしまった。家に戻った時は生活費の捻出が家族の負担になってしまっているとぼやいています。まさにこの制度が行われ、9月からの請求書を見て啞然とする人が増えてるのではないのでしょうか。町としては、せめて値上がりした分の食費代を補助する考えはないですか。年金1万5,000円未満の人が218人います。利用したくとも利用できない人がいるのではないですか。利用した場合の家族負担を少しでも減らす、こういう対策考えていないか伺います。

最後に、精神障がい者の自立について伺います。

精神障がい者は低所得者がほとんどではないのでしょうか。自立したい希望は多くの方が持っています。町営住宅に入所したいと思っても、敷金、当月分合わせて4カ月分が必要になります。精神障がい者の自立として町営住宅を利用したい方々に対する支援対策を考えないのでしょうか、伺います。

自立の問題になっているのが8050です。80歳の親が50歳の障がい者と同居している、または引きこもりの方、こういう方も80歳の親と同居している、こういう問題が今起きています。町営住宅入居の際、連帯保証人の所得が124万8,000円、これがお知らせ版に掲載しました。これを見て皆さんびっくりしたと思います。80代の親御さんの年金が124万8,000円を超えている人は、当町でどのくらいいるのでしょうか。障がい者年金を利用して就労施設で働きたい、また、障がい者枠で自分の特技を生かして働きたいという気持ちを支援するのが自治体の役割だと思います。町営住宅の入居基準を緩和して連帯保証

人の見直しを考えないか、町長の考えを伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

1問目の「福祉灯油の実施」に関するご質問にお答えします。

年度当初より原油価格が高値で推移し、秋田県内においても灯油等の価格高騰が続いており、家計への大きな負担となるものと考え、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり6,000円の助成を行うことといたしました。

ご質問の「家族数に応じた福祉灯油の対策」についてですが、このたびの福祉灯油の実施に当たっては、低所得世帯において、家族の人数が多ければ、その世帯の灯油代が掛かり増しするという論理が考えにくかったことから、家族数に応じた支援ではなく、世帯に対する支援としたものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、「介護施設、福祉施設に対しての暖房費補助」に関しましては、今後明らかとなる国の地方創生臨時交付金等の活用を視野に入れながら検討してまいります。

次に、「投票困難者への対応」に関するご質問にお答えします。

郵便等による不在者投票は、公職選挙法の規定により指定された障がいがある概ね1級から3級の身体障害者手帳保持者と、これらと同等の障がいがある戦傷病者手帳保持者のほか、介護保険被保険者で介護度が「要介護5」の方々に認められています。

ご質問の「介護度2から4」及び「精神障がい」の方々は、郵便等による不在者投票の対象者となっておらず、また、対象者の判断は町選挙管理委員会の裁量が及ばない事項でありますので、ご理解願います。

なお、在宅で寝たきりの方は、介護保険被保険者であれば、介護度が「要介護5」となるケースが多いと思われますので、希望すれば郵便等による不在者投票の対象となるものと考えています。

また、「施設入所者、病院で入院している方々の投票」については、公職選挙法施行令の規定より病院、老人ホーム及び身体障害者支援施設等において、秋田県選挙管理委員会から不在者投票指定施設の指定を受けた場合は、当該施設で不在者投票を行うことができます。

不在者投票指定施設の指定につきましては、病院等からの申請により指定されることになっており、能代市山本郡内では令和3年10月現在で25の不在者投票指定施設が指定されています。

投票率向上のための対策につきましては、「八峰町明るい選挙推進協議会」による投票啓発の広報を行っているほか、投票の機会確保策として、投票日当日に、投票所から3km以上遠い地区へ、投票所へのバス運行を行っております。

町といたしましては、様々な立場の方々の投票の機会確保は重要であると考えており、難しい課題ではありますが、引き続き検討してまいります。

次に、3問目の「介護施設での利用料及び食費に対する補助について」に関するご質問にお答えします。

まずは、令和3年8月から改正されている介護保険法の認定条件や制度内容についてご説明いたします。

現制度の中で、介護保険施設である介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院やショートステイを利用する方の食費・居住費については、「低所得の方への助成」を行っており、別世帯の配偶者を含む世帯全員が住民税非課税の場合が対象となっています。

また、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定以上の収入や預貯金等がある方には、食費の負担額の見直しが行われました。

改正された認定要件については、課税状況や収入状況に応じ利用者負担額の階層が区分されますが、預貯金等の保有額により、その軽減階層の基準から解除され、課税世帯の方と同様の食費負担となり、非課税世帯の方であっても、預貯金等の額によって軽減措置の対象とならなくなる方が発生することとなりました。

しかしながら、今回の改正の見直しで軽減の対象外となる方でも、預貯金額が減少して認定要件を満たすこととなった場合には、申請により負担軽減の対象となります。

介護サービス利用に当たっては、ケアマネージャーとの相互理解によりサービス受給となり、施設などの利用においては、提供者側と施設利用の制約や利用契約等を交わすことになっており、利用の際に発生する概算費用額については、サービスに係る利用者負担分、居住費等、食費及び日常生活費を合算した額となりますので、詳細な説明が個々になされているものと思っています。

介護保険制度については、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から基準額費用額が算定されているものですので、ご理解いただきたいと思えます。

次に、「介護利用料の補助」についてお答えします。

介護保険利用料については、介護保険制度自体を堅持するために定められた規定により定められているものであり、また、在宅で暮らす方との公平性や、他の利用者に疑念を抱かせないようにする必要があることから、介護保険料に対する補助は考えておりません。

参考までに、タブレットの方に「八峰町介護保険ガイドブック」を載せておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

次に、4問目の「精神障がい者の自立支援について」に関するご質問にお答えします。

1点目の「町営住宅に入居したいと思っても敷金、当月分合わせて4カ月分の支払いが必要になる」ことにつきましては、公営住宅法に基づいた条例等において、「生活保護者」や「所得金額の低い方」に対しての家賃または敷金の減免及び徴収猶予の規定がありますので、それを適用することとなります。

よって、「所得金額の低い方」についての家賃は所得区分に応じて減額となりますし、敷金に関しても基準では3カ月分の家賃に相当する額となりますが、家賃の1カ月分または2カ月分に相当する額が減額されます。

また、入居当初の家賃の納付に関しては、入居日が月の途中の場合は日割計算された金額となり、入居日が月の初日であれば1カ月分全額となりますが、納付期限が月末となっていることから、入居前に必要な経費は敷金のみとなります。

精神障がいを抱えている方々の自立支援策としては、精神通院に係る自己負担額の上限設定によりその経済的負担を軽減する制度、精神障害保健福祉手帳所持者に対する行政サービスなどがあり、また、「集いの場カタクリ」や「のんき会」の開催などもあります。さらに、企業における障がい者雇用や生活支援、社会福祉法人における就労作業や訓練などもあります。

障がい者の自立に向けては、障がい者の皆様の個々のニーズが多様なケースが多くありますので、今後とも柔軟な支援に努めてまいります。

2点目の「連帯保証人で80代の親御さんの年金が124万8,000円を超えている人はどのくらいか」とのご質問であります。入居者の連帯保証人となり、80歳代以上で年金額



が124万8,000円を超える方は5人おります。

また、「連帯保証人の緩和」につきましては、「八峰町営住宅管理条例連帯保証人免除等取扱要綱」に規定されている「60歳以上の方」や「障がい者」、あるいは「生活保護者」などで連帯保証人の確保が困難であると認められる者に対しては、連帯保証人を必要としないとしていますので、連帯保証人の要件は緩和されているものと考えております。

なお、緊急時の連絡先は必要でありますので、債務等の保証を伴わない形で別途に「緊急連絡人」を届けてもらうこととしています。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問はありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まず1問目の福祉灯油について伺います。

県と合わせて2,500円の合わせて6,000円ということですが、これは機械的に県の方から2,500円だから、まあ今までと比べてみて5,000円だったのが6,000円、これが妥当ではないかという何かそういうこう安易なその決め方がちょっと見え見えであります。町独自に県からの上乘せに対して、本当に困っているところはどこなのか、その困っている人たちに対してどういうその対応をすればいいのかという、この町独自の独創的なちょっと考えが見られません。

国の方では臨時交付金とか、それから総務省の方では原油高騰対策に対する特別交付金措置、これはなかなか市町村には通達されていないそうです。それで、このことについて共産党の国会議員とかいろいろ市町村との連絡でこの文書を手に入れたんですけれども、特別交付税措置が2分の1ということで先ほど私が話したように、2、4、4、4つのその対象経費が含まれております。これに対して、町ではもっと独創的な灯油の助成の仕方、まあ漁業者に対する助成は行っておるそうですけれども、私も漁師の方に聞いてみたんですが、まあ基金とかあって上がった分を保障するような仕組みになるとか、まあ町の方でも何かいろいろ助成してるようですけれども、ここで町で考えてない社会福祉施設、養護老人ホーム、障がい者施設、保育所、幼稚園に対する暖房費の高騰分の助成、こういうふうなこともありますので、今後、先ほどのさっきの方の質問にもありましたが、これからも考えてみるということですが、具体的に、やればできるような事業ですので、具体的な案を出してもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 町では福祉灯油の部分につきましては、過去に平成19年度、20

年度及び25年度というふうな形で実施してきております。その際には5,000円でありましたけれども、1世帯当たり5,000円ですね、まあその部分に関して今回は6,000円にしたというふうなことであります。

それで、これは灯油代そのものを全額補助するとかそういう問題ではなくて、あくまでも値上がり分を補助するというふうなそういう事業でありますので、低所得者世帯が家計を圧迫する部分で一番困る方々だろうというふうなこういう考え方の中で、その値上げなった分を幾分なりとも家計への負担が軽くなるように、そういうことでやった事業であります。

それから、見上議員は町独自というか独創的なものというふうな形でお話になりますけれども、その町の独創的な、今の原油価格の高騰に伴っての灯油代が上がった部分に関して町で独創的な部分って、なかなか私どもはやっぱりその値上がった部分の差額をどのくらい金額的に負担していくのかというふうなそういう部分で考えましたので、何か独創的な部分ってのはなかなか難しいなと思います。

それから、施設部分については、これは高齢者等が入所してる施設自体が介護保険法の部分で非常に当初の部分から基準が下げられたりというふうな形の中で、非常に経営的に困ってるという部分は私も十分分かっています。で、今回の部分も大きな影響を及ぼさるうという形の部分も思ってますが、ここの部分については、今6兆8,000億円のメニューの中にそういう形で盛り込まれてくるのか、その部分も見据えながら今後検討してまいりたいというふうな形で先ほどの奈良議員にも答弁いたしましたので、そのような形で考えてます。

いずれ独創的な部分というよりも、今現実の部分については、灯油代が上がった部分をどうやって支援していくのかという部分ですので、その部分に関して独創的というのは私にはなかなかよく分かりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 独創的というのは、まあ今、各市町村ほとんど福祉灯油6,000円、5,000円とか打ち出してますけれども、そういう機械的なものではなくて、本当に困ってる場所はどこなのかというところをやはり、困っているところにその補助、手を差し伸べるということであれば、やはり家族が多い人とかそういうところには加算してやるのか、そういうことが独創的だと私は話しているのであります。まあその考えもあまり、そのことについて独創的だということでは何か考えが進まないようですので、私の言っ

てることはそれが独創的、町独自の考え方、それと高齢者とか高齢者一人暮らしのことも、さきの奈良議員の方からも指摘されましたけれども、もっともっとやっぱり独創的、世帯いくらいくらっていうんでなくて、そういうところは独創的だということでありませう。まあ考えが行かないようですので、あとですね、国の動向を見て、やはりこういうところに手を差し伸べ、福祉施設、それから精神障がい者施設、そういうところにも灯油代の補助ということを考えてもらいたいと思います。

1問は以上です。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○7番（見上政子さん） 2問目に移ります。

投票困難なところということですが、高齢者の人たちは本当にもう50%もう超えてきますよね、間もなく。本当に投票所に行けない、とてもじゃないが行けない一人暮らしの方がいっぱいいます。バスは出ても、バスまでどうやって行くのよっていう、で、会場に行ったら、あの段差のどうやって上がって行くのよって、まあ車椅子はあるとは言いながらも誰か押してくれないと行けないし、そういうところで投票をためらってる人が私の知る限りではかなりの人たちがいます。まあ規定としては要介護5ですが、うちの中で要介護5はほとんどみることができません。施設に入る状態、ほとんどもう寝たきりの状態です。それは施設の方で投票してもらえばいいんですけども、家族の中、家の中で投票したいと思っても投票できない人たちに対する、もっとやっぱり規則を変えていかなければならないのではないかと思います。

それから病人ですが、寝たきりの病人は、病人であるというのはね、なかなか介護の認定が難しいんです。ほとんど介護の末期症状で、がんの末期症状で自宅で看取りたいという人も中にはいます。そういう人が介護5かなと思えば介護1なんです。で、とても投票には行けません。そういう人たちがいるということをね選挙管理委員会でもよく調べていただいて、そして投票率を上げるということを考えてもらいたいと思います。

人手がないということは私もよく分かります。選挙管理委員会で一人の人が一生懸命走り回っているのをよく見ますけれども、その臨時の事務的なこととかそういうのに対して、そういうところに精神障がい者の、学歴のある精神障がい者の方も雇用できるのではないかと考えております。人員が不足であればそういうのを利用するとかを含めて、もう一度、自宅の中で投票に行きづらい人たちに対して手立てを差し伸べないかという

ことの答弁を町長お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

町長からも答弁申し上げましたとおり、郵便等で自宅にいて、いわゆる不在者投票の形で投票ができる方は法によって規定されておりまして、これを町が何らかの規則等を定めて拡大するようなことは許されておりませんので、残念ながら、この法に規定した一定の障がいのある方々、若しくは要介護5という方々のみということですので、町の裁量の及ばない範囲ということでご理解願いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 法のもとということ、もう法であればもう本当にしょうがないですけども、町としてもうちちょっとこう法をうまく緩和できるような要綱みたいなもの、そういうのを作ることができないでしょうか。まず投票率をまず上げなければならないと思うんです。最近70%台というのがほとんどないと思うんですけども、投票率を上げるということから町長の考えを伺います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 日本の国の部分は、国と県と市町村という形の三層制で行われています。で、その部分でそれぞれ役割分担があるわけでありまして、この郵便投票の部分については、公職選挙法という形の中で国会で決められてる法律です。ここの部分を超えるような条例とか規則はこれは無理でありますから、そこの部分は国会で議論されてそういうふうな形で投票率上げるための議論をしていただければなというふうな形で思います。

私の方にこういうふうな形で質問させれば、やっぱり町としては公職選挙法に従ったそういう対応をせざるを得ないと、まあそういう考え方でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国の方の法律を変えていく、こういうことを進めていかなければならないのだなということを実感いたしました。

2問目は終わります。

3問目について伺います。

本当に大変な改正になってしまったんですね。預貯金が調べられます。非課税世帯であっても預貯金が調べられます。で、預貯金のあるところを全部使い果たしてしまえ

という、こういうふうな国のやり方です。そういうふうなことで私も何人かに愚痴られたことがあります。本当に、ばあさんの葬式代にためておいたお金、もう年金も少ないし、生活保護基準以下の年金でもまあ何とかかんとかじいさんが生きてあった時にためたお金、これは葬式代に充てるんだということでためてたんですけれども、もうこれを取り崩さないで施設に入れない、一時的な施設、入院して必ずどこどこに行きますかと言われますよね。で、介護何になりました。じゃ、うちに行けないのでどこどこに行きますか。自立できるまでということで、そこで多額のお金が取られるわけです。そして預貯金も調べられ、あ、この定期預金を崩してくださいということで崩さざるを得なくて、今、本当に葬式代払うお金も心細いということは何人かから聞きました。それから、ショートステイをやっている場合に、ショートステイというのは特養に入りたいんだけど入れない、そういう人が月に10日とか20日とか利用できるショートステイなんですけれども、そういう人たちももう家族にも負担がかかってきている。これが今の現状だと思います。これは決められたからこうだということではなくて、これに対して市町村はどういう手立てを考えていけば一人一人が楽に暮らせるのかということを考えていかなければならないと思います。

介護のその保険の枠内でお金を補助するのは難しいということですが、今この法が改正じゃない強硬的に行われたんですけれども、これをやるために一般会計からでもね食費代の補助とか、それから困っている人たちに対して何らかの補助を行う、これをやらないとね、もう介護施設から皆はみ出てしまいますよ。介護難民もいっぱい出てくると思います。今一度、その低年金者に対する、1万5,000円未満の人も218人もいますよ。本当にこれ大変な状態です。介護を受けたくても受けられないこういう人たちに対する町で何らかのこれだったらやれる、ここだったら少しだけでも援助できるというこういう対策を考えないものかお聞きします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず、介護保険制度が2000年からできました。以来21年間、21年目になってますけども、その部分で多くの高齢者の方々がこの制度のおかげで助かっているというふうに思います。その部分で、あくまでも介護保険制度、これ世界に冠たる制度だと思うんですが、その部分はやっぱり守っていかなければいけない。その守っていくためにどうしていくかという部分は、その給付の部分だけじゃなくて入りの部分、1号被保険者、2号被保険者の保険料、国が出してるお金、県が出してるお金、あと町

が負担するお金、いろいろな部分があるんですけど、そのバランスを取りながら何とか1号被保険者、あるいは2号被保険者の保険料をできるだけ上げないようにしながら、この介護保険法、保険制度を守っていかなきゃいけないという部分が私の基本的な認識の中であります。だからその中で預貯金等がある方の部分については、その預貯金が減ればまた元に戻るんですが、預貯金等がある中でその部分に対してのまた支援しなきゃいけないという部分は、これはやっぱりちょっと行政としては難しい問題だと思います。全体で、まあいわゆる所得が低い人であっても預貯金がある方については、その部分に関しては何らかの負担をしていただくというのが、これはこの介護保険制度そのものを守るために必要なことというふうな形で考えてます。その部分の細かいブランチの部分については、私そこまでなかなか内容分かりませんので、そういう部分については担当課長の方から答弁してもらいますが、まず大枠の介護保険法に対する、介護保険制度に対する私の基本的な考え方は今申し上げたとおりであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。福祉保健課長答弁する。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 今の答弁に補足説明させていただきます。

介護保険自体の財源バランスについて若干ご説明させていただきます。

介護保険の保険財源としましては、国、県、市町村が公費負担50%、保険料負担が50%のうち65歳以上の方の1号被保険者が23%、40歳から64歳、いわゆる2号被保険者と呼ばれる方々が27%となっています。こうした財源のバランスを崩すことによって介護保険自体が存続できないような状況にはならないように私どもも保険料を決定している状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 介護保険のバランスを崩さないように、介護保険に支障行かないようにということですが、今本当に家族負担が、自分の年金で賄えない、それで家族負担がもう非常に増えているというのがもう全国から例がいっぱい流れてきてます。それはもう当町においても、私の聞く範囲では何人かの人たちがもう施設に入るのが大変だという声が聞かれてきております。このことについてですね、まあ堂々巡りですので、介護負担の中の財政の問題とかと言われればそれまでなんですが、やはり町としてもこの部分については一般会計からこのくらいのは出すとか、そういうことも

考えてほしいと思います。今後引き続き、この問題については質問していきたいと思  
います。

答弁は要りません。以上です。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○7番（見上政子さん） 最後の精神障がい者の自立支援について伺います。

住宅の問題もあるんですけれども、障がい者、精神障がい者が当町にもかなりの人数  
がおります。就労支援で働いている人もいます。ほとんどは家族の中で自立できないで、  
自立したいと思ってもなかなか自立できない、まあこれからグループホームをつくる話  
もいろいろ聞こえてきてるんですけれども、それにしても4人、5人、せいぜい精神障  
がい者ですので同じ家屋に4人くらいが限度かなと。能代市でも何か4人のグループホー  
ムに入ってる高齢者がいますけれども、そういう意味でですね、若い30代、40代前半の  
人たちが自立していきたいという時にですね、それをこう押してあげる、精神障がい者  
の中には、知的障がいと違いますので高学歴の人も、いろんな資格を持ってる人もかな  
りいます。社会現象の荒波の中で障がい者になってしまった、また、これからも社会の  
中に出て、障がい者になりつつ、なってしまうという方は本当に紙一重でいると思うん  
です。で、まあ障害手帳をもらった人たちに対して自立していくための支援を町では何  
か、まあ就労支援施設、国とか県から補助をもらってやってる、のんき会もそうですけ  
ど、町から補助ももらってやってますけれども、本当に自立していくために何らかのやっ  
ぱり時期が今来てます。30代、40代で、もう自立しなくてはいけないという、こういう  
人たちに対する支援策、考えないでしょうか。そのためにも町営住宅というのは本当に  
一戸建て、まあ二軒長屋、三軒長屋ありますけれども、障がい者には非常に使いやすい  
低額の家賃でも利用できる、これは本当に絶好のいい町営住宅だと私は思っております。  
それで、まあ町内に在住している人たちは皆、顔をみんな分かって、どこどこの誰々っ  
ていうことで分かってるので、まあ安心して利用できるのではないかと思います、こ  
の障がい者が自立するに当たっての町営住宅の利用について、まあいろんな補助がある  
と先ほど言われましたけれども、もっともっと支援を考える必要があるのではないでしょ  
うか。住宅費の半額補助とか、それから敷金は要らないとか、そういうことについて町  
の考えが今一つ聞かれませので、答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 精神障がい者も含めて障がいを持った方々が自立していただ

る、いただく、この部分の考え方というのは、国も同じ方向ですし、県も同じ方向ですし、町としても同じ方向です。

今、見上議員も少し触られましたけれども、私としては、親亡き後のこの障がいを持った方々がどのようにして生活していくのかっていう部分を、今こう民間の社会福祉法人等と相談しているところです。ここの部分は極めて重要になる部分なんですけど、今、町営住宅の部分だけでこの障がいを持った方々が自立できるとは思われません。自立するためにいろんな問題があります。今現在やってる部分で自立されてる方々は、企業の方々の並々ならぬ努力の部分があります。障がい者の雇用率の部分からいくと、能代山本は全県でもう断トツのトップクラスです。これはある2カ所の企業、事業所、その部分のおかげでこうなってるんですが、そういう形の部分は、まあ国、県も補助してますから、そういう形で支援してます。それ以外に、先ほどもお話しましたけれども、若者サポートセンターの援助をいただきながらの集いの場カタクリとか、あるいは週1回の沢目駅のところでやってるのんき会の部分も、これも自立を進める部分のひとつでありますから、いろんなケースがあります。そこの部分について、お金だけで部分というのは、これはなかなか難しい部分あるんですが、自立に向けた形の部分ではいろんなケースがありますから、そういう部分をこれから親亡き後の障がい者支援の自立も含めた形で柔軟に対応していきたいというふうな考え方でおります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 精神障がい者とか引きこもりとか持ってる親御さんが一番心配するのが、自分が死んだ時どうなるべ、この子というのと、それから、病気になって入院したりなった場合、本当にその場にぽんと投げ出されればどうするんだべってというのが、それがもう全員の親の悩みだと思います。で、そういう人たちがいっぱいいるんですよね。だから是非ですね町の方でも親御さんの立場を考えて、それから精神障がい者の立場を考えて、自立できるような、自分たちは応援してるんだよと。で、まあ親がいرونなことがあっても、まず町でちゃんと自立できるように考えてるんだよということをやっぱり発信するべきだと思います。本当に深刻な問題になってます。私もこの前、能代の方で集会にも参加したんですけれども、まあ確かに70代の人でもグループホーム、4人のグループホームに入ってるそうです。で、ちゃんと見守り隊もいまして、朝晩のご飯を作ってくれて、70代の人が30代の人たちと娘のように過ごして、ここはもう天国だって。まあ子どももいるんですけれども、天国だと言われてます。そして、町内の



虹のいえに入ってる人もね、13年間に18回入院したと言われます。で、町内歩いてれば、おめえなんだとその顔とか、何してらったって必ず言われるので、町内にはとってもしられないということで、今、藤里の虹のいえに入って、ここも私の天国だというふうなことを言われてます。で、やっぱり八峰町でもですね、そういう本当に自立して一戸建てとか、まあそういうところで住む場所がないんですよ、八峰町には。能代市とか各市町村にはそれぞれ障がい者のあれがあるんですけども、それで住宅、町営住宅をもっともって活用したらどうかということで私が質問してるんですけども、是非こういう親も子も心配されているこの障がい者の自立ということについて、もう少し力を入れてちょっと発言してほしいなと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 町長なる前に社協の仕事をしてました。その部分で、手をつなぐ会の皆さんと毎回総会お呼ばれされたり、お話をしていきました。その際に、今見上議員がお話になられた部分、私も重々承知しております。その部分があって、私選挙に立つ時には、高齢になっても障がいがあってもってというような形の、障がいがあっても住み慣れたところで安心して誇りを持って暮らせるようなそういうまちづくりをしたいというふうな形の文言を基本方針の一つ、重点事項の一つに掲げてます。だからその部分についてはまだ実現してませんが、日中、障がいを持った方々ってのは親が高齢になると同時に障がいを持った方々も高齢になっていきます。その高齢になっていく過程の中で、自分の障がい自体も重症化していく可能性が強いんです。だからその中でどうやって暮らしていけるのかっていう部分は、やっぱり日中支援型でやる、そういう施設関係も必要だろうというふうな認識でおります。そういう方向の部分について、親亡き後を見据えた形の生活拠点施設、拠点をつくるという部分を今回の障がい福祉計画の中にも盛り込んでおりますから、そこの部分の実現に向けて民間の社会福祉法人の力を借りながらそういう方向で進めていければなって考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 障がい者の方が結婚したいっていう希望もあるわけです。で、実際もう結婚間近かなというカップルもいます。岩崎町で、のんき会の方で町との交流、旧岩崎町の方に行った時も、厚生医療センターのケアセンターですか、あそこに通ってる人が夫婦で、障がい者夫婦で仲良くやっていると例もありました。で、八峰町においても、そこまで話が進んでる人もいます。そういう人たちのために町営住宅というの

を希望があった場合は最優先に、ここで住めるんだよというふうなそういうふうな町営住宅にしてもらいたいなど。で、障がい者が申し込んだ場合、これも自立の一貫として認めてもらいたい。こういうことを希望いたしまして、もうちょっと時間ありますので、そういう場合、町長一言何かお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 障がいを持った方々が結婚されるかどうかは別にしても、町営住宅に入ろうとする際に入れなくてというわけではありませんので、それで所得が低い場合は、先ほども答弁いたしましたけれども、敷金も含めた形で低減する形の措置で対応してるってことです。まあそういう形の中で、もう一つは先ほどもお話ししたように、親亡き後を見据えた障がい者の生活支援拠点、そういう部分も今後できるような方向で検討させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今新たにその施設ができるのかできないのか、それがどういうふうな施設になるのか、民間が主導でやるのか、分からないんですけども、本当に自立するとすればやっぱり一戸建てに入って、それである程度の収入、役場の方でも是非障がい者の仕事、何時間でもいいですから、4時間、まあ障がい者は大概4時間の就労支援なってると思うんですが、そういうのを使っていてですね自立をさせてもらえるような仕組み。そのためにも経済的に自立した上で、一戸建てに住みたいという要望のある人には支援する。そういうことを考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（門脇直樹君） これで7番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後 0時07分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

2番議員の一般質問を許します。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 議席番号2番の山本です。通告に基づき、一般質問いたします。最初に、町の将来予想図について。

私の個人的な細やかな夢は、八峰町の子どもたちが町内就職して定住できる環境を整

備し、自慢できる町とすることですが、その思いは町長も同じものと考えます。今、NHKのドラマでやっている、新一万円札の顔となることが決まった渋沢栄一の言葉に、「夢なき者は理想なし。理想なき者は信念なし。信念なき者は計画なし。計画なき者は実行なし。実行なき者は成果なし。成果なき者は幸福なし。故に幸福を求める者は夢なかるべからず」とあります。これは、夢を持ちなさいということを行っているということでもあります。町民にも夢を与えることも町政運営にも必要なことであると思っています。

そして、今年もあと半月、議員と町長の任期も、任期4年も残すところあと4カ月あまりとなりました。町長1期目としてのこの3年8カ月の間、多くの事業がコロナで中止、縮小などで町内の活性化策が行えず、経済の衰えと落胆の期間のあった中で、思うような町政運営はできなかつたかもしれません。ですが、今後の目標として、「若い大人を増やす」、「子育て世帯を応援する」、「農林漁業の担い手を確保・育成する」等々の実現をしたいとしていますが、1期目で何ができて何ができてないのか。町長の思う事業の中でやれたこと、やれなかつたことを説明をしてください。

今後の町政運営を考えると、地方交付税の大幅な縮小など、その状況には厳しさがありますが、町長の職務は町民が安心して暮らせるまちづくりのため、町の執行に当たってほしいと望むものであります。町の振興計画、総合戦略について、適正かつ厳しく評価し、着実な推進を図るとある計画や戦略は、立案者の思いや描く姿によって本来の計画の内容との整合性が変わると思います。町長の数ある公約の中で、夢と希望がある未来予想図とはどういうものなのか、答弁をお願いします。

次に、大胆な産業構想について。

コロナ禍以降の経済は、先が見えない状況が続いております。町の産業人口を支える農林漁業は、米価下落、魚価下落、資材高騰、賃金上昇など苦難続きであります。今年の米価は、大規模経営者にとっては今後の経営を左右し、この状況が続けば米を作る農業者は急速に減ってしまうだろうと考えられます。漁業も、飲食業界のコロナによる自粛等もあって消費が落ち、高級魚の価格低下と追い打ちをかけるように燃油の値上がりで厳しい経営となっています。一方で、輸入食品の小麦を原料とするパン、ラーメン、パスタなどは値上げし、主食であるはずの日本の米、旬の鮮魚の下落を良しとする食糧政策では、地方はますます疲弊するという、農村・漁村の存続にとって極めて重大な問題であります。

農村・漁村が存続できなくなったらどうするか。農村・漁村で働く場を失った人は都会へ行くしかなく、農村・漁村から都会へと町の人口減少が加速していくことに拍車をかけると言います。その縮図である我が町の将来を総合振興計画等に基づいて行っていくとありますが、まちづくりに必要な強いリーダーシップが理想と考える私からすると、物足りなさを感じます。今までの一般質問で感じるのが、将来、町の農業はこうする、漁業はこうする、人口の増加のためにこうするといった町の将来姿を夢見させていないからであります。

私は、今の時代、全ての分野のことを一つ一つトップダウンで対応しては変化のスピードに追いついていかないと思っています。ですから、各部署の職員が自分たちで考えて、主体的に行動し、柔軟に変化対応していく組織にすることが必要と。と同時に、業務を理解している町職員と産業界を巻き込んだ事業提案の発想、協議することが、大胆で具体的な産業振興の実現に至る構想を生むと考えます。

これらの2点について答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○議長（門脇直樹君） 事前にいただいた通告書の部分よりもかなり深めの部分の質問になっていましたので、少しかみ合わない点もあるかもしれませんが、その部分は再質問の部分で深めていければと思います。

まずは通告を受けた時の部分でお答えいたします。

山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、町の将来予想図についてお答えします。

私は、今年の仕事始め式の際に、「これから町長任期最終年度となる当初予算編成が始まります。基本的には「結婚、出産から育児までの若者支援」、「自分のふるさとに自信と誇りを持った子どもたちの育成」、「農林漁業の持続的な発展」、「健康寿命の延伸と元気な高齢者や女性が活躍できる環境づくり」、「高齢になっても、障がいがあっても、認知症になっても、住み慣れたところで安心して誇りを持って暮らせる地域づくり」を5つの重点とし、引き続き「若い大人を増やす」、「子育て世帯を応援する」、「農林漁業の担い手を確保・育成する」という3つの視点を意識しながら取りまとめ、元気な八峰町、将来的にも夢と希望がある八峰町を実現したい」ということをお話しいたしました。

八峰町は今、これまでの2倍のスピードで進んでいく人口減少、年間の出生者数が一桁になるかもしれない極端な少子化及び誰も経験したことがない極端な高齢化という3つの基本問題に直面しています。この人口減少、高齢化、少子化は、商品やサービスを買う人や買う量が少なくなったり、食べる人や食べる量が少なくなったり、また、自治会や消防団活動などの地域コミュニティを維持できなくなったり、事業後継者や働く人を確保できなくなったり、私たちの暮らしや産業などあらゆる分野に大きな影響を及ぼします。

先ほどの5つの重点は、この3つの基本問題に真正面からチャレンジしていく政策の方向性を示したのですが、どうしても総合的な政策になりますので、政策にメリハリをつけるという観点から、「若い大人を増やす」、「子育て家庭を応援する」、「農林漁業の担い手を確保・育成する」という3つの視点を加えました。

「若い大人を増やす」については、次世代を担う方々がいない社会に明るい未来はないという考えから加えました。基本は少子化対策と思いますが、生まれた子どもが大人になるまでには20年以上という長い時間がかかりますので、少子化対策とともに取り組んでいく必要があると考えました。

「子育て家庭を応援する」については、自分のこれまでの人生を振り返って、一番お金が欲しく思い、また、一番お金を使ったのは、子どもを育てていた時期であり、人生の中で一番苦しい時を何とか支援できないかという思いから加えました。

「農林漁業の担い手を確保・育成する」については、八峰町の基幹産業は何といても農林漁業であり、農林漁業者の高齢化が進んでおり、このままでは産業として立ち行かなくなるのではないかと加えました。

これらの3つの視点を加えた5つの重点に取り組みながら、将来的にも持続可能な八峰町、夢と希望がある八峰町を実現してまいりたいと考えたものであります。

何ができて何ができていないのかについてであります。保育料や医療費の支援など子育て世帯の経済的負担の軽減や住宅新築支援、空き家改修や公営住宅法に縛られない地域活性化住宅、町有地を有利な条件で宅地用に提供する事業、若年層等を経済的に支援するプレミアム商品券の発行などは実施できておりますが、独身男女を対象とした出会いの場の創出や定住・移住対策については更なる充実が必要と考えています。

また、持続可能な基盤づくりについては、増え続ける空き家問題の今後の取り組み方針がまとまったほか、現在試行運行中の新たな公共交通システムが来年度中に本格運行

できるところまでできていますが、「親亡き後」を見据えた障がい者の地域生活拠点づくり、自主防災組織や住民主体で軽い運動やゲーム等で楽しい時間を過ごしていただく「通所型サービスB事業」の全町的な展開などについては、これから取り組んでいく必要があります。

また、産業面については、農林漁業の多様な担い手の育成等後継者確保対策、農業面における「圃場整備」や「園芸メガ団地」に対する手厚い支援を行いましたが、商工・サービス・建設業における第三者も含めた事業承継や地域内労働力の減少に伴う従業員等の確保対策に取り組んでいく必要があるほか、漁業におけるギバサ増殖やサーモン養殖については取り組みを始めたばかりであります。

次に、私が考える夢と希望がある未来予想図についてのご質問にお答えします。

町政運営の羅針盤である「第2次八峰町総合振興計画」が目指す将来像は「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」であり、私も賛同するものであります。私がお話ししている将来的にも夢と希望がある八峰町とは、産業が持続的に発展し、地域コミュニティが維持され、高齢になっても、障がいがあっても、認知症になっても、元気で住み慣れたところで安心して誇りを持って暮らせる八峰町であり、別の言い方をすれば、「老いていくことに不安や心配がなく、自信と誇りに満ちたお年寄りの声が聞こえ、若者や子どもたちの元気な声が聞こえる八峰町」をイメージしております。

次に、大胆な産業構想についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、ヒトやモノの動きが止まってしまい、また、全国における飲食店街が営業自粛に追い込まれ、かつ、それが2年近くも続いていることから、農業や漁業については、米の在庫量が増加したことによる米価の大幅な下落や高級魚ほど値段がつかないという大変厳しい状況に直面しています。

農業については、米価の大幅な下落に対する直接的な対策として、令和3年産米主食用米の作付に係る種子代を支援する「稲作農家緊急支援事業」を実施するとともに、「JA秋田やまもと」と協力しながらネギ・キャベツ・菌床シイタケの園芸メガ団地整備に取り組んだほか、農業経営者の高齢化により米づくりができなくなる方々が増加することが予想されますので、農事組合法人や認定農家が効率的な農作業をできるようにするため、八峰町ならではの手厚い支援の「圃場整備」を実施してまいります。

漁業については、ギバサ増養殖の実証実験に取り組んでおり、漁礁等に生えているイソモク等の小型海藻や付着物をきれいに清掃すれば、ギバサの幼体も含め生息密度が高

いギバサ増殖が可能であることを実証できましたので、清掃作業は大変ですが、昔の豊かな海を復元できる可能性を感じています。

また、秋田県が「いけす」を製作し、町が稚魚を購入し、漁業者が稚魚を育てるサーモン養殖については、深浦町で年間1,000 tものサーモンを生産し、県漁協北部総括支所の年間水揚げ額以上の売り上げをあげている企業から、全面的な技術的なアドバイスをいただきながら進めることとしており、12月下旬の稚魚放流から始まりますが、大きな期待を抱いております。

漁業については、これらの「つくり育てる漁業」のノウハウを確立し、年間を通じて安定的な収益を上げれる取り組みを進めるとともに、「八森ハタハタ」を大切にしながら漁業の持続的発展を目指してまいります。

いずれにいたしましても、議員が提案しております、大胆で具体的な産業振興の実施構想については大変難しいものがありますので、若い農業経営者や漁業経営者のチャレンジ精神を鼓舞し、具体的なアクションを起こしていただきながら、町としてもできるだけ支援してまいりたいと考えています。

○議長（門脇直樹君） 2番議員、再質問はありますか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 改めてお尋ねいたしますけども、来年度予算に向けて既にこういうふうにしていきたいというふうな考え方を出されているということは、来期も町長に立候補するという事によろしいのですね。

○議長（門脇直樹君） 2番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、私の答弁の部分は、今年の仕事始め式の際に、町長任期最終年度となる当初予算編成が始まりますっていう話をご紹介しましたので、その部分については明日質問されてますので、明日答えたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） もったいぶった言い方してますけども、まあ出るという前提でないとね質問の意味ねえんだすよ。まあそういうことですね、まあ出るという前提でこの1問目は私はもう、町長の考えですからそのとおりでいいと思うので、1問目はもう終わってですね、2問目の、今、今年商工会と活性化協議会をつくってですね、全ての議員、まあ出てない議員もいますけども、全ての議員、それと町長、それから町の主要な企業の代表、役員さん、商工会の役員ですね、その人方が全部集まってですね、将来的な町の活性化策を練ろうということやってますよね。ところが、あそこで私「えっ」

と思ったのは、なぜあの場で町長がいるのかということだけですよ。あそこで決まってしまうとですね、町長の決定で我々はこの議会でいろいろごたごた言う必要も何もなくなってしまうのではないかなって心配したんですね。私はそういうことでは、我々そうすれば発想、まあこちらから提案するような発想っていうのが機会が薄れてしまって存在価値はどうなのかなというふうなことを心配したわけです。ですから、私はですね、ですから町長という立場というのは、自分が、まあ極端な言い方、ほらをこいてもいいがこういうふうな事業やって町を活性化したいというふうなね、自分の夢を実現するために町長に立って、それを選挙でこう何ていうか、選択してもらおうというふうなことだと思ってるんですよ。そうなのにああいう場でですね決まってしまうということは、何かその町政運営はあの会に任せてしまったような感じを受けてるんですよ。それではちょっとおかしいんじゃないかなっていうふうに感じてるわけですね。その辺のこと、なぜあそこで参加するように至ったのかという経緯を若干説明してもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これも明日質問される議員がおられますけれども、まあ私自身は顧問というふうな形の中で、設立総会の時で役員が決まってそういう方になったんですが、それと1回目の部分は最後までいて各部会の話の部分を聞きましたけど、2回目の時は、こう所用がありましたので挨拶だけで戻ったような形になります。

まあ私がない方がいいというふうな話であれば、まあ次回からはそうさせていただきたいと思うんですが、私の頭の中では、これ明日の回答の部分にもなってしまいうんですけど、今までの行政の進め方っていうのは、総合振興計画を作ります。その中では基本構想、基本計画、ここまで民間の方々の部分で作って、まあ意見もらいながら作るんですが、実際の実施計画に当たる部分は、町職員が考えて議会に提案していろいろ議論しながら予算を通してもらって実施してきてる、そういう部分があるんです。で、その部分では、今のこういう厳しい大きな基本問題抱えている中では、昔ながらのその手法というのは少し限界に来てるんじゃないだろうかというふうな思いがあります。その中で民間の人方からいろんなアイデアとかそういう実践に基づくような計画を話してもらって、その部分で、まあ民間の方々っていうのはアイデアとか計画とかあるんですが、それを具体の予算にするノウハウっていうのはなかなか難しいところがあるので、その部分で要するにノウハウあるのは町役場職員なので、町役場の関係課長にも入っても



らったのはその部分なんですけど、そういう農林漁業団体とか商工団体、そういう方々の具体的なアイデアとかそういう部分を実際の実施計画の一つの部分としてやってもらう、そういう形を行政だけが考えてやるんじゃないかと、そういう取り組みをやる必要があるのではないかというふうなそういう形の中から、私もだから公約の中に一番先に書いてあるんですが、「農林漁業を魅力ある産業に成長させます」、その部分の5つのポツがあって、その一番上に「農林漁業団体や商工団体との連携を強化し、オール八峰でチャレンジします」というふうな、それはやっぱりそういう、実施計画の部分で町職員だけ考えてやっていくんでは限界があるという、広く民間の方々からもその実施計画の一部となる部分は提案してもらいたいような仕組みが必要じゃないかなと。そういう思いで、こう参画してきております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 冒頭の演壇での私の質問の中にですね、業務を理解している職員と業界の皆さんを巻き込んで事業構想、まあしたらいいのではないかというふうなフレーズあったんです。まあ言ったんです。私は前からそういう意味では、例えば加藤町政の時も言ってるんですが、町の職員のアイデアを集めるような提案型、そういうふうなことをしたりですね、まあ今回の提案のように業界の人と、例えば農業界の人と町の幹部クラスといろいろ相談しながら、ああいうことをしたらいいとか、こういうことをしたらいいとかっていうような話し合いをすることによって、町のまあ具体的な実施計画というものが出てくるというふうに思うわけですね。だからそういうことも必要なものであってですね、まあこの前の商工会のようなことをやめれって言ってるんじゃないですよ。ああいうことのミニチュア版を常にやって、常に変化する対応をしていかないと駄目だなということを言ってるんですよ。で、その辺までは理解できてもらえるんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 個別には、農業関係であればJAとの幹部職員と、それから八峰町の課長含めて副町長も含めて、三種町も含めた形の意見交換する場があります。それから、商工会も昨年から役員の皆様と意見交換する場がありますがけれども、それ具体的にその部分と、それから別々の形でやる部分と、それを総合的にお互いの、農業やれば農業の部分だけなるし、それから商工会の部分やれば商工会の話になるんで、もう全体で連携取りながら、観光に結びつく部分もあるでしょうから、そういう部分は出てくるのは、個別にやるよりだったら全体で繋げていって、その中からお互いが連携でき

るものは連携して役割分担を決めてお互いがその事業の成功に向けて取り組む部分は取り組んでいく、そういうやり方もやっぱりこれからは必要なるのかなというふうな思いもありました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） これからそうすれば町の中でそういうふうなことをやっていくということでもいいんですか。私はですね、何と言えればいいかな、今まで役場の職員の体質、私の見方ですよ、今、今までのところを言ってるんでね、今までの経緯っていうのは、役場に来てあれしたいこれしたいということ言うとはですね、それはこの事業さ当てはまらないとか法律にないとかですね、いろんなことを言われて、結局はできないことの理由を並べられるだけなんです。そうであっては駄目だと。やっぱりいろいろやれるように、どうすればやれるのかということを考えないと駄目だと。やれることがもし見つかったらとことん国から金を持ってくるような段取り。国の方では今もう新しい突拍子もないことでもですね、将来の可能性があればそれについては予算をつけるっていう柔軟な対応をしてますよね。だからそういうふうなことで、突拍子もないアイデアが事業に、将来の事業に結びつくというふうなことだって十分これから先あるわけですよ。で、なおかつ、ここ、町長だってあと1期なると70、高齢になってくる。ここ、来期の1期が大切なわけですよ。私もまあその頃なると70近くになってしまうので、もし出れば。ですから、今この来年、来年というか来期の1期の大切さをかみしめてですね、私はもっとこう大胆に、将来こうあるんだと、町はこういうふうに変わるんだというふうなことを、町長自らそれをアピールしていく必要があるわけですね。そのためには大胆な改革というものを、まあ現実には遠いかもしれませんが、出すというふうな心づもりはあるんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この次の部分はどうするかについては明日答えますけれども、山本議員がおっしゃった部分は、私が町長になりたい、ならなきゃいけないなって思った部分が同じような事例がありました。第1期八峰町総合振興計画策定する際の審議会の会長は私お願いされました。それでそこに来られた方々、30人ぐらいの委員の人方がいます。何とか会の長の人方です。そういう人方、事務局である役場職員が作った原案の部分に対して意見交換するっても、30人もいるのに発言する人は私ばかりっていうよりも、あとごく一部しか発言しないんです。すると、まち・ひと・しごと創生総合戦略、

一緒にやってみました。その中で委員の人から何か盛り込みたい事業ありますかって、私、20ページぐらい提案しました。これは当然、私、今まで計画づくり、県の計画三度作ってまいりましたので、その中では民間の人方が提案した部分に関しては、事業予算化するっていうのはこれはノウハウありませんから、そこの部分は予算化できるかどうか、町の職員が検討して、その部分でこれはできます、これはできませんっていうふうなそういう答えを期待してあったんですが、その20ページにわたるような事業提案、その委員の皆さんで検討させたんですね。あ、これ駄目だと思いました。要は、やりたくない理由を探してる。そういう形の体質が見えたからなんです。これでやっぱり何とかしなきゃいけないなという部分の思いが強くなったのはあります。まあそういう部分については、一朝一夕に意識は変わるものではありませんので、そこの部分については粘り強く、役場職員が自分の都合でなくて住民が第一なんだというふうな形の中で、住民の皆さんがこういい暮らしが、こう気に入ってもらえるような暮らしができるようなために我々何ができるのかっていうふうなそういう形でやってもらえればなというふうな形で思っています。

まあいずれ明日また改めて同じような質問で、質問趣意書にはなかった形でもっとはつきりとした形の中で質問されてる議員の方おられますので、その中でまた改めてお話ししたいと思います。いずれ役場自体が住民主体というふうな形の中で変わっていく必要がある。今その変わっていかなくちゃならないその時期を迎えているというふうなことは、私も感じています。ただ、明日、どうするかについては今コメントはできないです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。2番山本優人君。。

○2番（山本優人君） 明日の返答は返答でいいんですが、前提として私はとらえて質問を続けたいと思いますけども、国全体ではね、まあ当時の話ですけども、1万5,000件とも言われている補助事業があるわけですね。いろんな補助事業、この1万5,000件の中に町で例えば突拍子もないアイデアが出た時に、それにどれかかれか当てはまることがあるわけです。ですから、いろいろまあ職員には大変でしょうが、努力してもらえれば可能性はあるわけですね。

例えばひとつ、見上さんの話からアイデアをもらったわけではないけども、ひとつ町独自のやり方っていうものは良し悪しはあるし、考えなくて提案すればですね、例えば生活支援金の今の問題、それから燃油の問題、あれが一律6,000円だ、その低所得者だと。まあ現金給付だわけですね。そうでなくて、今、農家も困ってる。米は余ってる。米

を現物支給しても、それに代わるのではないのかと。そうすれば農協で在庫を抱えて困っている米の消費にも拡大なるわけですよ、同じ金額で。で、金がなくても米はあるわけですから、死ぬわけでもねえわけですね。で、余った米をただもらった分を買わなくてもいいその米の部分の金が余るわけですよ。そういうふうな金の使い方だってあるわけですね。ですから、視点を変え、やり方を変えることによって、いろんな町独自のやり方っていうものが生まれてくるのではないかなと。そういうふうな発想を私は期待してるわけですね。ですから、そういうふうな発想というのは役場の職員だけでは固まってはどーも出てこねえと。ですから民間人も含めた中で、そういうふうな、例えば今日は漁業の話、今日は農業の話というふうにこう定期的に集まって協議するということが必要だと思っんですね。そういうふうなアイデアについてどう思いますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今のお金の部分、まあ灯油代の話の部分で、高くなった部分の差額を埋めるというふうな発想を、現実問題、その人の家計から見た場合に必ず必要なのは主食用代ですよ。米、今の議員がそういう部分の発想をするっていうのは非常に斬新なアイデアで、私はそういうふうなアイデアという部分は、残念ながら今、私も含めて役場職員の中からはそういう発想は出てこなかったです。そういう発想はこれから必要だなというふうな形で思います。

まあどういう形で民間の意見を予算に生かしていくのかという部分については、これからもう少し具体的な形で検討していかなければならないと思いますが、少なくとも役場職員だけで考えていく、そういう部分から、やっぱりちょっと民間の、今議員がおっしゃったような部分も予算の中に盛り込んでいけるような、そういう時代を迎えているんだというふうに思っています。我々だけで、役場当局だけで考えてる部分が、それだけでこの大変厳しい基本問題に立ち向かっていくには、結果出さなきゃいけないから、「やったんだ」だけでは意味がないので、どういう結果出したかという部分も含めた形で結果出していかなきゃいけないので、まあそういう部分に関しては、我々だけでなく民間の方々が考えているそういう斬新なアイデアの部分もどうやって予算に取り込んでいくのかっていう部分も大切になるんじゃないかというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。。

○2番（山本優人君） まあいろいろ話してきましたけども、もう一つだけ。例えばもう一つ、米の値段下がったということで1,000万円、1反歩1,000円の総額1,000万円の、ま

あ大体やってて1町歩やってる人でも1万円。まあ2町歩やってる人で2万円ですね。その農家の人方、1万円、2万円もらっても、能代で飲みに行けるかどうかというぐらいだったすよ。そんなもの期待してると思ってないんですね、私。実に、まあ正直言うと思ってないと。自分の小遣いの範囲内の被害程度だと。そういうことに対して払うというのは、私は、まあもらう人にとってはただもらうわけですからいいんですが、町としてはやっぱりですね、ある程度、線引きっていうものが必要なんでねえがなって。やっぱり5町歩以上とかね、そういう10町歩以上とか、そういう先の、この先もずっと農業で暮らしていかねやないっていう立場の法人やら集落、まあ大きい大農家の人方に対して厚く救済していかないと、地元の農業っていうのは続いていかないと。1町歩、2町歩やってる個人農家、明日にでも病気せば終わりだわけですよ。その人方まで救済するっていうのは私はちょっと、うん、どうかなと。

そういうふうな点一つとですね、もう一つ。そのぐらゐの金を今ばらまくよりはですね、まあ例えば旧八森地区の浜田地区なんかはですね農業用水が全然駄目で、排水対策がなされてないわけですよ。ですから、あそこを排水対策なり給水関係がうまくいけば結構いい土地なんです、それが全くなされてない。あそこをちゃんと整備することによって、例えば若い人が引き受ける面積を多くしたりですね、今後辞めていく農地を引き継いだりというふうなことが可能になってきますけども、そういうふうな部分の投資にやっぱり当てるべきであって、だから今すぐこう救済のために5,000円だ、1万円の1町歩、2町歩の方までそれやるっていうのはどうなのかなって私はちょっと思ってるわけですよ。ですから、まあそういうふうなことも含めてですね、やっぱり、まあ聞こえは悪いですけども、大胆にやっぱりこう切るとこは切って、救済するところは救済するというふうな考え方でいかないとですね、なかなか厳しいなと思うわけですよ。その辺についてはどう思いますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず、米価の下落に伴う農家の減収の部分ですけど、ここの部分を減収補填する仕組みってのは、今の農家の状況から考えると非常に難しくなってます。それは議員十分ご存じだと思うんですが、減反制度がなくなってからこういう状況になる可能性があるっていう部分は十二分に承知されたことであります。その中で、県ではナラシ対策、または収入保険、そちらの方で何かあった時に補償できるような道を農家の方には盛んに勧めてきたと思います。今回もどういう形で米の下落に対してそう

いう対処ができるのかっていうふうな形の議論の中で、まあ本来は事業継続臨時給付金みたいな形でできるのかと。だけれども農家の実態として、今議員の中でもおっしゃったように1町歩も作ってない農家もあるし、20町歩、30町歩も作ってる農家もあるんです。で、20町歩、30町歩作った方が米価の下落による収入の目減り、減り方がめちゃくちゃ違うんですよ。だからそこを傾斜配分してやる方法何かっていう部分を考えた時に、31年に作況指数が国がいいと言いなながらも結果的にはいわゆる農家の方々の収入減になった時に1反歩当たり700円という形のそういう支援やったんですけど、せいぜい減収補填の部分でできるのはそのくらいなんですよね。で、それ以外の部分に関しては、減反制度がなくなった時に需要と供給のバランスが崩れて、まあ新型コロナは余計ですけど、崩れて今みたいな状況になった時にどうするかという部分の保険の部分については、やっぱりナラシ対策または収入保険の方には、やっぱり農家の方々、特に認定農家、要するに規模が大きいそういうところは入ってもらいたいなというふうな形を町としてもこれから進めていかなきゃいけないなというふうな形を持っています。

で、基本的に今の部分のやつで、議員がおっしゃるように1町歩未満切るとかそういう形の中は、これは制度作った、何でじゃあその1町歩未満が要らねえんだというふうな、3町歩で切ればいいのか、5町歩で切ればいいのかとかいろんな問題あるので、なかなかその部分は難しいですけど、根本的な問題とすれば、こういう単価下落は起こり得るもんだという部分の前提の中で保険制度が国、県が支援しながらやってる制度ありますから、まあ保険料高いんでしょうけれども、そこの部分についてはやっぱり農家の人も考えていって、万が一の時に備えていってもらえればなというふうな形が思っています。

それから、農業用水。これもやっぱり浜田、それから古屋敷、それから本館あたり、ここら辺の部分は、やっぱり土地改良区がないことが一番の問題ですね。そこで国、県の手厚い支援制度の圃場整備ができない。で、そこの部分が今みたいな形になってるんで、そこはまあ何とかしなければいけない問題だというふうに思っています。ここの部分については、今後の取り組み方等にすれば可能性がないわけではないと思いますから、まあそういう部分、食料を作れる部分についての、雨が降らなければ米作れないようなそういう状況にならないようなことは、町としてやっていかなきゃいけないなということとは思っています。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いや、今まで言ったことはですね、具体例を挙げてこのような話だということです。私が言いたいのはですね、将来の投資をしてほしいと。それこそまあその浜田の土地であればですね、将来もやれるような状況づくりをしてもらうような金の使い方をしてくれということをお願いわけですよ。今、明日明後日に辞めるような農家のために金を使うんでなくて、5年先、10年先もやれる農地を作るためにその金を投資してほしいと、そういうような考え方を、これから来期の4年間かかってですねやってもらうと、それを見せてもらう、目標にってもらうということを私は聞いているんです。ですから、その辺のことを踏まえてもう一度答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほどの答弁の部分で、農業の部分については農業経営者の高齢化がものすごく進んでいます。山本議員以上の年齢が平均年齢なってますから、この先どのくらいの年数この方々が作れるのかなっていうふうな、そうなった時に、その残された田んぼが誰が作るんだろうかというふうな考え方の中では、やっぱり八峰町の中でも圃場整備がまだされてなかったり、あるいは区間が小さすぎたりとかいろんな問題あるところがありますから、そこの部分については、農地中間管理機構関連の圃場整備、これはどこもやってない手厚い制度で、3年間の調査期間の中で土地改良区の負担が出てくるんですが、その土地改良区の負担全部町で見ますっていうふうな形の中で進めていってます。これはそういう作れなくなった人方が出てきても、誰かが担い手農家で一人10町歩ぐらい作った人がもう5町歩作るとか、あるいは農事組合法人の人が20町歩作ってるのがもう8町歩作るとか、そういう形の人方ができるような形で、効率的な農業できるようにといったことでそういう手厚い圃場整備を進めていったりとか、まあそういう部分は自分の中ではやってるつもりであります。今回のその稲作農家の緊急支援の部分については、これは今緊急支援でありますから、米価の下落の部分に関して町として、本来減収補填という部分はなかなか難しい話なんですけど、町としてできる部分はこれくらいかなというふうな形の中で、それでもやっぱりこう大きく下がったもんだから何とか支援しなきゃいけないな。ちなみに20町歩、30町歩の方々には、20万、30万っていうお金が行くことなりますから、まあそういう形の中で農家の、この後も農家続けていくかどうかという意欲に繋がるかどうか別にして、やっぱりそういう何もやらないというわけにはいかなくて、まあ町としてできる部分はこれくらいかなというふうな形の中で研究事業は提案させていただきました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いや、具体的に説明してもらったんですけどもね、私は言ってるのはそういう小さなことではないです。例えばその浜田地区の話はそれはそれでいいですけども、まあそれと同じくですね漁業でもほかの問題でもですね、将来こういうようなこと、こうなるにはこういうふうにしたよと。まあ例えば浜田を徹底的に例にするとですね、浜田、あそこ100町歩ぐらいあるのかな。ちょっと面積は分かりませんが、あそこ現実には1反歩とかの、1反歩、2反歩の区画ですよ。あれを私の代では、まあ10年後では1町歩の田にしますというふうな、はったりでもいいですからそういうふうな目標が欲しいわけです。そうでないとですね、まあ我が社もあそこで参画してましたけども、まあいろいろな問題があって撤退しました。なぜかという、そういうまあ水の問題あったからですよ。でも、あそこを仮に1町歩の田にするということは、我々、我が社がやらなくてもですね、ほかから来てもあそこをやって、やるという企業が出てくるんですね。間に合うのであれば来るわけですよ。ですから農地っていうのは守られるし、なぜ1町歩にしなければならないかというのは、このように米がどんどんどんどん価格が下がっていくとコストダウンしかないわけですね。そうすると、コストダウンするってばやっぱり効率のいい大きい機械を入れて、休まないまま無人のトラクターを走らせるというようなことまで考えないとコストダウンにはならないわけですよ。ですから、そこまでの農地を私らの代で目処つけるんだというふうなような大ぼらでもいいから欲しいということです。その意思っていうか、そういうふうなことを出していきますよというふうな意識、提案が欲しい。どうでしょう。

○議長（門脇直樹君） 当局のほらでない答弁をお願いします。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私も行政のトップを預る身とすれば、やっぱり実現可能な目処がついた、つくもの、そういう部分について打ち出していくまあ立場の、私の立場の責任とすれば、いわゆる議員がおっしゃったような形の部分ではなかなか打ち出せないと思います。

○議長（門脇直樹君） これで2番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12月17日午前10時より開会し、一般質問等を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。



---

午後 1時55分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1番 水 木 壽 保

同 署名議員 2番 山 本 優 人

---

令和3年12月17日（金曜日）

---

議事日程第3号

令和3年12月17日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 日程の追加について

第3 一般質問

第4 陳情第5号 精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情について

第5 陳情第7号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情について

第6 発議第14号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書について

第7 発議第15号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもること求める意見書について

追加日程第1 発議第16号 精神保健福祉の改善に関する意見書について

追加日程第2 発議第17号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める意見書について

第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第9 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

---

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	成田 拓也	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	石上 義久	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	山本 望	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	今井 利宏	学校給食センター所長	田村 高夫
防災まちづくり室長	内山 直光	総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	菊地 俊平
福祉保健副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭 正和	農林振興課副課長	堀内 和人

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子

---

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします

総務民生常任委員会に付託中の陳情第5号及び陳情第7号の審査結果について報告を求められております。そのため、日程の追加について議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

本定例会において総務民生常任委員会に付託となっております陳情第5号及び第7号について、水木委員長より審査の結果について報告したいとの申し出があったことから、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、本日の日程に追加することといたしましたのでご報告いたします。

なお、陳情について、採択となった場合は意見書提出の発議を日程に追加することになりますので、併せてご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） おはようございます。傍聴人の皆さん、どうも今日はありがとうございます。

1番、水木壽保。通告により一般質問を行います。

最近、畑に出かけて家が分からなくなり、2回ほど家族が搜索し、その後無事に保護されたということがあった。町でも地域包括支援センターが2カ月に1回、集落で「認知症カフェ」をお茶を飲みながら情報交換の場として行っているが、我が町は65歳以上の高齢者が49.6%、高齢化率が高くなっている。人口の半数が65歳は、3人に1人は認知症と言われている。秋田県でも行方不明の認知症と疑いのある人は増えている。我が町でも高齢者が二、三年前に散歩に出かけて行方不明になり搜索を行ったが、亡くなって発見された。これら、冬に向かい寒くなるので、今後、コロナウイルスなどの影響により外出が減り、周りの人と共同作業など例年のようにできずコミュニケーション不足であることから、認知症の人も多くいると思われる。ストレスがたまり、認知症が進むのではないかと心配である。今後の認知症対策をお伺いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 傍聴の皆様には、朝早くから、また足下の悪い中、多数傍聴していただきまして誠にありがとうございました。

それでは、水木議員のご質問にお答えいたします。

秋田県の高齢化率は、7月1日現在で38.5%となっており、本町においては、それを大きく上回る49.6%となっています。また、「一人暮らし世帯の割合」も、26.2%となっております。

高齢化率や「一人暮らし世帯の割合」は、今後も増加することが見込まれ、高齢者の

社会的孤立の問題や認知症にかかってしまう方々の増加など、地域における福祉需要はますます増大していくものと認識しています。

特に認知症については、厚生労働省によると、令和2年の65歳以上人口の認知症発生率は17.2%となっており、この発生率を用いて試算すると、本町では540人くらいが認知症にかかっているのではないかと推測されます。

認知症の予防については、様々な研究において、食生活、適度な運動、便秘予防などが効果的とされており、八峰町においても様々な取り組みを進めています。

「八森峰浜ふくし会」において、高齢者用トレーニングマシンを使って運動機能向上を図るため実施している週1回の「通所型サービスA事業」や、週2回の「通所型サービスC事業」をはじめ、認知症の初期症状がある方を医療に結びつけるため、「認知症初期集中チーム」を設置し、メンバーである医師からのアドバイスを受け支援する事業や、地域において認知症への理解を促進する認知症地域支援推進員による「認知症カフェ」の実施、平成26年度から実施している「認知症サポーター養成講座」などがあります。

特に「認知症サポーター養成講座」においては、今年度、自治会や老人クラブ、民生児童委員、中学生など計98名が受講し、町内における認知症サポーター数は、現在400名強となっております。

また、昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった、認知症の家族を在宅介護している方を対象にした「認知症あんしん生活実践塾」を、年明け以降、計6回にわたり開催することとしております。

さらに、今年度は、認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が十分でない方々の権利を守り、法的に支援する「成年後見制度」の利用促進を図る中核機関となる『八峰町成年後見支援センター』の立ち上げを予定しているほか、社会福祉協議会に『八峰町権利擁護センター』を設置するなど、地域における権利擁護支援体制を強化することとしております。

いずれにいたしましても、認知症の問題については、ともすれば他人事になりがちですが、地域住民や地域の多様な主体に参画していただきながら、「我が事・丸ごと」の精神で取り組んでいくことが大切であると考えております。

○議長（門脇直樹君） 1番議員、再質問はありますか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） 町でも認知カフェをやっておりますけども、その参加者を見れば老人クラブが主に参加したりしています。それからあとサポーターも来て、人数、民生

委員などが来ていますけども、男性の参加者が少ないということで、最近、県内での認知の行方不明者は男性が多く、女性が18名に対して男性が37名と多くなっており、その辺がちょっと気になるわけですけども、今までかつて認知症というか行方不明も探した、10年前に探したんですけども、それも男性で、それは3日間探しましたけども、早くに警察に届けてありましたので、もうちょっと遅ければ亡くなったという、青森まで行っていたという話がありました。ですから、今これから寒くなるので、そういうこう地域で守っていくというか、そういう仕組みが必要と考えておりますけども、どうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、水木議員言われた課題・問題、全くそのとおりであります。老人クラブの活動にしても、社協の時代にも強く感じたんですけども、圧倒的に女性の方々が元気に活動されてるんです。介護予防教室にしても、そういう部分についても圧倒的に女性が多く参加してくれます。その部分を、男性でも認知症には十分かかり得るし、誰もかかるんです、かかるかもしれないんですけど、その部分については、社協を通じながら、あるいはまた町の広報等で、やっぱり男性も含めていろんな地域活動に参加したりとか、そういう認知症カフェも含めたそういう部分に取り組んでいただけるようなPRを強化していかなきゃいけないというふうに思っています。

議員おっしゃるとおりに本当にどうすれば来てほしい男性の方々が多く来てくれるのか、ここの部分をどうやって実現するのかという部分については力を入れてまいります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） 今ちょこっと、家族というかそういう認知症にかかっている人がいるんですけども、それで車を運転して歩くんですよ、男性が。それでこう、決まったところをいつも地元でこう見てるんですけども、たまに変わったところに行くと奥さんというかが時間通り来ないと探し回るとい、それで奥さんが大変苦労しているということをちょっと聞きました。大変ですよって、もう運転しなければかなりいいんですけども、これから冬になるので運転はしないんですけども、今度また運動として周囲を回って歩く散歩というか、歩きます。それなのでこう、それも心配でありますので、地域がサポートしてあげられるんですけども、前回のやつは地区外なので、だからそういうのをサポートできる体制を、地域外でもむしろこういう人いるよとか、個人情報とかありますので、それは無理かもしれませんが、そういう体制づくりが必要ではないかと思っ

ております。どうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 認知症になっても住み慣れたところで安心して暮らせるようにしたい。これは私の基本的な考え方なんですけど、そのためには、車なければ生活できない現実もあるわけなんで、その部分については今、巡回バスの部分の試行運行を始めてますけれども、そういう部分ともタイアップしながら、できれば家族の方々とよく相談して、認知症にかかっている方の一番の特徴は、自分は認知症でないという部分言い張ることです。だからその部分を、その心の壁を取り払うことができるのはやっぱり家族以外ないので、そういう部分はよく話しながら、まあ私の近くのうちの方では、軽トラ運転して落ちてった、川の方さ落ちてった人もいて、家族がその人の運転の車のキーを取り上げたという例もあるんですけど、まあそういう形でやるかどうかについては家族も含めてですね、そういう方々が万が一事故とかに遭わない、いわゆる行方不明にならないとかそういう部分のやつを、部分を家族の方々と話し合うとともに、民生児童委員に相談したり、民生児童委員を通じて社協の方に相談したりとかそういう形の部分をこうやっていただけるような体制づくり、今もできてると思うんですけど、まあそういう形の部分をよりこう心配りしていかなきゃいけないなというふうな形で思います。全くそのとおりであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） 今、一人暮らしで暮らしている人がいるんですけども、親が施設に預っているんですけども、その人、迷惑かけられないということで一人でこう悩んでいました。結構30分ぐらい話してきたんですけども、娘も地区外さ行っているんで相談はできないし、相談はできるんですけども迷惑かけられないということで一人でこう頑張っていたわけなんですけども、まあそれでいろいろと30分から話してきたんですけども、まずそんなに頑張らなくてもという感じで言ってきたんですけど、まあ町の役場の方にもお願いして行ってもらおうようお願いしたんですけども、そういう人は何人ぐらいいるのか、町に一人暮らしでそういう困っている人がいるのか、私も回って歩いて聞いて歩けばいいんですけど分からないので、その辺ちょっと教えてもらえますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 国の厚生労働省の年齢65歳以上の認知症発生率っていうやつがありまして、17.2%というふうな形になっていまして、それで計算しますと540人くらい



というふうな形になります。やっぱり本当に頭が下がる思いなんですけど、まあそういう方々、一人にして、一人でなりますとどうしても人間は悪い方向、悪い方向に物を考えてしまいます。だからそういう人が一人にならないような、一人になる時間をできるだけ少なくするような、誰かが、まあ老人クラブの部分では友愛訪問活動というような形で、その人のお話を聞いたりとかそういう部分もありますし、自治会長さんがそういう役目を担ったり、あるいは民生児童委員の方々がそういう役目を担ってるケースもあります。まあ私とすれば、何とか今在宅で頑張っている方、老人クラブの活動とか、それから、まあこれから全町展開していきたいと思っているんですけど、通所型Bサービスって住民主体の、月1回とか月2回のサロンとか、そういう場を作りながら、そういう場面に是非参加していただくような、あるいは介護予防教室とか町の健康教室とかそういう部分にも是非参加していただくような形で、一人でいる時間を少なくしていく、そういう取り組みが必要だというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） 安心・安全で暮らせる、住民と共生できるような仕組みづくり、峰浜、八峰町がこう安全であるという、暮らしができる、一人でも大丈夫だというそういう仕組みづくりしてもらえばと思って質問は終わります。

これで1番議員の一般質問を終了します。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 今日はたくさんの皆様方に、お寒い中、傍聴にお集まりをいただきました。本当にありがとうございました。

議席番号5番の須藤正人でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、来年4月に町長選挙の改選が行われるわけでありますが、町長の進退についてお伺いをしたいと思います。

4年近く町政を担ってきたわけであります。しかしながら、この2年近くにわたってコロナ対策で大変な思いをして今日まで町政運営をしてきたのではないかと、心からご慰労を申し上げたいと思います。東京に行って、ほっと一息つく、その間もありませんでした。その対策のかがあって、八峰町ではコロナに感染した人が最々小限におさめることができました。本当に良かったと思っております。その4年近くの中で達成できたこと、また達成できなかったこと、様々な思いがあると思います。町長が2期目に向かって再度挑戦するその決意をここで伺いたいと思います。

ともすれば、どこの市町村長も「後援会の皆様とまだ話し合いをしてないから」という回答が返ってくるのが非常に多いわけでありますが、私は、後援会と相談する前の町長の意欲、決意を聞きたいんです。相談する前に町長がどう思っているのか、それをここで表明していただきたいと思います。

2つ目の質問であります。令和4年度の予算編成方針についてお伺いをしたいと思います。

改選期を迎えると、どこの市町村長も骨格予算ということを言います。私は、もし森田町長が次もやりたいということであれば、通年予算を組んでその意欲を見せるということの方が非常に令和4年度もスムーズにその行政運営がなされる、そう思うんです。確か前加藤町長が勇退する前に、通年予算を組んでその勇退したというふうに記憶をいたしております。もう辞める人が通年予算を組むと、その後の森田町長は、まあやりづらかったか、まあやりやすかったか分かりませんが、そういう予算編成でありました。私は別に骨格予算でなくても、自分がこういうことをしたい、こういうことをやりたい、町をこうしたいというのであれば、私は常に通年予算を来年でそれを町民に示すべきだというふうに思っているわけであります。どういう来年は、まあ12月、この議会が終わるともう予算査定に入ると思っています。どうか骨格予算ではなくて通年予算で、また新たな町政運営に向かっていただきたいというふうに思っております。

八峰町は大変財政的に厳しい時代に入っております。国の予算もコロナ禍によって国債に頼るしかなくなっております。また、八峰町のこの国からの合併優遇措置も、算定替えが令和2年度で終了して交付税がどんどん減額してくる、これはもう目に見えているわけであります。国では合併する前に、この優遇措置を市町村に与えて、そしてその15年間の中でコンパクトで、そしてインフラ整備をしっかりと、その15年後はあまりお金のかからない、そういう町政運営をするように、この合併優遇措置を各市町村に与えたわけであります。八峰町もそのおかげで財政調整基金もそれなりに積み立てることができました。合併特例債で合併町村振興基金も15億を超えました。あ、10億を超えました。お金は合併前より随分たまったんです。しかし、ここ2年、予算を組むに当たって5億のお金を財政調整基金から繰入しないと予算組みができない、そういう状況であります。単年度収支も2年連続赤字となっております。そういう中で、今後どんどん国からの交付税、特別交付金、補助金が減額されてくる。大変な財政運営をこれからしなければならぬ、そういう町の財政状況であります。財政調整基金も28億少しとなりま

した。ただ今救われるのは、実質公債費比率、将来負担比率が正常であることであります。これは現在、正常にその部分は運営されておりますし、まあこれからもそのような状態を続けていけるかどうか。ただ、大きなやはり負担になるのは、新しく建設される清掃工場であります。その清掃工場の分担金、これは多大なものになると。大きな八峰町の財政の負担になってくるといふふうに思われます。

そういうことから考えますと、町長が標榜する持続可能な町、その持続可能なまちづくりがこれからもできるのかどうか。町長も若くはありません。私と同じ年であります。持続可能な町をつくるための礎を森田町長に作っていただきたい。これから続く八峰町、そのための基礎をしっかりと作っていただきたい、そう願うのであります。町長のこれからの財政にけるその思い、考えをお伺いしたいと思ひます。

3つ目の質問であります。八峰町の町づくりと経済の未来を創る協議会。

今日、多くの商工会の皆様がお越しであります。私も二度の全体会に出席をいたしました。しかし、会長の挨拶で、この会が何に繋げて、どこに行くのか、はっきり理解できませんでした。

八峰町は、この3月に第2次八峰総合振興計画後期基本計画を作っております。20名の策定委員がおりますが、その策定委員の中に、我々が作った基本計画がどこに行くんでしょう、どうなるんでしょうというふうに私に問い合わせた人がおりました。また、町長が何もしない、町が何にもしないから商工会が動いたんだろうという人もおりました。商工会という組織は、商工業の発展のために尽くす、そういう組織だと理解しておりました。今回の協議会は、農林漁業、移住・定住、住環境、商工業、全てのものがその中に網羅されておりました。そして2回の全体会、2回の分科会で、2回目の全体会では決議書みたいなものが次第に載っております。私は、まあ途中で所用があつて退席したわけですが、どうもこの協議会が八峰町に代わる、正に二重行政ではないかというふうに思われるようなそういう進め方でありましたが、後から聞いた話ですが、その決議文をもって県に出向いたということが、まあ本当かどうか分かりませんが、そういうこともあつたと。町長はもしそれが本当だとしたら、町長も県についていったんでしょうか。どうも2回の全体会、2回の分科会でそういういろいろな考え、いろいろな意見がまとまるんでしょうか。非常に不思議でなりません。

議会で昨日、山本議員がこの問題について一般質問しておりました。私の後には菊地議員がまた質問をいたします。この12人の議員の中での3名の議員が質問する。相当疑

問を感じている人がまだまだいるような気がいたします。私は職員の、幹部職員の中でもそう考えている人がいるのではないのでしょうか。三役、そして幹部職員がその会に全員出るんです、勤務時間に。私はこういう会は聞いたこともなかったし、見たこともありません。そして、この出た意見をどこに持って行ってどういうふうに繋げていくのかということも見えませんでした。私は町長に対して、矜持を持ってもらいたい。八峰町の町長として矜持を持ってもらいたい、そう思うんです。2回目の全体会では会長の前に町長が挨拶をする。不思議でなりませんでした。そういう協議会。町長はどう思っているのかお伺いをしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前10時40分 休 憩

.....  
午前10時43分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

最初に、公約の中で達成できたこと、できなかったことについてお答えします。

私は、町長選挙に立候補するに当たって「八峰町を元気に、地域の資源をフル活用」という政策パンフレットを作成し、私自身が町内のほぼ全ての世帯に足を運んでお届けいたしました。このパンフレットには、八峰町政を進めるに当たっての基本理念や基本方針とともに、八峰町が直面している3つの基本問題と、基本問題に立ち向かっていくための5つの重点に加え、新たな視点の10の取り組みを盛り込んでおります。

1つ目は、農林漁業を魅力ある産業に成長させるための5つの取り組みについてですが、「農林漁業団体や商工団体との連携を強化し「オール八峰」でチャレンジします」については、今年度、白神八峰商工会の主導ではありますが、八峰町町づくりと経済の未来を創る協議会が設立され、オール八峰でチャレンジする協議も始まっています。

「米依存農業からの脱却を目指し、付加価値の高い作物等の栽培を促進します」については、JA秋田やまもとと連携した手厚い支援制度により、菌床シイタケ、ネギ、キャベツの園芸メガ団地整備を進めたほか、生薬であるキキョウの収量アップ技術を栽培農家に技術移転し、栽培面積を拡大していますが、ブルーベリーやチェーリップ等につい

では、これからの課題となっています。

林業振興については、林道整備を進めてまいりましたが、林業者の所得向上については、これからの課題となっています。

きれいな水を守るとともに、磯焼け調査を踏まえた藻場の復活事業については、今年度から若手漁業者が取り組むギバサの増養殖事業を支援したところであり、将来的に大きな可能性を感じています。

農商工連携による6次産業化と販売戦略については、これからの課題です。

2つ目の「世界自然遺産と日本ジオパークのガイド養成とイベント等の活用」については、今年度、八峰白神ジオパークのガイドの会が設立され、様々な活動が始まりました。

3つ目の「世界ジオパーク目指します」については、まだその段階ではなく、これからの課題です。

4つ目の「強い風を活用した風力発電等再生可能エネルギーの導入」については、峰浜地域において陸上風力発電と洋上風力発電の計画が進められています。

5つ目の「子育て世代包括支援センターの設置」については、今年度、役場内に看板を掲げましたが、利用する方々へのサービスの充実については、これからの課題です。

6つ目の「町営診療所の常勤医師」については、昨年度確保することができました。

7つ目の「権利擁護センターの設置と新たな交通システムの構築」については、今年度、社会福祉協議会に権利擁護センターの設置と成年後見支援センター立ち上げを予定しています。新たな交通システムの構築については、現在試行運行中であり、来年度中に本格運行できるところまできています。

8つ目の「農林漁業の担い手や子育て世帯を対象とした移住・定住」については、住まいづくり応援事業の支援内容を充実したほか、新たに町有地を有利な条件で宅地用に提供する事業を立ち上げました。

9つ目の「年間を通じた体験イベント等の充実と隣接市町村と連携した広域観光の強化」については、様々なイベント等に対して支援したほか、深浦町と連携し、「秋田へ行こう！×津軽へ行こう！ 八峰・深浦国境400年まつり」を開催しましたが、コロナ禍になってからは何もできなくなってしまいました。

次の「町政を語る会の実施」、「町長への手紙制度の創設」、「ICTの活用によるオープンな町政の推進」については、町政を語る会については、コロナ禍になるまで実

施したほか、町長への手紙については、平成31年度に防災まちづくり室をつくり、住民からの要望窓口を一本化し、その要望にどのように対応したかまで報告する仕組みをつくりました。ICTの活用については、町長日誌も含め、これからの課題です。

このように新たな視点の10の取り組みについては、それぞれの項目の大きさに違いがありますが、全体として6割以上は達成できたのではないかと考えています。

このほかにも、私たちにとっての未曾有の災いとなった新型コロナウイルス感染症について、約2年間にわたり感染拡大防止の徹底やスムーズなワクチン接種の実施、影響を受けた産業への経済的支援などに取り組んだほか、空家等対策計画を策定し、増え続ける空家問題に対する基本的な方向性や具体的な施策を示すことができました。

しかしながら、私が町長になってからも、八峰町の基本問題である人口減少、極端な少子化、極端な高齢化は徐々に進行し、依然として農林漁業等地域産業の持続的発展や、私たちが住み続けるための地域コミュニティの維持などが大きな課題となっており、また、新型コロナウイルス関係でも新たな変異株であるオミクロン株への感染防止対策や、3回目のワクチン接種、アフターコロナへの対応などもあり、何とかしなければならないという思いがますます強くなっております。

ご質問の将来への思いについてであります。まずは当面の新型コロナウイルス感染症への対応にしっかりと取り組むとともに、八峰町が直面しているこれまでの2倍のスピードで進む人口減少、極端な少子化、極端な高齢化の3つの基本問題に向け、「結婚、出産から育児までの若者支援」、「自分のふるさとに自信と誇りを持った子どもたちの育成」、「農林漁業の持続的な発展」、「健康寿命の延伸と高齢者や女性が活躍できる環境づくり」、「高齢になっても、障がいがあっても、認知症になっても、住み慣れたところで安心して誇りを持って暮らせる仕組みづくり」の5つの重点に、それぞれの施策を深掘しながら、引き続き元気な八峰町、将来的にも夢と希望がある八峰町を実現するため、私のこれまでの経験や知識や人脈などを生かしてまいりたいと考えております。

2問目の「令和4年度の予算編成方針について」お答えします。

一般会計において歳入の約半分を占める普通交付税は、合併算定替えの段階的縮減が終了し令和3年度から一本算定となっていることや、11月30日に公表されました令和2年度国勢調査の確定値では6,577人と、前回調査より732人が減少していることから、さらに一般財源が減少することを懸念しています。

また、普通交付税減少の影響による財源不足額の補填のため、財政調整基金は令和元

年度から取り崩し超過となり、引き続き減少する見込みとなっております。

歳出におきましても、令和元年度にピークを迎え、その後減少に転じていた公債費が、秋田県市町村未来づくり協働プログラムとして平成29年度に実施した菌床シイタケ栽培研修施設整備事業で借り入れた地方債の元金償還が始まることから、増加に転じる見込みとなっております。

こうしたことから、令和4年度当初予算の編成については、編成作業に先駆けて実施した主要事業ヒアリングにおいて、これまでの施策の目的と効果、向かうべき方向性について認識を共有したほか、「事業予算の3年見直し」のルールに基づき、事業の必要性や費用対効果などを検討したところであります。

令和4年度予算については、来春に町長選挙を控えておりますので、経常的経費や継続的な事業を骨格予算として編成し、政策的経費や新規事業については、選挙後に補正予算で計上することとしております。

また、国では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活・暮らしへの支援、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等により地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、補正予算で臨時交付金を6兆8,000億円追加する予定となっております。

町への交付金額等を含め、詳細はまだ示されておりませんが、情報収集に努め、今後新たな事業を提案してまいりたいと考えております。

「町財政に対する考えは」につきましては、毎年度、当初予算を編成するに当たって、多額の財政調整基金を取り崩し、やりくりしている現状にありますので、非常に厳しい財政運営になっていると認識しています。

令和2年度決算時での財政調整基金の残高は、28億4,548万9,000円となっておりますが、能代山本広域市町村圏組合において進めている一般廃棄物処理施設整備・運営事業において、令和8年度の運転開始に向けて建設工事請負事業者を決定したところであり、今後は大きな負担金が生じることからも、決して安心できるものではないと思っております。

引き続き、これまで以上に事務事業の取捨選択を進め、限られた財源の中、最小の予算で最大の効果を上げられるよう、私をはじめ職員一人一人が創意工夫を重ねながら、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」の実現を図ってまいりたいと考えております。

次に、「商工会主催の町づくりと経済の未来を創る協議会」についてお答えします。

この協議会は、八峰白神商工会会長が発起人となり、人口減少や少子高齢化による地域内産業労働力低下への対応として、地域事業者を活性化し、雇用の場を増やすとともに、定住人口及び交流人口を増加させ、地域経済の活性化に繋げる好循環を創出することを目的に設立されたものです。

会員には、設立の趣旨に賛同された町内の様々な団体の方々がご参加され、正に政官財の各機関が一堂に会した協議会となっているほか、商工業や農業、漁業等の若い世代の方々も参加しています。

ご質問の八峰町総合振興計画については、基本構想、基本計画、実施計画の三層で構成されています。

基本構想は、計画期間を10年間とし、本町の現状を認識した上で、町の将来像の姿を描き、それを達成するために必要なまちづくりの方向性や基本的な施策を明らかにしたまちづくりの指針を取りまとめたものであり、基本計画は、計画期間を前期と後期、それぞれ5年間とし、基本構想で描かれた将来像を実現するための基本的な施策を体系化し、部門別の主要事業を表したものであります。

実施計画は、基本計画で示された主要事業をもとに、その緊急性や財政事情等を勘案しながら、具体的な事務事業に移していくための計画であり、毎年度提案される町の予算案がこれに当たります。

策定委員の皆様は、基本構想と基本計画を審議していますが、実施計画については、八峰町として毎年度予算案という形で提案しています。

私は町長になる前に、第1次八峰町総合振興計画を取りまとめる審議会の会長として参画しましたが、この手法については疑問を抱いておりました。予算案を取りまとめるに当たって関係団体の意見を伺っているというものの、人口減少等の厳しい基本問題に直面している時に、町役場だけで実施計画を策定していいだろうかという疑問であります。

そのため、町長選挙に立候補する際の政策パンフレットの中に、総合振興計画や総合戦略の実現を目指すとともに、新たな視点で取り組む「10」の取り組みを提案し、その1番目として、農林漁業を魅力ある産業に成長させるため、その最初に「農林漁業団体や商工団体との連携を強化し「オール八峰」でチャレンジします」と掲げたものであります。



「八峰町町づくりと経済の未来を創る協議会」で議論され決定されていくのは、基本構想や基本計画のようなものではなく、具体的なアクションプランであると思っており、実施計画への提案であると受け止めております。むしろ、民間等の方々から出された意見を町の予算に反映できる良い機会であると前向きにとらえております。

したがって、町といたしましては、決定された事項については、その緊急性や財政事情等を検討しながら、できるだけ実現に向け努力してまいりたいと考えております。

また、二重行政ではないかというご指摘がありますが、「未来を創る協議会」で協議され決定されるのは、策定委員の皆様が審議した基本構想と基本計画と異なる実施計画についてでありますので、二重行政というご指摘は当たらないものと考えております。

○議長（門脇直樹君） 5番議員、再質問はありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 私が1問目で質問したことに答えていません。立候補するんですか、しないんですか。抜いてますよ。答えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 立候補したいと思っています。そのために私のこれまでの経験や知識や人脈などを生かしてまいりたいというふうな形で意思表示させていただきました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 冒頭に私は聞きました。はっきり言ってほしかったんですよ。立候補したい。立候補します。そういう意欲をもう一度最初に見せてほしかったなど。まあ今、予算編成の中の答弁の中で、その意欲があるのは見えました。骨格予算を組んで、新規事業はこれからやりたい。その中で本人がそうしたいというんですから、これは立候補するんだなとは思いましたが、町長の口からはっきり、意欲はどうですかと聞いているのに、それを示さない。まあ立候補するんですね。はい、分かりました。

1問目は終わります。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○5番（須藤正人君） あまり時間なくて。聞いてない公約のことまでもいろいろ検証していただいて長々と答弁をいただきましたが、この数年間、15年間、まあ加藤町政から合併優遇措置で、そして雇用の増進とか経済浮揚のための臨時交付金が八峰町にはどんどん入ってきました。そのおかげで一般会計を使ってやる事業もその交付金の中でできてきたわけでありまして。そして、どうしても風呂敷を広げてしまう、予算過多になって

しまう、その状態が今も続いているんです。そのために財政調整基金からお金を5億も繰り入れないと予算が組めない。まあ余ると戻す、財調にまた積み立てるというのは分かりますが、それでも当初の予算の中で財政調整基金が必要になってくる。そうではなくて、少しずつ広げた風呂敷をしぼめていく。そうでないと、今日の答弁の中でよく町長が言う「持続可能な町」、その言葉が一つも出てきませんでした。でないと八峰町が続かないんですよ。お金がなくなるとまた合併と、こういうことになってしまう。だからその基礎を森田町長から作っていただきたい。あれもやりたい、これもやりたい、町民の要望にみんな応えたい、その気持ちは十分理解できるんですが、やはり柁の中に入った予算でありますから、それをしっかりと吟味して予算執行していく。そのための基礎を森田町長が、まあそう何十年もないこの間に作っていただきたい、そう思うんですが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず、質問趣意書にはこう書いてます。「公約の中で達成できたこと、できなかったこととお伺いしたい」その部分に私は政策パンフレットの10の取り組み部分について検証した結果をお話した次第ですので、まずその部分については違いますので。10の取り組みをできるだけ簡単にやってもあのくらいになるんですよ。それだけいろんな部分こう取り組んできましたので、それをお話しました。

それから、持続可能な基盤づくりに取り組んでください。これは須藤議員と全く私同感であります。そのために今やってる部分については、3つの基本問題の部分がこれからも進行していくっていう部分を見据えながら、まず最初に公約にはなかったんですけど、全世帯を回った後で感じた空家問題、これ何とかしなければいけないというふうな形の中で、次の年、そこの担当するまちづくり室を作って、そして全町の部分を全て調査してA B C Dランクをつけて、専門家も入れながら、そして計画を作って今後の方針を作ったんです。これがまず1つ目の基盤づくりの1つです。

それからもう一つは、これは各家々を回った時に一番強く感じたのは、これから年いった時に免許返納してしまったら、私ここで生活できない。そういう声が多々ありましたので、ここの部分についても次の年に庁内にワーキンググループを作って、いきなり地域こう、新しい公共システムを作りなさいと指示したってできるわけじゃないですよ。1年間の下準備をして、こういう方向で取り組んでいけばこういう仕組みができるという部分を、まず庁内の若手の人方にプロジェクトチームになってもらって、その部分が上で、

そして新しいその担当にこういう、そのプロジェクトの中に入っていた人に、その担当課に人事異動させて、そういう方に担ってもらってようやくできるんです。こういう部分が今、来年度中に本格運行までできるようなそういうところまで来ています。

そしてあともう2つあるんです。して、まず高齢になっても暮らしていける、安全・安心でいける。その健康づくりと寝たきりにならない介護予防、そういう形の部分と、それから障がいがあっても暮らせるような仕組みづくりと、こういう部分については、何とか基盤づくりにして、あとは財政運営の部分は議員おっしゃるように、いかにして県単でやってる人件費の部分も含めた、そういう部分で財政規模を人口規模に合わせた規模に縮小していくかっていうのはこれからの課題ですから、十二分に議員のおっしゃる部分についてはそういう方向で進めてまいりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） まあ住民サービスがあれもしたい、これもしたいってのは分かるんです。でも、どうしても財政がついていかないと、いろんなサービスができない。やはり町民にも、できないことはできない、そして最低限できることはやる、そういうメリハリのあるそういう財政機構。あれもこれもというのではなくて、我慢するところは我慢してもらった方がいいんです。これからはそうしないと、どうしても財政がもたない。それを肝に命じていただきたい。

2問目を終わります。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○5番（須藤正人君） 3問目の協議会についてであります。

この全体会2回、分科会2回開催して秋田県に行ったっていうのは本当なんですか。町長、それ知ってますか。お答えください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 知事と副知事と農林水産部長にお会いして要望活動を行ってまいりました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 2回の分科会ですよ、やったのは。どういう議論ができたんですかね、2回で。それで決議をして県に持っていく。2回でもう県に持っていくだけのそういう答えが出たんですか。それじゃあ振興計画が随分時間がかかりましたね。2回で出るというのはいかがなものかと思うんですよ。町長どう思いますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 知事、副知事、農林水産部長に関して、未来づくり協議会の決議文ってそれを持っていったわけではありません。一番大きな目的はサーモン養殖の部分について、まあこれは皆さんの議会にもお認めいただいた予算ありますけれども、サーモン養殖部分について、隣町で成功している、まあ国際的な会社の傘下の企業ですけど、その代表の方をお会いしていただいて、知事と副知事と農林水産部長に直接的に八峰町のサーモン養殖事業を技術的なアドバイスをしていきたいという、その言葉を言ってもらおう、そういう部分で私たちの気持ちを言ってもらうために県庁訪問をいたしました。その部分については、前々からサーモン養殖って話を聞いた時に、町だけ、町の漁業者だけで本当にできるのかって、そういう思いは強くありましたけれども、隣町で成功している企業から全面的な技術的なアドバイスをいただくという部分を受けてからは、これは本当に明るい産業になる可能性があるというふうな形を感じましたので、漁業振興にとって必要な事業だというふうな観点から、私としては知事にその方を紹介するために一緒に県庁訪問へ行きました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） サーモン養殖の検証について、新聞報道で、町長からは議会には詳しい説明はありませんでしたが、新聞等で聞いておりました。見ておりました。5m四方のいけすに2,000匹のサーモンを養殖したいと。私は漁業者の何人かにこの話をいたしました。そうしたら、5m四方で2,000匹のサーモンをどうして養殖できるのか。そのぐらいのいけすで本当に検証ができるのか。そういうふうに言われました。町長は、この検証実験、本当に5m四方のいけすで成功するんですかね。そして、詳しい、例えばこのぐらいのものをに入れてこうしたい、そういう説明も、我々予算、検証するための予算はオッケーしましたよ。でも、どうしてやるのかというのは町長から一言もないです。まあ時間ありません。この後、菊地議員が詳しくこれについて質問するでしょう。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） そういう間違っただけの情報に基づいて質問するからこうなるんです。5m四方に2,000匹養殖するったら誰も駄目ですよ、そりゃあ。5m四方に500尾の、500です。500匹の子どもを入れて、半年かけて3キロぐらいまで育つかどうか。歩留まりを見る。それから、餌のやり方。そういう部分。技術的なアドバイスいただきながら、若い漁業者が中心になってやっていく。そういう部分なんです。

今議員がおっしゃったように2,000匹、どっから聞いた話か分かりませんが、それが間違ってます。

○5番（須藤正人君） 新聞に出てた。

○町長（森田新一郎君） 間違ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） まあ2,000匹でも500匹でもいいや。5m四方ですよ。5m四方。

この5m四方に本当に検証できるんですかね。そのいけすの深さ。だから町長がね、これを水面下で進めてるんですよ。水のことですからね。もっと表に出して、海面に出して、我々にこういうふうにくこうこう、今、実験してると、そういう説明が全協でもひとつもないんですね。ちゃんとね水面から出して、この事業について我々に今後も一つずつ段階的に説明してほしいんです。答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 魚ですから水面から出せば窒息死します。ですが、また須藤議員の質問の背景が違いますから。今、稚魚を放すのは12月27日に放流式やるんです。そこから始まるんです。まだ始まってません。下準備です。そこの部分でやれるか、やれないかは、専門的にその隣町で成功してる人のアドバイスを受けながら進めておりますので、その結果については後でまた報告します。

○5番（須藤正人君） 終わります。

○議長（門脇直樹君） これで5番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。11時26分より再開いたします。

午前11時21分 休 憩

.....  
午前11時26分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

8番議員の一般質問を許します。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 通告に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、コロナ対策について伺います。

新たなウイルス、オミクロン株が日本を含め世界の国と地域で発見されて不安が増しております。まだこのウイルスの性格が詳しく分かっていない中で、比較的軽い症状だとも言われております。コロナがまん延してから約2年経過いたしました。日本全国に

猛威を振るったコロナもどうにか落ち着いたと言われる中で、現状をどのように分析しているのか。また、今後、完全に収束することは考えにくく、どのように付き合っていくのかが求められると思います。この点どうとらえているのか尋ねるものであります。

次に、持続可能なまちづくりについてお尋ねいたします。

人口減少は地域社会の維持が困難になり、地域の活力が失われていく大きな課題であります。2040年問題は、地域の行く末を暗示させるものであります。八峰町を持続していくためにも、5年後、10年後の姿がどうあるべきと考えているのか尋ねるものであります。

次に、八峰町町づくりと経済の未来を創る協議会について。

率直に、この協議会に参加を決めた意図は何なのか伺います。

次、4つ目であります。作り育てる漁業についてであります。

漁業振興策としての作り育てる漁業については、以前からいろんな場でもって協議されてきました。日本海の荒海を前に、簡単な事業とはまいりません。漁港整備計画に組み込まれました静穏域という大きな建設事業が盛り込まれておりますが、この静穏域を使つての養殖ととらえていいのかどうか。だとしたら、何を対象としているのか。そしてまた、その可能性をどう見ているのか尋ねるものであります。

最後に、鹿の浦から見る洋上風力についてお尋ねいたします。

洋上風力については、心配事は今さら申し上げることでありませんが、今日は景観問題を取り上げたいと思います。

現在計画されている能代八峰沖洋上風力について、鹿の浦からの眺望はどこに配置されても景観を損なうことになりませんか、お尋ねいたします。

以上、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の「新型コロナ対策について」お答えします。

第207臨時国会において、岸田首相は、衆院本会議で新型コロナウイルス「オミクロン株」拡大に対応するため「最悪の事態を想定」し、危機管理への決意を表明されました。

また、ワクチンの3回目接種は、8カ月を待たずにできる限り前倒しすることや、ワクチン接種の電子証明書を今月20日から開始するなど、「ワクチン検査パッケージ」に

よる感染防止対策と経済回復に向けた支援策や新型コロナによる危機を乗り越えた先にある新しい資本主義の実現についても述べられております。

そして、新型コロナ対応の今後の切り札となる治療薬の開発についても、年内の薬事承認を目指すことを示され、国産ワクチン、治療薬開発製造についても述べられており、その実現に期待しています。

そうした中、秋田県でも次の感染拡大を見据えた医療体制の確保について、専用病床の確保・拡大はもとより、県央・県南・県北それぞれに宿泊療養施設の設置に向け、準備が進められています。

また、国が無料で受けられる検査を抜本的に見直したことから、健康上の理由で接種を受けられない方や、感染拡大時には無症状でも無料で検査を受けられるよう検査パッケージ事業も拡大される見込みですので、町民の皆様にとりましても安全・安心に寄与するところが大きいと思います。

また、ワクチンの3回目接種については、現段階において、2回目接種から原則、概ね8カ月以上経過した人に接種することとされており、今月から郡市内の医療機関で開始されております。町営診療所においても、順次接種を開始できるよう準備を進めているところであります。

併せて、集団接種については、3月上旬からを目途に、能代市山本郡医師会をはじめとする関係機関等との調整を図りながら、具体的な計画が整い次第、速やかに町民の皆様へ情報を提供してまいります。

アフターコロナに向けた取り組みとしましては、「ワクチン・検査パッケージ」を活用した行動制限緩和の方針に基づき、引き続き、三密の回避、マスクの着用と小まめな手洗いなど感染予防対策の徹底のご協力を求めながら、経済社会活動の再開についても取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、今後想定される地方創生臨時交付金等を活用し、これまで実施してきた事業継続や雇用の維持、経済的な支援策などを含めて、国の様々なメニューを検証しながら必要な事業を検討してまいります。

2問目の「持続可能なまちづくりについて」お答えします。

最近では、2030年を達成年限とし、持続可能な社会の実現に向けて17の持続可能な開発目標と169のターゲットから構成されたSDGs、また、新過疎法においても、以前の「自立促進」から「持続的発展」に改正されており、5年、10年先を見据えた計画や目

標を掲げることとなっています。

町でも各分野において様々な計画を作成していますが、最上位計画であり、町政運営の羅針盤である「八峰町総合振興計画」と、特に重点的に取り組む政策パッケージを取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、平成27年度に作成した時点で、既に「持続可能」という表現を取り入れ、5年スパンで更新し、持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

町の現状と課題としては、「これまでの2倍のスピードで進んでいく人口減少」、「年間の出生者数が一桁になるかもしれない極端な少子化」、「誰も経験したことがない極端な高齢化」という3つの基本問題に直面しています。

少しでも人口減少のペースを緩やかにするためには、特に「若い大人を増やす」、「子育て世帯を応援する」、「農林漁業の担い手を確保・育成する」の3つの視点から産業振興や定住・移住対策、少子化対策に全庁を挙げて取り組むことが「持続可能なまちづくり」として大事なことであると考えています。

「5年後、10年後の八峰町について」であります。私としては、産業が持続的に発展し、地域コミュニティが維持され、高齢になっても、障がいがあっても、認知症になっても、元気で住み慣れたところで安心して誇りを持って暮らせる八峰町でありたいと考えております。

次に、「八峰町町づくりと経済の未来を創る協議会」についてお答えします。

この協議会は、八峰白神商工会会長が発起人となり、人口減少や少子高齢化による地域内産業労働力低下への対応として、地域事業者を活性化し、雇用の場を増やすとともに、定住人口及び交流人口を増加させ、地域経済の活性化に繋げる好循環を創出することを目的に設立されたものです。

会員には、設立の趣旨に賛同された町内の様々な団体の方々のご参加され、正に政官財の各機関が一堂に会した協議会となっているほか、商工業や農業、漁業等の若い世代の方々も参加しています。

ご質問の参加を決めた意図についてであります。例えば八峰町総合振興計画について、基本構想、基本計画については、策定委員の皆様に審議していただいているのに、実施計画については、八峰町として毎年度予算案という形で提案している方式に疑問を抱いておりました。人口減少、極端な少子化、極端な高齢化という3つの厳しい基本問題に直面している時に、町役場だけで実施計画を策定していいだろうかという疑問であ



ります。

そのため、町長選挙に立候補する際の政策パンフレットの中に、総合振興計画や総合戦略の実現を目指すとともに、新たな視点で取り組む「10」の取り組みを提案し、その1番目として、農林漁業を魅力ある産業に成長させるため、その最初に「農林漁業団体や商工団体との連携を強化し「オール八峰」でチャレンジします」と掲げたものであります。

このような考え方を持っていた私でありますので、町役場とは別に、商工会、JA、漁協、観光協会などが連携、協力し、地域の総合力で立ち向かっていく良い機会ではないかと考え、参画することといたしました。

次に、「作り育てる漁業」についてお答えします。

八峰町は、日本海に面した県北最大の漁業基地として八森漁港、岩館漁港を有し、古くから県の魚「ハタハタ」に代表される漁業の町として栄えてまいりましたが、近年は、水産資源の減少、漁業従事者の高齢化や後継者問題、原油価格の高騰や魚価の低迷など漁業や漁村を取り巻く環境は大変厳しいものとなっており、今後、八峰町の漁業や漁村がどうなってしまうのかという大きな危機感を抱いています。

こうした状況の中で安心して持続可能な漁業を実現するには、漁業者が安全で安定した漁業ができるよう、高齢になっても取り組める「作り育てる漁業」のこれまで以上の推進、魚価の安定化を図るための品質の向上や品質の統一化、浜の磯焼けの状況と原因の調査を踏まえた海藻を増やす取り組みの推進、漁港・漁場の整備促進、漁業者だけに任せないオール八峰での6次産業化の推進などが重要であると考えます。

ご質問の「作り育てる漁業」の具体的な品目としては、現在のところ、サーモン・ギバサ・ウニ・アワビ・岩ガキ・ワカメ等が考えられます。

岩館地区の若い漁業者が中心となり実施するサーモン養殖では、今年度、秋田県から岩館漁港内にいけすを設置していただき、12月27日には稚魚500尾を投入する予定です。その後は、給餌をしながらデータ採取・サンプリングを実施し、来年6月頃の収穫・出荷を目指すこととしております。

本事業は、既に養殖が成功している深浦町の企業から技術的なアドバイスを受けながら進めることにしておりますので、大きな期待を抱いております。

また、ギバサの増養殖については、今年度より増養殖実証実験事業をスタートしました。岩館海浜プール脇の人工リーフ及び滝の間海岸の岩礁において、ギバサ増殖の妨げ

になっていると考えられる小型海藻の刈り取りや泥の除去作業を実施し、ギバサ胞子の定着状況を継続的に観察しております。

これまでの報告では、ギバサ幼体が高密度で生育していたことが確認されておりますので、増養殖が成功し、昔の豊かな海を復元できる可能性は非常に高いものと感じております。

また、来年度よりウニの養殖を実施したいという要望も出されておりますので、秋田県水産振興センターの協力を得ながら、町としても支援してまいりたいと考えております。

5問目の「鹿の浦から見る洋上風力について」お答えします。

9月13日に八峰町及び能代市沖が「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく促進区域に指定されました。促進区域の範囲は、八森岩館県立自然公園から5kmほどの距離が確保されており、八峰町内の主要な眺望点である鹿の浦からは、南西側・能代市側を眺望した際に風車が見えることとなります。

「鹿の浦からの景観に与える影響」についてであります。この件については、私が町長に就任して初めての平成30年6月議会においても一般質問があり、再質問のやりとりの中で、菊地議員の「展望台から南西方向を見た時に素晴らしい景色と思うのか」という質問に対し、私は「鹿の浦から見る北西方向の風景よりも、同じような風光だが、ビューシーラインから見るその風景が大好き」、「そこの風景は大変素晴らしい風景で、もしそこに別のものがあれば、美しい風景を損なう」という、菊地議員の質問の趣旨とかがみ合わない答弁をしてしまいました。

その後、平成31年3月議会において、菊地議員から、平成30年6月のかみ合わなかった答弁に対するご指摘があり、私が「菊地議員が言う南西側という部分を含めて答弁したのであれば申し訳ない」とお答えしております。

鹿の浦からの景観については、私が町長選挙に立候補する際の政策パンフレットの写真にも使わせていただきましたように、鹿の浦から北西方向については、もしそこに風車等があれば、八森岩館県立自然公園の美しい景観を損なうものと思っております。

このたびの八峰町及び能代市沖における協議会で取りまとめられた、洋上風車を建設しても良い「促進区域」については、鹿の浦から5kmほど離れたところの南側に建設されますので、洋上風車は見えることとなりますが、私の主観では、特に違和感を感じるものではないと思っております。

- 議長（門脇直樹君） 8番議員、再質問はありませんか。8番菊地 薫君。
- 8番（菊地 薫君） 今回の質問でいろいろ重複した質問になっておりますので、回答いただいたことも多々あるわけでありませうけれども、まず最初のコロナ対策については、行政報告等々で町長何回となく述べております。今ひとつ傍聴者もいる中で知りたいのは、18歳以下のそれこそ10万円の給付、その部分が町はどうするのかなということはやはり知りたい、そういう思いでいると思っておりますので、その部分をですね再度示していただき。お願いします。
- 議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） このたびの12月補正予算の中で、高校生になる前、中学生までの部分については議決させていただきましたので、年内にはその家庭の方々に振込したいという、そういう段取りであります。そして昨日ですね、昨日の16時19分で県からメールが入りまして、まだ国の方では予算が、補正予算が審議中であるんだけど、その補正予算が通るという前提の中で事業を進めていってくださいというふうな通知が入りました。やり方としては、私どもの部分については、高校生の部分が全額10万円一括給付したいと思っております、現金で。そこの部分については150人おりますから1,500万。それと高校生以下の16歳までの部分については、残りの半分の部分をやりますので、総額3,700万ぐらいになるんですけど、その部分については、新しくまた10万円をやるために受け取るかどうかの本人確認に2週間必要なるので、どうしても受け取る部分については1月末になります。それで、先ほどちょっと議長にも相談させていただいたんですけど、町としては1月早々に、まあ7日の日を予定してはおりますけれども臨時議会を開いていただいて、一括10万円を現金で支給したいと。1月末までには何とか届けたいというふうなそういう考え方で進めていきたいと思っております。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。8番菊地 薫君。
- 8番（菊地 薫君） 分かりました。また大変結構なことだと、こう今思っております。一番最初の質問を終わります。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。
- 8番（菊地 薫君） 持続可能なまちづくりにつきまして、これも再三と町長も答弁されております。正に今までこの4年間町政を担当されてきてですね、やはり思う存分できたかどうかというのは、これはまあいろいろ評価されるところでありましょうけれども、今、能代のね、まあ企業誘致等々、企業の進出、非常に熱いんですよ。そうい

う意味からすれば、昨日笠原議員が質問されました、取り上げました、この長野の下條村のその集団住宅の建設の件を再質問で述べられました。私もその研修に同行した一人だけですから、それによってその下條村は出生率が2位前後まで維持しておったということでありました。まあ現状今6、7年経ちましたからどうか分かりませんが、そういう認識があります。そういう意味合いから、能代がまあいろいろ活性化して、何ぼでも大きくなってほしいと、そういう意味で住むところは八峰町だと、こういう位置づけを何としてもつくりたいな、こう思っております。そのためには、やはりその家賃の問題、所得云々に係るそういうやつの問題が大きなネックになってずっときました。それは国の予算で造った町営住宅でありますから、これはまあ法のもと仕方ないわけでありましてけれども、町の活性化住宅、最初の住宅を10棟、それを改修しましたよね。制度変わりました。あれではですね魅力がどうかというのは、今ひとつ思いますよ、もちろんその建物含めて。若者がそこにいれるかどうかというのは非常に疑問に思う。そういう意味合いで、そういう今すぐこの集合住宅を建てるという思いで言ったのではないんですが、そういう認識やはり必要なのかな、こう思っております。

そしてですね、今までこの町の姿勢といいますか、いろんな細かい事業、まあ先ほど須藤議員は細かい事業は云々って申されましたけれども、でもその生活環境整備やら何やら福祉やら、いろんな分野においてはきめ細かい行政を敷いていただいて、八峰町が安心して住める町、幸福度の感ずる町というものをですね全面に出していけるようなまちづくり、そういうものが私は必要だな、大事だなと、こう思うんです。どうですか町長、今一度。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 下條村の話についてですけど、私もまあ今、オミクロン株がこういう形で感染拡大していくのかって不安もありますけれども、是非皆さんが見ていった部分を見せていただきたいし、村長さんとも意見交換させていただきたいと思っています。

一つは、要するに私は、外から来た人も中の人もそうなんですが、自治会の中心部に住むべきだと。自治会の集落から外れたところに造るのは、私としては好ましくないと思っています。それは、せつかく来た若者とか子どもたちが、自治会の高齢化が進んでいる自治会の中で生き生きと活躍してこそ、その自治会の元気に繋がっていくからというふうな思いからであります。まあそういう部分も確認しながら、私、集合住宅につい

てはあまり乗り気ではないんですけど、これは入る人はいますけど出ていく人もすぐいますので、それよりは一戸建ての部分であれば終の住みかとして大枚のお金払うわけですから、まあそういう部分を考えていますが、まあいずれ下條村の部分については私も是非見せていただきたいと。そういう、飯田市には行ったことがあります。非常に過疎のまちですけど、その部分でどうやってその10棟もの集合住宅に入居者が満杯になるのか、どこさ通っていつてるのか、まあ非常に興味がありますので、是非それは行かせていただきたいと思います。

それから、地域活性化住宅の点もありました。これは移住・定住対策の部分の中、定住・移住対策の部分で、今の公営住宅の部分については法律の縛りがあって、一定の収入、例えば子どもと大人が、親方が一緒に同居して、子どもが就職して収入上がると出ていかなきゃ駄目なんです。その部分を何とかしたい。公営住宅法に縛られない町の住宅として少し補修しながら活用して、優先的に若い世代、子育て世帯をそこに住ませたいというふうなそういう思いで増やしていきたいんです。今、高齢者の方々住んでいけば、その人方は出ていってもらってやるっていうわけじゃないんです。空いた部分をそういう部分で、年数経って家庭内の所得向上したとしても出ていなくてもいいような、そういう家を造りたいという思いで進めている政策であります

それから、安心するためにも、暮らしやすいような地域づくり、こまめな事業も大切だ。これは私、先ほどの須藤議員とは違って、菊地議員と全く同感であります。そういうきめ細やかな、住んでいる方々が喜んでくれるような、そういう政策こそがやっぱり町としての、国、県とはまた違う町の小回りの効く行政の良さだと思っていますので、そういう部分は十二分に、まあもちろん財政負担の懸念もありますけれども、そういう意味で私とすれば住民要望の部分については大切にしながら、来年度に回すとかそういう今やられるものは今、して大きいものは来年度予算をつけてっていうふうな、そういう方針で臨んでいるところであります。

それから、能代市の部分の企業誘致。これは私も、八峰町の中に中国木材のようなあいうすごい企業を誘致するっていうのはそれは困難でありますので、私の頭の中では、能代市が何とか雇用の場として抱えるような、まず能代、県の能代工業団地、そこ満杯になって、さらに能代港、この部分もいろんな部分で活用されて能代市自体が元気になってくれれば、我々サイド、菊地議員おっしゃったようにベッドタウンとして非常に住みやすい形になりますので、そういう部分で能代市がこう行うような事業に対しては一緒

に要望活動をしているところでもあります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 私の知人です、なかなか嫁さんをもらえなかった方がおったわけですが、いつでしたかね会った時に、やあ菊地さん、俺の息子、嫁もらったじゃと。おお、いがあったこと。へば一緒にいらったが、何も何も、一緒にだっけ何もいねった。能代さアパート借りて住んでるって。うん、まあそれでも良かったんですよ。一緒になった二人が良ければいいんですよ。そういう現状なんですよ。まあ役場職員の話すればですね、ちょっと角が立つんでやめますけども、本当にそういう状況があるっていうことをまずひとつ伝えておいて、この質問は終わります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 4つ目の質問であります。あ、失礼。町づくりと経済の未来を創協議会についてであります。

この協議会にはですね、副町長、教育長、それに7名の管理職、皆さん参加しております。それに議員も参加しております。そしてそれぞれの部分に分かれて部会にも参加しております。私は、先ほど須藤議員も述べられましたが、非常に過去に例もない違和感のあるそういう会議だと、こう思いました。最初、設立総会に私出てきました。脱会したものではありません。しかしながら、今まで私も二十数年間議員をさせていただいて、このような対応は初めてであります。非常に私、後でショック受けました。議員もそこに入って一緒に協議して、町長は決まったことを具体化するのが議会だと先ほど言われるでしょうけども、チェック機能が働かなくなりますよ、こういう方式では。私はそう思います。どうですか、ひとつ。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 総合振興計画上の部分の実施計画が役場で作っているっていうお話をしました。その予算案を議会が審査して、それで承認されれば実行に移すというのが今の仕組みであります。で、今菊地議員は、そこで審議され決定されれば、議会の方であと審議する必要がないというふうなお話なんです、予算にするためには何をどうやってどのくらいのお金をかけてどういう手順で進めていくかっていう部分を説明しなきゃいけない。今そこの部分についてのまちづくり、まあ未来づくり協議会の部分については今までやったことないから、その部分については違和感あるかもしれませんが、いろんな考え方がある。例えば観光協会にもある。商工会にもある。で、そこ

の部分で町の方にそのお話をしても、昨日の山本議員のお話のように町の方としてそれを入り口でシャットアウトしてしまえば、そのアイデアが生きない。だからそういう部分のアイデア出しの部分でプロジェクト計画という形の部分をやって、その予算化をするためのノウハウあるのは町の職員なので、その部分で予算化して、予算化できるものは予算化して提案して議会で審議していただく。だから方向性は同じだとしても、中身の部分が審議できないってということはないと思いますので、そういう部分はそういう形でご理解いただければというふうに思います。あくまでも予算化する部分については町の方で皆さんに説明できるような部分を作って、その上で審議していただくっていうふうな形は今までと全く同じであります、その町が町の部分だけでやる部分じゃなくて、民間の力も借りながら、そして町の予算、町の厳しい状況の持続可能な八峰町にするために、その部分で力を借りながらやっていきたいと、そういう趣旨でありますので、まあ議会が審議できないってことではないと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） そこに議員が入るといことがどうなのかなと思うんですよ。まあその町長が、まずですね町長が公約の中で「オール八峰」という言葉をよく使っていましたね。先ほども述べられましたけれども。そういうことからすればですね、正にこの名簿、かなり理想に近い名簿だと私思いますよ。そういうことからすれば、この立ち上げって町長が持ちかけた話ではないんですか。違いますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ここまで来るまでにはいろんな経緯があります。で、オール八峰の話は当然私の公約の部分の一丁目一番地に掲げてますから、最初は私と副町長、それから議長と、それからJAの組合長、漁協の組合長、観光協会長、そして事務局が秋田銀行と商工会というふうなそういう形の地域活性化懇談会でやりました。ここの部分でもいろんな取り組みをして、そしてその後に菊地議員も役員として一度入ってますけど、商工会と私との意見交換会。そしてJAとも私とも意見交換会。いろんな取り組みをしてきて、その部分から、上で、さらにまあ地元の商工会の会長さんが県の連合会の会長さんになったこともあって、この商工業がかなり厳しい状況に置かれてる部分を打開するためにどうするかという形の中で生まれたあれでありますので、まあ自発的、私からやってくれってお願いしたものではないんですけど、私がお話を聞いた時は、待ってましたっていう感覚でいました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 本心を伺いました。今、私このことは商工会長に直接聞けばいいことなんでしょうが、商工会の会長がですね今回のこの協議会の立ち上げ、一番早く八峰で立ち上げたということなんです、これを全県に広げて全県の商工会で立ち上げたい、そういうふうに頑張りたいと、こう述べておりました。町長、これまあ町長聞くのかどうか分かりません。感想だけです。思いますか、できると思いますか。

というのは、私が今話した議員の感覚ですよ。各町村の、市町村の商工会を抱えている。なかなかこれ無理な話ですよ。そこにはやはり我が商工会の会長が別な存在なんです。私は思います。あそこは自分で何とか判断していただきたい。どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、八峰町から始まった未来づくり協議会ですので、昨日も山本議員から、そこさ町長が顧問としているのはおかしいという話されましたので、その中に今菊地議員が議員が入るのもおかしいという話されましたので、その部分は直していけばいいかと思います。

私は、今までのやり方を踏襲していけば、例えばひとつ少子化の話、前にもしましたけれども、昭和30年の320人が30年後に120人になって、それがその30年後に20人になって、その30年後には4人になるかもしれないというふうなそういう話をさせていただきました。今までやったことがないから駄目なんじゃなくて、今までやったことがないからやってみるっていう部分が、これからの行政としては必要なことだと思います。役場だけで考えて結果を出せないのであれば、ここで住んでて孫もいる、子どももいる、そういう人方も入ってもらいながら未来をどうしていくかっていう部分を話し合う場合は、誰も駄目だという話ではないと思います。だから今議員が入ってるから駄目とか、私も出席せば駄目って、それは外せば、外ればいい話であって、地域の総合力で町を何とかしていかなきゃいけない。この3つの基本問題っていうのはそのくらい大きな影響を及ぼす基本問題という認識してるから、あの八峰町から始まったわけでありまして、その部分の認識度合いが、25市町村長おりますけれども、どういう形でやるのか、これはまだ分かりませんが、まあ商工会長がどういう、県のね商工会連合会の会長がどういう形で説得するか分かりませんが、まあお手並みは見ていきたいなというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。8番菊地 薫君。



○8番（菊地 薫君） 私は議員という言葉使いましたけども、議員、私一人ではございませんので、その辺はまずまあわきまえておいてほしいなど、こう思います。

次、4番にまいります。いいでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○8番（菊地 薫君） 作り育てる漁業であります。

この作り育てる漁業、まあいろんなその養殖漁種についても先ほど町長が述べましたけども、これは静穏域という場所でいいんですね。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 漁港を活用して作り育てる漁業をやるっていうふうな形です。今まで外海とかそういう部分があると、3年か5年に来る一遍来る大時化で、どんなにアンカーを深くやっても流されてしまう、いろんな難しい点がありますので、まあ水産庁の方でも今、漁港を活用した作り育てる漁業というふうな形でやってます。今現在は、今、今の漁港の中にある静穏域を活用して、そこでサーモンの養殖の可能性があるかどうかを実証試験をやるっていう考え方でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） いやあ、確かに漁港ですよ、漁港を使うんです。予定している漁港、岩館漁協に第2漁港もあります。そういう意味からして漁港なんでしょうけれども、認識としては向こうに沖防波堤を造っているあの内海という考え方で違うんですか。もちろん本港、本港って岩館の漁港の第1漁港の方の、もう使えないこともないでしょう。あそこ見れば漁船がそれほどいるわけでもない。活用方法、私は具体的に専門的なこと分かりませんが、その部分はそう思ってるんですが、第2漁港をそういう方向で、あの部分を内海をしたいという考え方で私再質問してもいいでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今のサーモン養殖をする部分、私伺っているのは、分港の方ではなくて本港の方の業社の作業用岸壁、その内側の方にいけすを設置するっていうお話を伺っていますので、まあその部分がまだやってもいけませんので、その部分については12月27日から実験が始まりますので、成功してもらった暁の部分については、漁港整備そのものは町がとやかく言う話でなくて、県の事業でありますから、県がどういうふうな判断されるのか、町とすれば漁業のためになる、漁村のためになる事業であればお願いするし、今までお願いしてきました。今現在のサーモンの5m四方のいけす部分

については、分港の方ではなくて、こちら側、まあいわゆる本港の方の静穏域を利用してっていう話は伺ってます。

○議長（門脇直樹君） 8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） まあ今、本港、第1漁港の方、まあ町長述べられましたけれども、第2漁港のね、その静穏域を使っただけのその建設云々について、あれは県から来て、漁協あるいは議会にも2名の議員が参加して協議した場があるんですよ。ていうのは、私は当然そこだと思ってあったんですよ。違うんでしょうか。まあいいです。

私はね第2漁港の整備について、岩館の、あそこ漁港整備計画に載っていますよ。あの沖合の防波堤、12月1日のあの大時化、全部かぶってますよ。北から南へ。内海なんて、あの状態では考えられない。

そもそもその計画というのは、あそこに小型船、全部船外機付きの小型船ですよ。出漁、ちょっと荒れれば出れない。そういうことの要望をちゃんと能書きしてありますよ。説明書き。だけれども、そのために大きなその事業としてあそこに計画された。出漁機会が減って、その静穏域を確保するんであれば、沖合の前に今北側にある沖合に延びる堤防、私はこれ個人的な意見ですよ、延ばしていけばまだまだ違うんですよ。それが違うんですよ。沖合に防波堤できてる。あの防波堤、まだまだ延長すると私聞いてます。それが30億なるのか60億なるのか。いろんな話が、聞いてきた話で申し訳ないんですが、その際に予算が伴う。漁港整備計画、町に1割来ますよ。6億、7億という金が町負担になる。しかし分かりやすく言えば、1億の事業とすれば町の負担が1,000万。それは過疎債を期待するわけでしょ。700万補助されて300万で1億の工事ができる。これはすごいことだなと。これは同じことを前町長に私伺いました。そうしたら、港湾を抱えている町村は、もう全国でたくさんいる。その方々が揃って国に陳情に行くんだと。その中でいろんな先生方を使いながら町長お願いして歩く。そこでついた予算をね使わないわけはないだろう。これほどいい予算はない、こう言いました。町長どう思いますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 根本の部分で、まあ一度菊地議員からもお聞きしたいんですけど、漁業の部分についても数字で私何度もお話してます。このままでいけばどうなるかってのは、まあ菊地議員も十分分かってます。そのためにどうするか。ハタハタだけには頼れない。ハタハタだけに頼ると、今現在、八峰町の八森すごくいいですよ、沖合も沿岸も。だけれども本場の男鹿半島周辺、南の方どうなってますかって。そういう部分の

中で必要な部分、それとワーキンググループの話をされました。その話、いきなりサーモン来た時、私、誰やるんですかって。そのノウハウ得るんですかって質問しました。その部分では懐疑的でした。だけれども隣町ですよ年間1,000 t もの部分があって、北部漁協支所管内よりの水揚げ額よりも多い、ここ数年ですよ、そこまで育て上げてる成功例あるんじゃないですか。その企業が全面的に技術的なアドバイスをしていただくことによって町でも可能という判断した。

あと漁港の部分については、3%でそういう部分、3%で100%の事業できる。これは大きな魅力だと思います。県単、要するに財政再建する時に一番問題あるのは、町単部分の事業をどうやって抑えて補助事業に切り替えていくかというのが大きな課題になりますから、そういう意味では漁港整備の部分は非常に町とすれば財政負担の少ない事業だというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 作り育てる漁業については、まあサーモンが今いろいろ先行して計画されておる、今、12月、養殖に魚を入れるという状況になってる。まだそれが、確かに確固たる指導はあるにしても、この生産された魚、水揚げされた魚を販路までちゃんと決まるというか、予定公表してるんですよ。まだ海の物とも山の物ともつかない。言葉悪いけども。私はね非常にこれが変な力があるなと思ってのるんです。私どもそういう予定できますか、商売人として。私、非常に思いましたよ。まあそれだけひとつ申し上げて4番終わります。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○8番（菊地 薫君） 洋上風力です。これは先ほど町長がいろいろ今までの経緯述べられました。自然を守る、環境をどう保全していくかというそういうまあ一点に尽きるのがこの景観だと思います。それ以上に健康、あるいは漁業に与える影響、大きいものがあるでしょう。風車を見て飯が食えるかといえ、それはそれまでです。しかし、この景観というのはどこの町村でももちろん発生する大きな問題ですよ。それが未だにあそこに、町長が5キロ離れたと言うけれども、そこに、あるいはモンタージュなり、鳥瞰図じゃないんでしょうけども、そういう想像できるようなそういう図面が何もないんですよ。どこの業者もそれを作っていない。どうしてだと思いませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私、町長なって、まあ任期中16回の議会がありまして、今日は

15回目です。15回全ての議会において、その風力発電の問題が取り上げられた一般質問で、私自身が持論ができてしまいました。景観に対しては。私自身が政策パンフットに強い風を生かす形の部分は、県立自然公園部分は手つけないよと、ここは手つければ駄目だよ、そういう部分の思いで、でも峰浜地域であれば、私の感覚とすれば、ここの部分は漁業者がこのエリアだったらいいよ、国の法律できた時に、私はその部分に関しては、景観の部分は見るところ、見る場所、見る人によって違うっていうふうな形の持論ができましたので、まあそういう部分で私の持論とすれば、鹿の浦から能代方面を見た部分に関して、洋上風車がどのくらいの大きさで見れるのか、まあかなり小さく見えると思うんですけど、沼田にある風車見れば分かるんですけど、まあどういう形になるのかって私については、そこの部分の風景に関しては特に違和感がないというふうなお答えをいたしました。

○議長（門脇直樹君） 8番菊地 薫君。

○8番(菊地 薫君) 先立ってですね県の事業で半農半Xっていう事業ありましたよね。今もやってるそうです。その最初に来た方がですね、私、名前分かりませんが、新聞報道されてました。八峰町に来て、いやあすばらしいとこだな。第一声発したのが鹿の浦からの展望ですよ。それほどインパクトがあるんです、あそこは。どこでも大変な景観でしょうけども、とりあえずね八峰町の玄関口としてはそれほど魅力ある景観なんですよ。あれが今、目名潟、水沢、沼田、落合と、もう陸上建ってます、風車が。あれ見た時に、毎日見てれば立ってるもんだから慣れてきますよ、これ本当。ところがですね、海、洋上なればですよ、意外と湾なってるんですよ、日本海側。この沖合が。そこに5キロといえども風車が建つということは、非常に大きなインパクトがあると思うんです、私は。全然違った形。私が今までですね、この環境を守るためにね、その二ツ森の話をしたりね、立岩、あつこの砂を堆積した部分の話したり、いろいろしてきました。でも、これがこそね守る守らないかというその大きな分岐点、こうなると思いますよ。自然の守る、景観を守る。じゃ、どこならいいのかという話になりますけれども、私は、能代八峰沖ですから能代があのかいもう先行してやってる。そういう意味では、できる得る限り能代近辺でいいと思う。変な話ですけども。そういう方向性、私は考えを持っていますが、最後に町長どうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 前にも答弁してるかもしれませんが、環境保護とその地域の活

性化に向けた開発、これはもう何十年も前から言われ続けてきた問題であります。そのバランスをどう図っていくのかっていうふうなそういう問題だというふうに私は思っています。その景観の部分については、議員おっしゃるとおり、議員から見れば鹿の浦から見る風景がけがされて、まあ損なわれるという形で思っておられるかもしれませんが、私は岩館方面見た時は非常にあそこに風車あれば、これはもうとてもでないが認められませんが、能代火力発電所の方にあつたとしても、私とすればその部分についてはバランスを図りながら開発の地域の部分も、地域活性化の部分も一緒にやっていかなきゃいけない問題だというふうに認識しています。

○議長（門脇直樹君） これで8番議員の一般質問を終了します。

お諮りします。午後の再開を1時20分に変更したいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） では、午後の再開は1時20分からといたします。

休憩いたします。

午後 0時22分 休 憩

.....  
午後 1時20分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第4、陳情第5号、精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） 報告いたします。

12月15日、本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりました、陳情第5号、精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情について、12月16日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、現行の日本の精神医療は、その診療報酬が低く抑えられ、医療スタッフ体制が脆弱なほか、精神障がい者から社会を守るという独特の観点から精神疾患に対する差別や偏見を助長している状況下にある。誰もが安心して気軽にかかれる精神医療の充実が必要であることから、この陳情については全会一致で採択と決定いたしましたので報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長は、しばらくお待ちください。

これより陳情第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長はお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第5号、精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第5号は採択とすることに決定されました。

日程第5、陳情第7号、介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

12月15日の本会議にて総務民生常任委員会に付託となっておりました、陳情第7号、介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情について、12月16日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、感染症対策の強化、介護サービスの充実など、介護する人・受ける人双方がともに大切にされる制度への見直し、それを支える介護保険財政における国庫負担割合の引き上げは必要であり、この陳情については全会一致で採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 反対討論いたします。

まずはじめに、趣旨的には賛同いたしますが、この陳情の文面について熟知したのかどうか、いささか紹介をしてその理由を述べたいと思います。

はじめに、制度の持続可能性維持の責任を国民に押し付けたというふうにありますけれども、これは逆でありまして、介護する者、家族がですね自分の親を介護できないので国にお願いしたということが本来であります。私はそういう意味で、この書き方はおかしいと。

で、そこの文章の中の最後の方にありますが、介護離職は年間10万人のまま高止まりし、介護殺人も後をたちませんとあります。介護離職者が多くて、介護する人が殺人を犯していると、こんなことを書いてるこういう陳情、何という陳情なのでしょう。私はこういうふうな文面を納得して賛同したもの、考えというのは理解できません。

次に、中段にあります。昨年4月に介護報酬0.7%上げた。それは今まで介護職、介護員の皆さんの給料が安かったんだらうということややっぱり上がったということ良かったなと思うわけですが、それでもまだ9万円も低いんだということですけども、その全産業平均、どこの全産業平均と比べているのかと。一番高い全産業平均を見ているのではないのかな。これはその地域地域によって賃金というのは、まあ高い、都会であればもちろん高いし、田舎であれば低いわけですが、その地域の賃金水準に比べて測るべきであってですね、その9万円がどこの水準にあるのかってというのがよく分からない。

で、まあ最後に陳情項目の中にですね、3番に全額公費負担でやると。金がないから消費税を5%から10%に上げてこれを財源のもとに介護保険等の充実を図っているのに、ここでまた公費負担を上げたらですね、消費税を上げるか、まあほかの保険料を上げるかしかないわけですよ、金がないわけですから。そういうことを反動があるのにもかかわらず、ここでまた国に全額公費負担へということはですね、自らの負担の努力もしないで国にばかり頼るといことは私は不満でありますので、この陳情については反対ということであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私はこの陳情に賛成をいたします。

今、介護職の人たちは過酷な現場で賃金が安いということで、介護と保育の賃金の値上げ、国の方でも考えました。若干の値上がりにはなりましたが、これはまだまだ現場にとっては過酷な仕事の割には収入が少ない。それで離職者が増えていくということです。それで、まあ介護離職年間10万人高止まり、そして介護殺人もっていうことですけれども、介護する人が殺人ではなくて、今、介護、まあ介護する人も仕事が非常に過酷なものですから、夜中に騒いだりすればもう殺したくなるとか、それから縛り付けるとか、現場ではそういうことが起きざるを得ない、そういう現場になっています。で、また家族の中でも、家族介護が大変で介護する人が大変なあまり身内を殺してしまうというそういう事件が絶えない、こういう状況です。この人たちをやっぱり、介護に対して、介護の職員が少ない、この割合をもっとやっぱり少なくして分担する、自分の担当する介護の人数を少なくするとか、夜の勤務をもうちょっと緩和してやるとか、今、能代の場合でもいっぱいありますけれども、やはり夜だったら夜専門の仕事、介護する人が専門の仕事というふうに、そういうふうな担当になってそういう働き方にもなっているようです。やはりこれは病院の看護師と同じように、こういうのを長く続けていけば大変な状況になってくると思います。

そして介護保険料、利用料の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険の制度をこれ抜本的に改善することが必要です。介護保険料は、私いつも言っていますけれども、1万5,000円未満の人が八峰町では218人もいます。その人たちから保険料を取っている状況です。それから、ああいう人たちはもう介護保険料引かれれば何ぼも残らない、通帳に残らない、こういう声が高齢者からたくさん聞かれています。そして利用料の負担は、8月から食事代と、それから部屋代の値上がりが国会を通さないでどんどんどんどん自分たちだけで値上げしていくようなこういうふうな仕組みが、今の自民党、公明党の政府の中でやられています。これはやはり抜本的に変えていかなければ、高齢者が安心して暮らしていけません。で、いずれ高齢者になる方々も、高齢者になったら行けるんだっていう、施設に入れるんだというそういう安心感がありません。もう自分の年金では賄えない、こういう利用料の高額な利用料になっております。こういうのを改めていかなければ、高齢者社会は乗り切れないと思います。

そういうことから私はこの陳情に賛成して意見書を出していただきたい、こう願いますので、皆さんよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。5番須藤正人君。



○5番（須藤正人君） 反対討論をいたします。

まあさっきの山本議員の反対討論とほぼ同じであります。全産業の平均よりも介護従事者が9万円も安いというのは、どうも信用できない文面であります。そして全国一律、例えば最低保障賃金でも全国それぞれ賃金が違います。私はやはり地域に沿った給与体系、それでいいのではないのかなというふうに思っている一人です。

そしてまた、この給与を上げる分の全負担を公費で負担すると。この公費というのは、どこかに重きを置くとどこかが低くなる、この循環で財政というのはあります。そういうことを考えた時、いろんなバランス、そのバランスをもう少し検討して、そしてこの給与というものを決めるべきだというふうに思います。

もちろんこの陳情の中には理解できる部分もたくさんあります。しかしながらこういう今お話したその部分に関しては、私は到底納得できない。よって反対をしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第7号、介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第7号は採択とすることに決定されました。

日程第6、発議第14号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この発議には反対いたします。

3番目の理由にですね、国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍ということについて反対しているということですが、75歳以上でもですね相当の給料をもらっている、まあ給料というか収入を得ている人もいるわけです。それを一律にそれを75歳以上であれば1割でいいよなことの意見ではですね、私はあまりにも残された現役世代の負担が今後大きくなっていくと。やはりこれから未来を担っていく若者の負担というものを極力少なくしていくためにはですね、高齢者といえどもその負担を補ってもらいたいというふうに考えます。そういうことであります。

それともう1件はですね、かなり高齢になってくると負担、収入が少なくなってくるわけですから、ぎりぎりの生活をしている人もいるだろうと思います。それについてはですね階層別にその支払いの負担率というものを分かれてあるわけですから、それに応じですねケース・バイ・ケースで、その収入の少なくて負担能力が少ない人についてはもっとこう負担率を下げるといふような方法も現在もあるし、それをもうちょっと細やかにやってもらえればいいのではないかなということでもあります。

まあそういうふうな理由からですね、この意見書については反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この意見書提出に賛成をいたします。

75歳以上の後期高齢者の2割負担につきましては、最初の案では200万以上の人は2割負担、あと現役並みの年金の人は、350万円以上か、の人は3割負担とか、そういうふうなこうあれがありますけれども、この今の政府の中でこれを決めてしまえば、線引きがですね200万から150万の人は2割になるとか、そういうことが決められかねない状況になると思います、今の政府を見てれば。ここはもうきっぱりと75歳以上は今まで2割負担はやってはいけない、ここははっきり打ち出していかなければならないと思います。これをやられたら、ほとんどの高齢者の方、まあ金持ちな人ももちろん、高額の人もいます。そういう人たちからも応分の負担を取って、会社からも応分の税金をもらう。これは当然のことです。ただ、弱者に対する負担がより大きくなるということは本当に懸念されますので、この意見書に対して私は出していただくよう、皆さんよろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第14号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第7、発議第15号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもること求める意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休 憩

午後 1時49分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開します。

ただいま配信しました追加議案日程表のとおり案件が提出されております。これを日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第16号、精神保健福祉の改善に関する意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

追加日程第2、発議第17号、介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 陳情書の段階でも反対意見を言いましたが、追加でもう1件考え方を申し述べたいと思います。

介護保険料の報酬は確かに0.7%、若干上がってまあ良かったわけですが、9万円というふうなまたさらに低いということではありますが、この給料そのものっていうもの

はですね経営たる医療法人が任意に設定するものでありましてですね、給料が安いというのはその医療法人の経営上の問題であります。この9万円が安いついていうのは、その介護報酬の戻しについていうか、企業に、医療法人に支払われる分が足りないだろうというふうに、そういうことで給料もそれで比例して安いというふうなことを言っていると思うわけですが、実際には職員給料というのは介護法の、国から来る介護報酬にかかわらずですね高く支給してもいいわけですが。企業の医療法人が経営上間に合わないから下げてるのであって、間に合ってるのであればもっと給料というのは任意に高くすることができるわけでありまして。ですからここで書いてるのは、その医療法人の給料を上げれというふうなことにもある意味伝わるわけですね。そういうことはやはり医療法人の運営上の問題でありますから、そこまで踏み込んでこの給料を上げれということを書いてるっていう陳情書はもちろん反対しましたし、今回の意見書についてもそういう意味で反対いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この意見書提出に賛成をいたします。

ここで働く人たちの給料が低いというのは、保育園と同じで施設を造る場合、設置基準があつて、職員の給料が設置された基準の給料、そういう最低基準が国の方で保障されてると思うんですけども、その最低賃金の保障を国の方で上乘せしてもらいたい、報酬を上げてほしいということだと思います。介護保険とか福祉施設は営利企業ではありませんので、ここで本当に儲けようとするれば人件費を削ったり、当然そういうことが出てきますけれども、営利企業ではないので、やはりこれは国の方で社会保障の一環としてこれを保障してほしい、こういうことですので、国に求める陳情ですので私は意見書提出に賛成です。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第17号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第9、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和3年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。お疲れ様でした。

---

午後 1時57分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子

同 署名議員 4 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 5 番 須 藤 正 人